

京 都 市 会 時 報

特 集 号
平成 19 年 回 顧

平成 20 年 5 月

京都市会事務局政務調査課

平成 19 年を顧みて

平成 19 年は、統一地方選(3月30日告示,4月8日投開票),参院選(7月12日公示,同月29日投開票)の大型選挙が相次いで実施された。

国内では、安倍政権下での参院選で、約 5000 万件に上る年金記録漏れ、閣僚の不透明な事務所費問題等で逆風にさらされた自民党が歴史的な大敗を喫した一方、民主党が第 1 党となり、与党は参院で過半数を失い、衆院と参院で多数派が異なる「ねじれ」が生じた。安倍首相は、参院選後も、11月1日で期限が切れるテロ対策特別措置法の延長に強い決意を示し、続投したが、9月12日に、突然、辞任を表明した。その後、自民党の総裁選を経て、9月25日に、国会で福田康夫元官房長官が第 91 代の首相に指名され、福田内閣が発足した。防衛省前事務次官が防衛専門商社の元専務から過剰なゴルフ接待等を受けていたことが判明し、東京地検特捜部は、前事務次官らを収賄容疑で逮捕し、巨額の防衛利権をめぐる官業癒着の構図が浮き彫りになった。大手菓子メーカーの消費期限切れ牛乳の使用の発覚を皮切りに、食品の偽装事件、賞味期限改ざん、産地偽装等が相次ぎ、国民の食の安全に対する信頼が大きく揺らいだ。

世界では、米国でのサブプライム住宅ローン問題をきっかけに、世界の金融市場が大きく動揺し、8月以降、信用収縮、株価急落、ドル安等が一気に加速するとともに、原油先物相場が急騰し、世界経済の先行きに不透明感が増した。北朝鮮核問題をめぐる6カ国協議が2月に北京で開かれ、既存核施設を一定期間使用できなくする等の「無能力化」で合意したものの、年内とされた核無能力化等が守られず、不透明な要素が残った。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)とゴア前米副大統領がノーベル平和賞を受賞し、地球温暖化問題に対する国際的な関心が高まった。8月から9月にかけて反軍政デモが多発したミャンマーで、多数の市民が死傷するとともに、取材中の日本人ジャーナリストが射殺され、国内外に衝撃を与えた。

京都市政においては、10月に3期限りでの引退を表明した榊本市長にとって総仕上げの年となった。3月13日の2月定例会最終本会議で、50年後、100年後の京都の将来を見据えた平成の一大事業ともいふべき「新たな景観政策」推進のための眺望景観創生条例等6条例案及び関係予算案が全会一致で可決されるとともに、全議員が起立し、議員の拍手が議場に響き渡る中、「新たな景観政策の推進に関する決議」が全会一致で可決された。

市会においては、統一地方選の結果、69人の議員が誕生し、第73代議長に内海貴夫議員が、第82代副議長に宮本徹議員が就任し、市会のかじ取りが託された。2月定例会で議員提案による「京都市会議員政治倫理条例」及び「公正職務執行条例(仮称)の早期制定を求める決議」が全会一致で可決され、これを受けて、5月定例会で「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」が可決され、公正な職務執行体制の構築に市会が主導的に、重要な役割を果たした。また、9月5日に第3次市会改革検討小委員会が設置され、政務調査費の見直し等について集中的・精力的に議論が重ねられ、12月26日に、平成20年度交付分からの領収書等の全部公開の実施、使途基準の更なる明確化を図るための「政務調査費の運用に関する基本指針」の策定等が市会運営委員会に中間報告された。

本書は、京都市政のこの1年を回顧し、平成19年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録していますので、参考資料としてお役に立てば幸いです。

目 次

平成 19 年を顧みて	1
第 1 市会議員選挙と新市会の発足について	3
第 2 市会における取組等について	10
第 3 組織の一部改正等について	13
第 4 市財政について	26
第 5 行政評価条例（「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する 条例」）について	36
第 6 職員の不祥事の根絶と公正な職務の執行の確保のための取組について	40
第 7 市内全世帯でのプラスチック製容器包装分別収集について	46
第 8 路上喫煙等の禁止等に関する条例の制定について	50
第 9 文化芸術都市創生計画の策定について	53
第 10 観光客 5000 万人構想の実現に向けた新たな取組等について	58
第 11 合併記念の森全体構想の策定について	63
第 12 京都市中央卸売市場第一市場マスタープランの策定及び 開設 80 周年記念事業について	66
第 13 子どもを共に育む京都市民憲章の制定について	71
第 14 子どもの放課後対策について	75
第 15 新・京都市南部創造のまちづくり推進プランの策定について	78
第 16 新景観政策の実施について	83
第 17 「歩くまち・京都」の実現を目指す取組について	89
第 18 「京（みやこ）の水ビジョン」及び「京都市上下水道事業中期経営プラン （2008 - 2012）」の策定について	93
第 19 京都まなびの街 生き方探究館の開設について	97
資料	
第 1 平成 19 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	102
第 2 平成 19 年 請願等受理及び処理件数一覧	103
第 3 平成 19 年 市会本会議における議案審議件数一覧	104
第 4 平成 19 年 議案審議結果一覧	105
第 5 平成 19 年 月別・分類別図書増加数一覧	128
第 6 平成 19 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	130
第 7 平成 19 年 年表	132

第 1 市会議員選挙と新市会の発足について

1 市会議員選挙

4月8日、戦後16回目となる京都市議会議員一般選挙が、京都府議会議員選挙と共に執行された。定数69人に91人が立候補し、投票率44.49%となった選挙の結果は、次のとおりである。

(京都市会議員の党派別、新旧別集計)

区 分	立候補者数		当選者数		得票数	得票率	
	人数	%	人数	%			
自由民主党	現	19(2)	27.5	17(1)	33.3	134,707	28.67
	新	5(1)		5(1)			
	元	1		1			
	計	25(3)		23(2)			
日本共産党	現	18(8)	25.3	17(8)	27.5	116,425	24.78
	新	5(1)		2			
	元	0		0			
	計	23(9)		19(8)			
民主党	現	7(1)	20.9	5(1)	17.4	107,623	22.90
	新	11(1)		6(1)			
	元	1		1			
	計	19(2)		12(2)			
公明党	現	10(2)	13.2	10(2)	17.4	73,971	15.74
	新	2		2			
	元	0		0			
	計	12(2)		12(2)			
社会民主党	現	0	1.1	0	0	2,388	0.51
	新	1		0			
	元	0		0			
	計	1		0			
国民新党	現	0	1.1	0	0	1,019	0.22
	新	1		0			
	元	0		0			
	計	1		0			
無所属等	現	2	11.0	2	4.3	33,787	7.19
	新	7(1)		1			
	元	1		0			
	計	10(1)		3			
合 計	現	56(13)	/	51(12)	/	469,920	/
	新	32(4)		16(2)			
	元	3		2			
	計	91(17)		69(14)			

(注1)()内は、内数で女性の数

(注2)立候補者数及び当選者数に占める割合(%)は小数点第2位、得票率は小数点第3位を四捨五入している。

2 会派の結成

新議員の任期が始まる 4 月 30 日，会派結成届が 4 会派から提出された。

会派の名称	所属議員数
自由民主党京都市会議員団	23 名
日本共産党京都市会議員団	19 名
民主・都みらい京都市会議員団	13 名 (14 名)
公明党京都市会議員団	12 名
(参考) 無所属	2 名 (1 名)

() 内は，青木かつゆき議員(無)の辞職(5月29日)及び当該辞職に伴う繰上補充により当選人となった鈴木マサホ議員の会派(民)への所属(6月1日)による変更後の所属議員数

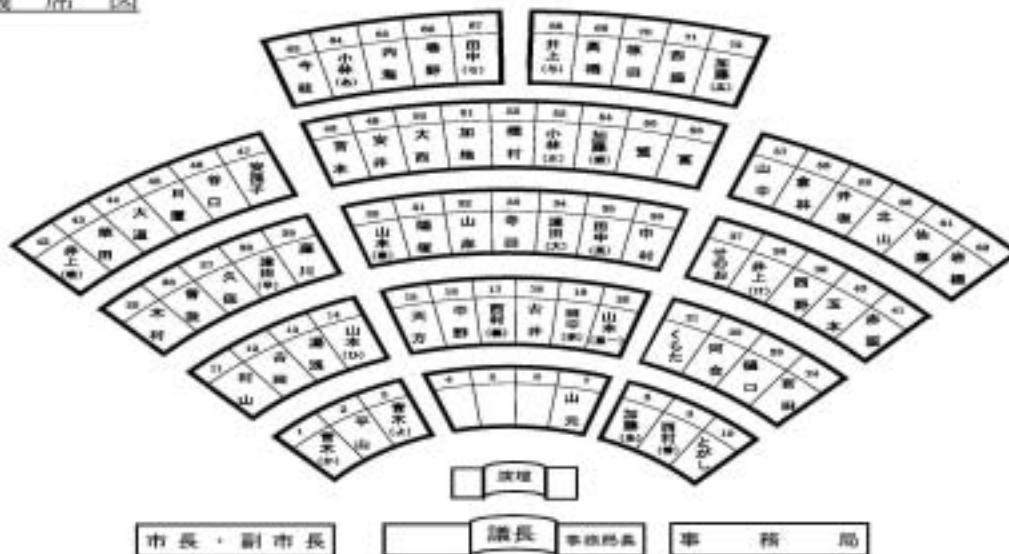
3 各派世話人会

新市会における当面の諸課題について協議するため，交渉会派である 4 会派で構成する各派世話人会が，5 月 2 日に開催された。これ以後，5 月 17 日に議長の指名により市会運営委員が選任され，その役割を終了するまで，各派世話人会(代表世話人会を含む。以下同じ。)において精力的に協議が重ねられた。

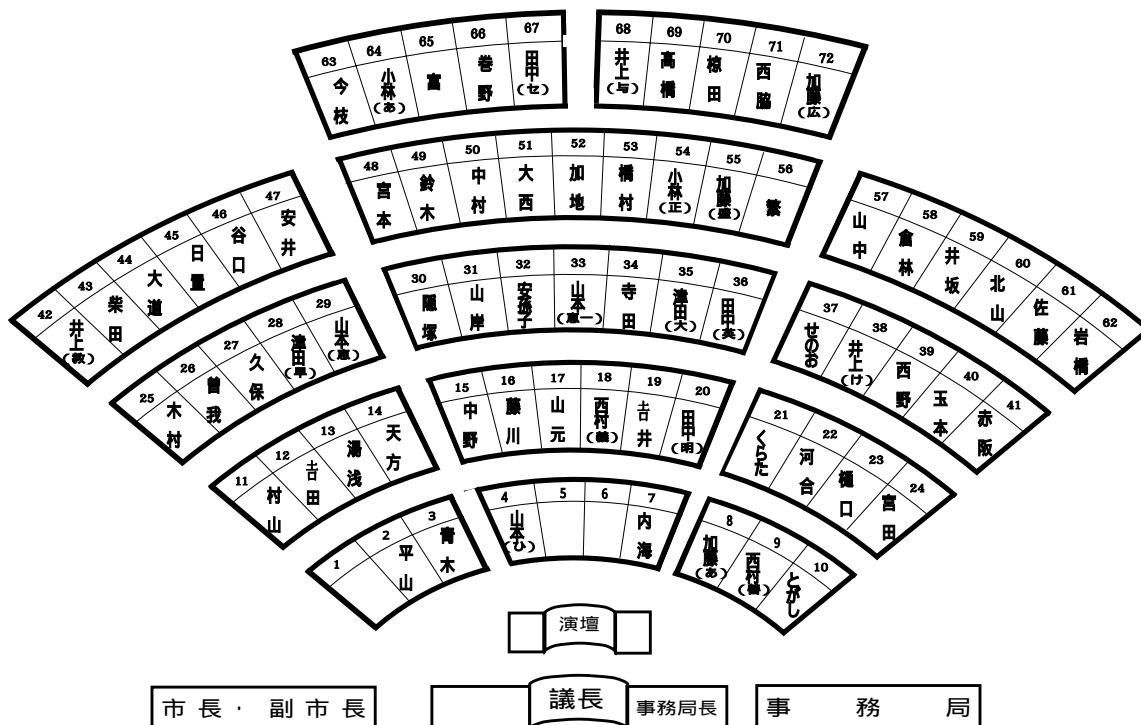
各派世話人会における主な協議事項等は，次のとおりである。

- (1) 会派の順序
多数会派の順とすることに決定した。
- (2) 会派の控室
別紙 1 の改修案及び別紙 2 の利用案のとおり決定した。
- (3) 議席について
下図のとおりとされた。

議 席 図



(参考) 9月6日以降の議席図



(4) 正副議長，その他役員の選出について

- ア 正副議長（「4 正副議長の選挙」参照）
- イ 市会選出監査委員（2名）
- ウ 京都府後期高齢者医療広域連合議員（4名）

各会派から1人ずつ選出した候補者について，指名推選により選挙することとした。

エ 常任委員会の名称，所管及び定数

名 称	所 管	委員数
財政総務委員会	総合企画局，総務局，理財局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
文教委員会	文化市民局及び教育委員会の所管に属する事項	13
厚生委員会	環境局及び保健福祉局の所管に属する事項	13
建設消防委員会	都市計画局，建設局及び消防局の所管に属する事項	13
交通水道委員会	交通局及び上下水道局の所管に属する事項	17

オ 市会運営委員会

定数は，前任期と同様に15名とし，自民5，共産4，民主3，公明3とされた。また，理事についても前任期と同様に6名とし，自民2，共産2，民主1，公明1とされた。

カ 特別委員会

(7) 特定の事件を調査する特別委員会

第 2 回市会（定例会）の会期中に，設置について協議することとした。

(1) 予算・決算を審査する特別委員会

名 称		所 管	定数
普通予算 （決算） 特別委員会	第 1 分科会	総合企画局，総務局，理財局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，教育委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び公営企業等予算（決算）特別委員会の所管に属しない事項	23
	第 2 分科会	環境局，保健福祉局（病院事業を除く。），都市計画局，建設局及び消防局の所管に属する事項	23
公営企業等予算（決算）特別委員会		保健福祉局（病院事業のみ），交通局及び上下水道局の所管に属する事項	23

キ 人権擁護委員（8 名）

委員候補者の割当ては，自民 3，共産 2，民主 2，公明 1 とされた。

ク その他

平成 8 年度から平成 11 年度までの委員会記録 112 件が所在不明となった件について，事務局長から説明及び謝罪があった。

4 正副議長の選挙

5 月 17 日の本会議において正副議長の選挙が行われ，第 73 代議長に内海貴夫議員が，第 82 代副議長に宮本徹議員が就任した。選挙結果は，以下のとおりである。

(1) 議長選挙

投票総数	有効投票		無効投票
68	内海貴夫議員	49	19

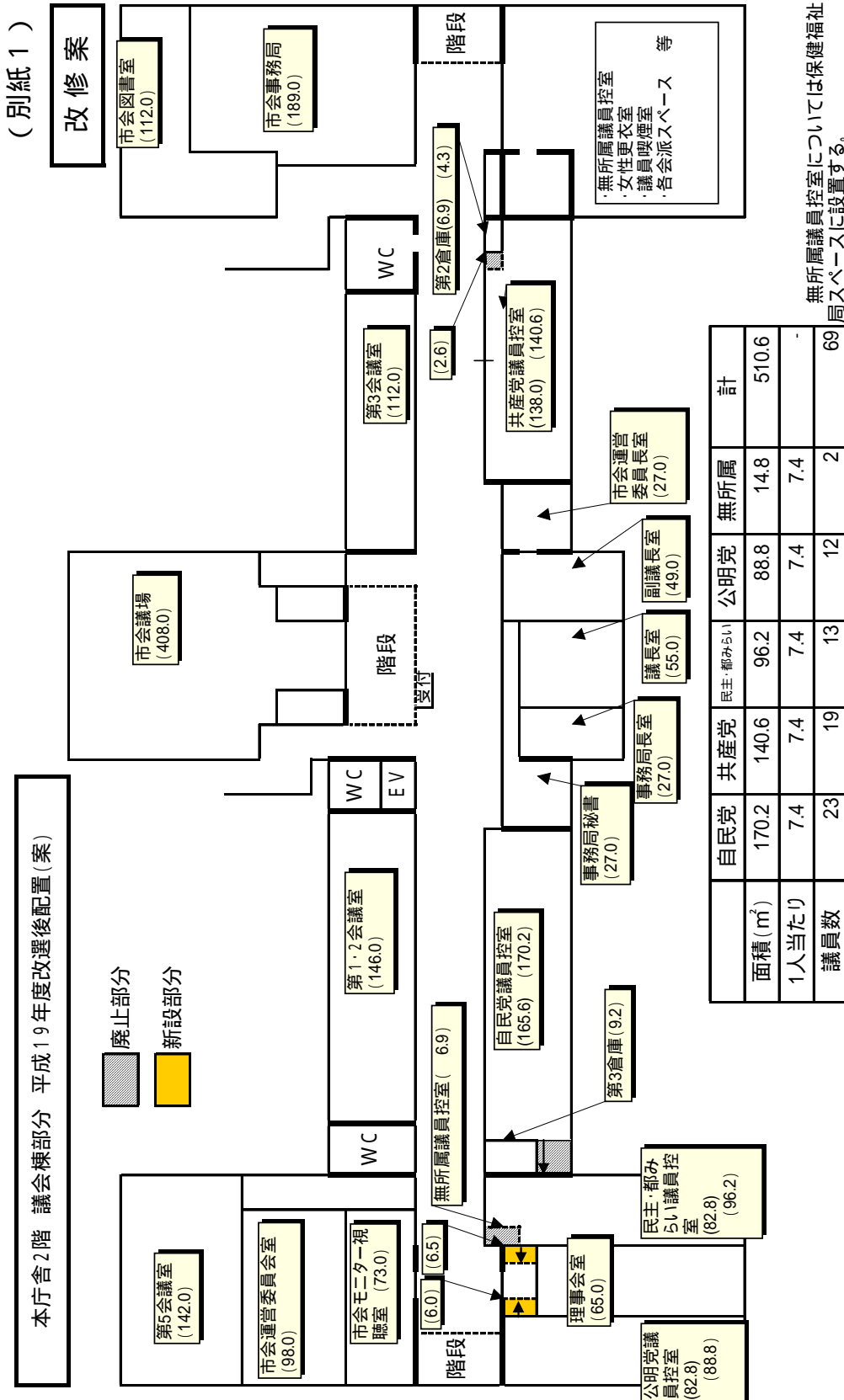
(2) 副議長選挙

投票総数	有効投票		無効投票
68	宮本徹議員	49	0
	加藤広太郎議員	19	

5 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

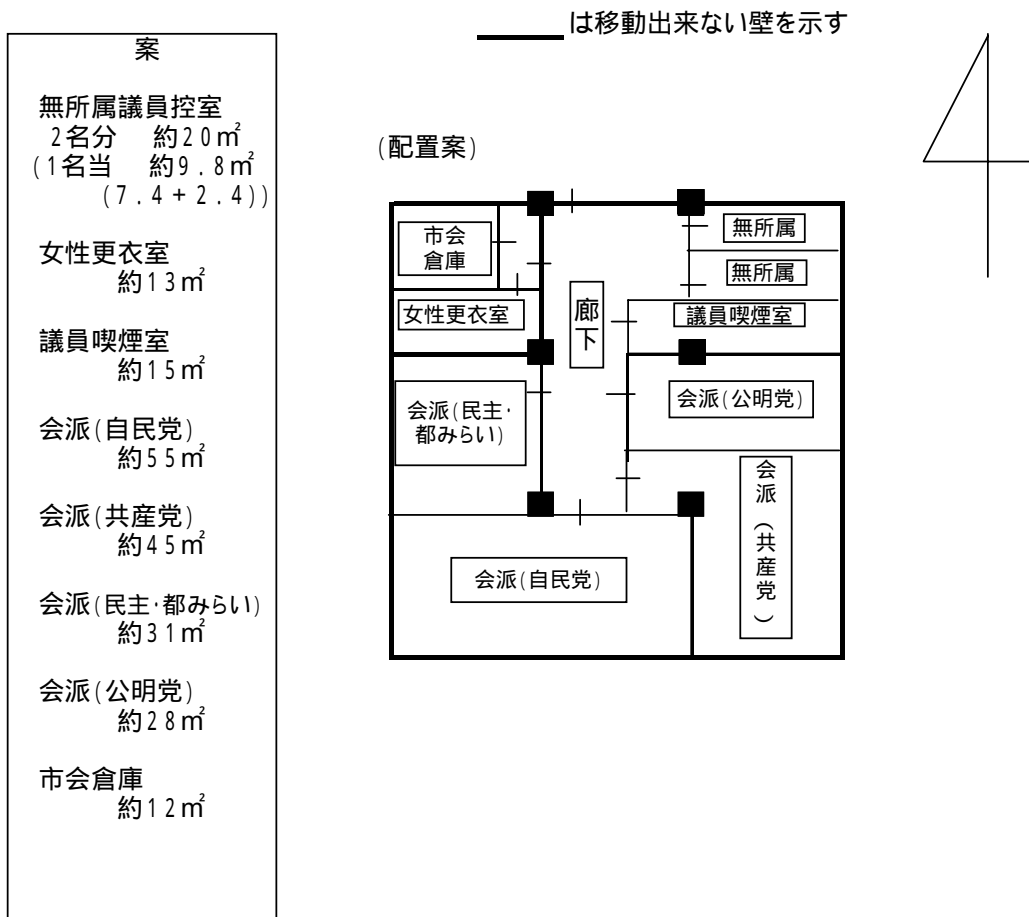
5 月 17 日の本会議において，議長の指名により，常任委員会及び市会運営委員会の委員が選任された。また，本会議終了後に常任委員会及び市会運営委員会の合同委員会が開会され，それぞれの委員会の正副委員長が互選された。

各委員会の委員割当表は，別表のとおりである。



本庁舎2階 保健福祉局総務課部分 利用案

(別紙 2)



(会派スペースについて)

全体	約268m ²
控除分	約105m ²
・女性更衣室、倉庫	約25m ²
・議員喫煙室	約15m ²
・無所属議員控室	約14.8m ² (7.4m ² ×2人)
・共有部分(廊下等)	約51m ²
会派スペース	約163m ² (一人当たり 163÷69(議員数) = 約2.4m ²)
・自民党	約55m ²
・共産党	約45m ²
・民主・都みらい	約31m ²
・公明党	約28m ²
・無所属	約4.8m ² (2.4m ² ×2人)

別表

(5月17日現在)

委員会	常 任 委 員 会											市会運営委員会 (印理事)	
	財政総務		文教		厚生		建設消防		交通水道				
委員長	公津田(早)		自田中(英)		共井上(け)		民安孫子		自 繁		自 卷野		
副委員長	自中村	共佐藤	民藤川	公日置	自寺田	公井上(教)	自大西	共西野	共赤阪	民山岸	共井坂	民小林(あ)	公大道
定数	13		13		13		13		17		15		
自民 23	4		5		4		4		6		5		
	中西椋山	村脇田元	加小林(正) 田中(英) 津田(大) 吉	地(正) 中(英) 大井	寺富西村(義) 橋	田(義) 村	井上(与) 内海 大西 山本(恵一)		加藤(盛) 繁 高田中(明) 田中(七) 野		加津田(大) 寺橋 巻	地(大) 田村野	
共産 19	4		3		4		4		4		4		
	岩倉佐宮	橋林藤田	井加藤(あ) 河	坂(あ) 合	井上(け) くらの せと	た お し	加藤(広) 玉 西 樋	本 野 口	赤北西村(善) 山	阪山(善) 中	赤井せ玉	阪坂お本	
民主・都 13	2		3		2		3		3		3		
	今隠	枝塚	藤宮山本(ひ)	川本(ひ)	青木(よ) 小林(あ)		安孫子方野 天中		安山山本(恵)	井岸(恵)	隠小林(あ) 山本(ひ)	塚山本(ひ)	
公明 12	3		2		2		2		3		3		
	曾大津田(早)	我道	日吉	置田	井上(教) 木村		谷平	口山	久柴湯	保田浅	久曾大	保我道	
無所属 2	0		0		1		0		1		0		
					青木(か)				村 山				

その後の異動

5月29日 青木(か) (無) 辞職

6月4日 鈴木 (民) 厚生委員に選任

第 2 市会における取組等について

1 京都市会議員政治倫理条例の制定

議員の口利きに関する社会的な関心の高まりや本市職員の不祥事で市政に対する市民の信頼が大きく損なわれている状況を踏まえ、議員自らがその襟を正し、口利きを一切行わないこと、政治倫理審査会を必要に応じて設置できること等の議員の政治倫理に関する基本的事項を定めた条例案を 2 月 20 日の本会議において議員提出し、同日に可決した。

なお、市長に対し、この条例と相まって、職員の公正な職務執行体制が確保できるよう、早期に公正職務執行条例(仮称)の制定に向けて鋭意努力することを求める旨の「公正職務執行条例(仮称)の早期制定を求める決議」も同日に可決した。

2 議員報酬の削減

議員報酬の 5 パーセント削減については、平成 13 年の第 1 回市会(定例会)において可決した議員提案の特例条例に基づき平成 13 年 4 月から実施し、以後平成 19 年 3 月まで継続することとしていたが、現下の厳しい財政状況を踏まえ、3 月 13 日の本会議において平成 20 年 3 月まで継続する条例改正案を可決した。

3 市会改革の取組

(1) 第 3 次市会改革検討小委員会の設置

前期市会に引き続き、議会機能の充実、議会の活性化等の市会改革を更に推進するため、9 月 5 日、市会運営委員会内に第 3 次市会改革検討小委員会を設置した。

その概要は、次のとおりである。

ア 構成員(市会運営委員会理事)

委員	長	卷野	渡	(自民)
委員		井坂	博文	(共産)
		小林	あきろう	(民主)
		大道	義知	(公明)
		橋村	芳和	(自民)
		せのお	直樹	(共産)
オブザーバー		内海	貴夫	議長(自民)
		宮本	徹	副議長(民主)

イ 設置期間

平成 19 年 9 月 5 日～平成 20 年 3 月初旬

ウ 検討項目

(ア) 政務調査費について

- (イ) 海外行政調査について
- (ウ) 費用弁償について
- (I) 出前議会など常任委員会の更なる活性化について

(2) 検討状況

ア 小委員会の開催状況

9月5日に第1回目を開催して以降、年内に7回にわたって小委員会を開催し、4つの検討項目について精力的な検討が進められた。

イ 中間報告

政務調査費に関する検討状況について、市会運営委員会に対し、2回の中間報告が次のとおり行われた。

月日	中間報告の概要
11. 9	領収書等の公開範囲については、「人件費、事務所費も含めて全部公開する。」との基本的な方向性について、各会派が確認し、合意するに至った。
12.26	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成20年4月1日から、領収書等の全部公開をはじめとする見直しを実施する（平成20年度交付分から適用）。 2 使途基準の更なる明確化を図るため、「政務調査費の運用に関する基本指針」を策定する。 3 平成20年2月定例会において、議員提案により、領収書等の全部公開などを内容とする「京都市政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を行う。

4 市民の思いにしっかりと寄り添う・開かれた市会の更なる推進

(1) インターネットによる録画放映の充実

第2回市会（定例会）から、本会議の代表質問・代表質疑のインターネットによる録画放映を市会ホームページ上で開始した。

(2) 議場一般見学会の実施

次代を担う子ども達等の市会や市政に対する興味・関心を高めることにより、より身近で開かれた市会の実現を図るため、「親子ふれあい議場見学会」及び「子ども議場見学会」を実施した。

ア 親子ふれあい議場見学会

11月3日（土・祝）に、市内在住・在学の小学4年生～6年生の児童と保護者16組（37名）の参加を得て実施した。

イ 子ども議場見学

学校教育の一環として、市内の小学校の児童を対象に実施することとし、10月12日に第1回目の見学会を実施した。

5 主な諸規程の改正等

- (1) 地方自治法の一部改正に伴う諸規程の整備
 - ア 京都市会会議規則の一部改正（3.13 議決 3.22 公布）
委員会の議案の提出に係る手続等を規定
 - イ 京都市会委員会条例の一部改正（3.13 議決 3.29 公布）
議長が会議に諮らずに委員会の委員を指名することができること等を規定
 - ウ 京都市会委員会要綱の一部改正（3.13 決定）
- (2) 第 2 次市会改革の取組等に伴う諸規程の整備
 - ア 議場での発言時の物品等の使用に係る申合せ（2.19）
発言を補完するために用いる物品等の使用手続に係る申合せ
 - イ 文書質問の取扱いについての申合せ（2.19）
口頭による質問の機会がない場合等口頭による質問を補完するために行う文書質問の手続に係る申合せ
 - ウ 執行機関設置の審議会への参画についての申合せ（2.19）
原則として、法令又は条例において議員の参画が規定されているものに限り参画することを申し合わせた。
 - エ 京都市会における委員及び議員の派遣に関する要領の一部改正（3.19 決定）
海外行政調査出張に係る旅費上限額の減額（120 万円から 100 万円へ）及び派遣期間の短縮（21 日以内から 14 日以内へ）
 - オ 京都市会議員証要領の一部改正（5.17 決定）
新たに顔写真を掲載するなどの様式の改善等
 - カ 京都市会モニターテレビによる放映に関する要綱の一部改正（11.19 決定）
モニター視聴室の定員を 45 名から 60 名に増員
- (3) 郵便貯金法の改正等に伴う諸規程の整備
 - ア 京都市会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正（10.5 議決 10.12 公布）
地方自治法の一部改正後、初の委員会（市会運営委員会）提出議案
 - イ 京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正（10.12 公布）
- (4) 京都市会議員政治倫理条例の制定（2.20 議決 3.1 公布）及び京都市会議員政治倫理審査会の組織及び運営に関する規程の制定（10.12 公布）
- (5) 京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部改正（3.13 議決 3.29 公布）

第 3 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4 月 1 日付け）

榊本市政 3 期目の総仕上げの年である平成 19 年度は「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき取り組んできた市民の市政に対する信頼回復と再生のための道筋を更に確固たるものとするとともに、「ますもとマニフェスト」に掲げたすべての政策を盛り込んだ「京都市基本計画第 2 次推進プラン」の実現に全力で取り組むこととした。

(1) 組織改正

平成 19 年度の組織改正は、不祥事の根絶と公正かつ適正な職務執行を将来にわたり確保するための体制を整備するとともに、50 年後、100 年後の京都の将来を展望し、歴史的な転換を図ることとした景観政策、全国をリードする先進的な取組を展開してきた環境政策をはじめとする重要政策を強力に推進するための体制を整備することに重点を置き、「未来への明るい展望を切り拓く」体制の構築を目指して実施した。

ア 信頼回復と再生のための体制整備

抜本改革大綱に掲げる「環境局における「解体的」改革」を断行するとともに、全庁において服務規律を徹底するための体制整備を行った。

(ア) 環境局における「解体的」改革

抜本改革大綱に掲げた 7 つの「解体的」改革策に集中的に取り組むため、次のとおり、環境局において服務及び業務管理を徹底する体制を整備するとともに、地球温暖化対策に関する事務を環境局から総合企画局に移管した。

a 不祥事の根絶と業務の適正な遂行を確保するための体制整備

(a) 環境局監理監の設置

通常の管理体制とは別に、服務のみならず、抜本改革大綱に掲げたごみ収集業務の 50 パーセント委託化をはじめとする業務に関する課題の総点検を担当する局長級の「監理監」を設置した。

(b) 服務及び業務監理専担組織の設置

監理監を補助する組織として、服務監察を担当する「服務監理課」及び局業務の監察を担当する「業務監理課」を設置した。

両課は、部に属さない組織とし、局長及び監理監の直轄下に置くこととした。

また、局の庶務担当課である地球環境政策部環境総務課に「労務総括係長」、「労務第一係長」及び「労務第二係長」を置き、これまで循環型社会推進部及び適正処理施設部が担っていた事業所職員の人事労務に関する事務を同課に集約した。

b 地球温暖化対策の総合企画局への移管

環境を基軸とした市政の推進をより充実強化するため、地球温暖化対策に関する事務を環境局から総合企画局に移管し（後記ウ(イ)参照）、環境局は、7 つの「解

体的」改革策に集中的に取り組むこととした。

これに伴い、地球環境政策部地球温暖化対策課を廃止し、同部を「環境企画部」に改称した。

c 市民美化センターと生活環境事務所の統合

抜本改革大綱に掲げた死獣収集業務の全面委託化及びし尿収集業務の縮小に伴い、両事業所を統合して「生活環境美化センター」(第2類事業所)とした。

(イ) 全庁的なサービス監察体制の整備

a サービス監察専担組織の設置

サービス監の統括の下、サービス規律と遵法意識の徹底された組織風土を定着させるため、総務局に、職員のサービス監察に関する事務を担当する「監察室」を設置した。

b サービス監察体制に関する規則の制定

将来にわたり公正かつ適正な職務執行を確保するため、これまで要綱で定めていたサービス監を筆頭とするサービス監察の体制及びサービス監察担当職員の権限を一層明確化した「職員のサービス監察に関する規則」を制定した。

(ウ) 局における管理体制の整備

a 土木事務所統括組織の設置

各土木事務所におけるサービス及び業務管理のより一層の徹底を図るため、抜本改革大綱に掲げた土木事務所統括組織として、建設局に「土木管理部」を設置した。

b サービス管理権限の担当課長への委譲

所属単位でのきめ細やかなサービス管理を行うことにより、不祥事の発生を未然に防ぐため、本庁各局の担当課長に補佐職員のサービス管理権限を委譲した。

イ 歴史都市・京都にふさわしい新景観政策を展開するための体制整備

50年後、100年後の京都を見据えた新景観政策の確実な展開を図るため、都市計画局に、景観に関する重要政策を統括し、推進する局長級の「景観創生監」を設置した。

また、平成19年2月市会における決議等を踏まえ、良好な眺望景観の創生をはじめとする新制度を的確に実施するため、都市計画局都市景観部の都市景観課、景観企画課及び風致保全課を、景観政策の企画及び調査並びに修景助成事業を担当する「景観政策課」、デザイン審査及び屋外広告物に関する事務を担当する「市街地景観課」並びに歴史的風土の保存、風致地区の保全等を担当する「風致保全課」に再編した。

市街地景観課には、違反広告物指導専任の担当課長を新設するとともに、広告物に関する事務を担当する係長及び建築物のデザインの審査を担当する係長並びに担当の職員を大幅に増設するなど、新景観政策を展開するための万全の実施体制を整えた。

ウ 地球温暖化対策を強力に推進するための体制整備

環境をあらゆる政策の基本とした環境共生型都市・京都の実現に向け、喫緊の課題である地球温暖化対策を強力に推進するための体制整備を行った。

(ア) 地球環境政策監の設置

京都市地球温暖化対策条例に掲げた「2010年(平成22年)までに市内からの温

室効果ガス排出量を 1990 年（平成 2 年）に比べて 10 パーセント削減する」という当面の目標達成に向けて、市民、事業者、環境保全活動団体等とのパートナーシップに基づく地球温暖化対策をより一層強力に推進するため、本市に地球温暖化の防止に関する重要政策を統括する「地球環境政策監」を設置した。

(イ) 総合企画局地球温暖化対策室の設置

地球環境政策監の下、地球温暖化対策に関する全庁挙げての取組を一層強化するため、総合企画局に部相当の「地球温暖化対策室」を新設し、これまで、環境局地球環境政策部地球温暖化対策課が所管していた地球温暖化対策に関する事務を移管した。

エ 建設行政を効果的に推進するための体制整備

重要な社会資本である道路、橋りょう等の整備と適切な維持管理をより計画的かつ効率的に推進するため、これまで事業区分に着目して編成していた建設局の管理部、道路部、街路部及び用地室を、企画、維持管理及び建設事業推進の横断的な視点から、「建設企画部」、「土木管理部」、「道路建設部」及び「事業推進室」に再編した。

(ア) 「建設企画部」は、局の庶務、労務及び計理を担当する「建設総務課」、局の重要事業の企画、進行管理等を担当する「建設企画課」及び工事検査、局の車両管理等を担当する「監理検査課」で構成した。

従前の 2 課体制を 3 課体制とすることにより、局の統括機能及び企画機能の強化を図った。

(イ) 「土木管理部」は、道路及び河川の維持管理業務の統括並びに土木事務所の統括を行うこととし、これらの総合調整等を担当する「調整管理課」、道路及び河川の占用、監察等を担当する「道路河川管理課」、「道路明示課」並びに「放置車両対策課」の 4 課で構成した。

(ウ) 「道路建設部」は、道路及び街路の建設と快適な道路環境の整備を計画的かつ一体的に実施するため、これらの事業計画を担当する「道路計画課」、道路及び街路の建設を担当する「道路建設課」並びに電線類地中化事業、歩行空間のバリアフリー化、コミュニティ道路の整備等を担当する「道路環境整備課」の 3 課で構成した。

(エ) 「事業推進室」は、立体交差化事業、広域幹線道路事業その他重要な道路事業及び街路事業を用地取得と併せて実施することにより、重要事業の早期実現を図るため、街路部の立体交差課及び広域幹線道路課並びに用地室を統合し、課を置かない機動的な組織として新たに設置した。

(オ) 河川の管理に関する事務を土木管理部に移管することに伴い、専ら河川に関する整備計画及び工事を担当することとなる水と緑環境部の河川課を「河川整備課」に改称した。

オ 障害者に関する施策を総合的に展開するための体制整備

障害者自立支援法の全面的な施行に伴い、身体・知的・精神に障害がある方に関する施策を一層総合的に展開していくため、保健福祉局保健福祉部障害企画課を同部の

「障害保健福祉課」に統合し、在宅福祉、施設福祉、就労支援等の各施策を一体的かつ効果的に進めることとした。

カ 大岩街道周辺地域の良好な環境づくりを推進するための体制整備

大岩街道周辺地域の良好な環境づくりを、住民との協働により一層着実に推進するため、住民に最も身近で、地域事情に精通した伏見区役所深草支所において同地域のまちづくり方針の策定に関する事務を行うこととし、同支所区民部に「大岩街道周辺地域環境整備課」を設置した。

キ 会計管理者の設置

地方自治法の一部改正に伴い、特別職の収入役を廃止し、一般職の会計管理者を設置した。会計管理者の下に会計室を置き、引き続き、会計事務を適正に処理することとした。

ク 事務事業をより効率的、効果的に推進するための体制整備

(ア) 所管する業務の内容を市民に分かりやすくするとともに、職務の位置付けを明確にするため、次のとおり、組織名称の変更及び職の設置を行った。

a 所管する業務の内容を市民に分かりやすくするため、環境局適正処理施設部管理課を「施設管理課」に、都市計画局建築指導部の指導課、審査課及び監察課を、「建築指導課」、「建築審査課」及び「建築監察課」に改称した。

b 文化市民局市民生活部区政推進課の管理係長を、区政の総合化に関する企画等を行う職としてよりふさわしい「企画係長」に改称した。また、市民にとって最も身近な総合行政機関である区役所の総合庁舎化を担当する同課の担当係長を、「総合庁舎整備係長」、「伏見区総合庁舎整備係長」とした。

c 若杉学園の指導係長を、知的障害者の自立を支援する職としてよりふさわしい「支援係長」に改称した。

(イ) 桂イノベーションパーク研究施設用地への企業誘致が完了したことに伴い、産業観光局商工部産業振興課産業基盤係長を廃止した。以後、桂イノベーションパークにおいて展開する産学公連携事業に関する事務は、同部産学連携推進課が行うこととした。

(ウ) 施設の清掃業務の委託化に伴い、中央卸売市場第二市場施設管理課の作業係長を廃止した。

(エ) 生活保護世帯数の増加に伴い、山科福祉事務所保護課及び深草福祉事務所支援保護課に「保護係長」を増設した。

(2) 人事異動

上記の組織改正を踏まえるとともに、依然として厳しい財政状況の下、地方分権の一層の推進や団塊の世代の大量退職に代表される社会情勢の変化に対応し、高度化・多様化する市民ニーズを的確にとらえ、最も効果的な政策を取捨選択し、市民とのパートナーシップに基づいた政策を推進するため、次のような人事異動を行った。

ア 市民から信頼される市役所への再生

抜本改革大綱に掲げた改革策について、全庁一丸となって取り組んだことにより、不祥事を抑止する仕組みは着実に整いつつある。平成 19 年度は、改革策の完遂はもとより、不祥事の根絶に向けて、更なる取組を断行し、市民の信頼回復と京都市政の再生を実現できるよう、職員の服務管理、指導を的確に行える体制を整えた。

イ 「京都市基本計画第 2 次推進プラン」の実現に向けた執行体制の強化と市役所の一体感を高める人事

「第 2 次推進プラン」の実現に全力で取り組むため、より一層の「選択と集中」を図り、課題を先送りせず、困難にも果敢に挑戦し、改革の意欲あふれる職員の抜擢を積極的に行った。また、市役所内部の意思疎通を密にし、庁内の一体感を高め、全庁、全職員が、従来の仕事の進め方にとらわれることなく、一丸となって改革を進めることができるよう、任命権者間や局区間の人事交流を行うとともに、本庁管理部門の職員を事業部門へ積極的に配置換えするなど、幅広い経験が得られるような人事配置を行った。

ウ 知識と経験の継承

団塊の世代の職員の大量退職期を迎えることにより、組織内部に急激な新陳代謝が生じるため、人的ネットワークや業務に関するノウハウ等を円滑に継承することができるよう、実績あるベテラン職員の登用や経験豊富な職員の配置を行った。

エ 女性職員の登用拡大

女性登用については、これまでから役付職員の人事異動方針や「京都市人材育成方針」の大きな柱の一つに位置付けてきたが、19 年度の異動においても重要ポストへの抜擢を積極的に行った。今後も、計画的な女性幹部職員の育成を図り、各局区に女性の部長級職員を配置することを目指す。

オ 個性あふれるまちづくりのための区役所機能の一層の強化

区役所が、各区の個性を生かした魅力あるまちづくりの拠点として、更なる区政改革を推進できるよう、各部門間の異動の促進、意欲ある若手職員の積極的配置など、区役所機能の一層の強化に資する人事配置を行った。

(3) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前	改正後	差引増減	
本 庁		9 局 37 部・室 96 課	9 局 39 部・室 96 課	2 部増	
会 計 室		1 室 1 センター	1 室 1 センター	増減なし	
事 業 所	第 1 類	13 所 40 課	13 所 40 課	増減なし	
	第 2 類	55 所	54 所	1 所減	
	第 3 類	38 所	38 所	増減なし	
区 役 所		11 区 3 支所 42 部・室 152 課 15 所 (1 所)	11 区 3 支所 42 部・室 153 課 15 所 (1 所)	1 課増	
大 学		2 校 8 課	2 校 8 課	増減なし	
				計	
				局相当	増減なし
				部相当	2 増
				課相当	増減なし
				係相当	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

		平成 18 年度	平成 19 年度	差引増減
異 動 総 数		917 人 (318 人)	991 人 (463 人)	74 人増 (145 人増)
内 訳	局 長 級	19 人 (9 人)	25 人 (13 人)	6 人増 (4 人増)
	部 長 級	58 人 (28 人)	63 人 (33 人)	5 人増 (5 人増)
	課 長 級	252 人 (72 人)	256 人 (111 人)	4 人増 (39 人増)
	課長補佐級	161 人 (84 人)	165 人 (113 人)	4 人増 (29 人増)
	係 長 級	427 人 (125 人)	482 人 (193 人)	55 人増 (68 人増)

注 () 内は、異動総数のうち昇任者数

2 消防局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 火災予防を着実に推進するための新係長制の拡充

平成 18 年度に局予防部に新課長制を導入し、火災予防業務を効率的かつ効果的な体制で推進したが、更に限られた人員で火災予防を適切に推進し、「火災件数 220 件」の実現に向けた火災予防体制の充実強化を図るため、平成 19 年度は消防署予防課に新係長制を導入した。

具体的には、消防署予防課の係を廃止し、住宅用火災警報器の普及促進や放火火災に的を絞った火災予防対策等を担当する「予防係長」、防火対象物の査察を通じた厳正な違反処理や事業所指導等を担当する「指導係長」の 2 係長で構成する新係長制とし、限られた人員を最大限に活用し、柔軟に業務に対応させることとした。

イ 防災危機管理室に国民保護を担当する部長を新たに設置

防災危機管理室は、本市の危機管理や国民保護法に関する業務に係る中核的な役割を担っており、平成 19 年 1 月には「京都市国民保護計画」の作成を完了した。

以後、「京都市国民保護計画」の運用面での各種規程の整備、市民への普及啓発や職員への研修や教育など、国民保護に関して必要な取組を計画的かつ着実に実施していく必要があることから、国民保護を担当する部長を設置し、危機管理体制の充実強化を図った。

ウ 北部山間地域における警防体制の充実強化

北消防署中川消防出張所に消防車と救急車の機能を兼ね備えた消防救急車を配備し、北部山間地域における警防体制の充実強化を図った。

(2) 人事異動

上記の組織改正を踏まえ、必要な人員を配置した。

(3) 組織数及び異動規模

ア 組織数

	改正前	改正後	差引増減
消防局	6 部 14 課 3 係	6 部 14 課 3 係	増減なし
消防署	11 署 1 分署 34 課 68 係	11 署 1 分署 34 課 46 係	22 係減

イ 異動規模

異 動 総 数	166 人	
内	局 長 級	-
	部 長 級	10 人（うち昇任 4 人）
	課 長 級	51 人（うち昇任 21 人）
訳	課 長 補 佐 級	31 人（うち昇任 18 人）
	係 長 級	74 人（うち昇任 26 人）

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

交通事業においては、平成 18 年 6 月に策定した「京都市交通事業第 2 次アクションプログラム」に基づき、引き続き一層の経営健全化を推進するとともに、お客様満足度日本一を目指したサービスの向上に取り組んでいる。

平成 19 年度の組織改正においては、

- 1 市バス・地下鉄の安全運行の確立
- 2 広告販売をはじめとする増収、増客の取組の促進
- 3 服務管理体制の強化

を重点に、局内の体制を整備した。

また、地下鉄の太秦天神川延伸事業の進ちょくに伴い、建設部門の体制を見直した。

(1) 組織改正

ア 市バス・地下鉄の安全運行の確立

(ア) 安全に関する管理体制の更なる強化を図るため、市バス・地下鉄それぞれに安全統括管理者を設置した。

(イ) 市バス事業において、委託先を含む営業所に対する、事故防止の指導の徹底を図るため「安全運行推進担当係長」を自動車部運輸課に設置した。

イ 広告販売をはじめとする増収、増客の取組の促進

(ア) 広告料の増収を目指し、新たな広告媒体の開発や一層の広告販売の促進を図るため、企画総務部企画課に「広告販売促進係長」を設置した。

(イ) 地下鉄駅周辺の情報発信や施設との連携、ICカード「京都びらさ OSAKA PiTaPa」の活用などによりお客様の増加を図るため、企画総務部企画課に「事業企画係長」を設置した。

ウ サービス管理体制の強化

交通局におけるサービス管理体制の一層の強化を図るため、職員に対する研修とサービス指導の徹底を担当する「サービス担当部長」を企画総務部に設置した。

エ 事業の進ちょくに伴う体制の見直し

地下鉄東西線太秦天神川延伸工事の進ちょくに伴い、建設部門の体制を見直すこととし、建設室の「総括・計画担当課長」と「土木・用地担当課長」を統合するとともに、土木担当係長及び建設事務所の担当係長をそれぞれ 1 名削減した。

(2) 組織数

区 分	改正前	改正後	差引増減
部相当	3 部, 1 室	3 部, 1 室	増減なし
課相当	12 課, 9 事業所	12 課, 9 事業所	増減なし
係相当	33 係, 14 区	33 係, 14 区	増減なし

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 19 年度は、「上下水道事業 中期経営プラン」の 4 年目に当たり、このプランを実現するための具体的施策である「第 3 期効率化推進計画」を引き続き着実に実施するとともに、組織における機動性の向上を図ることとした。

ア 中期経営プランの着実な推進

(ア) 民間委託に伴う組織の見直し

右京営業所管内の水道メーター点検業務を民間委託することに伴い、「右京営業所点検係」を廃止した。

イ 組織運営における機動性の向上

(ア) 係制廃止の取組拡大

機動的な組織運営によって、事務事業を最も効率的、効果的な体制で推進できるよう、総務部経理課において係を廃止し、新係長制を導入した。

(イ) お客さまサービス向上のための体制の整備

多様化するお客さまニーズに的確に対応し、新たなお客さまサービスの拡大に向けた取組を実施するため、営業課に「お客さまサービス推進係長」を設置した。また、「水道料金係長」と「下水道使用料係長」を統合し、「料金係長」を設置して料金に関する事務を一元化した。

(2) 人事異動

「京都市上下水道事業経営戦略」に掲げる「事業推進」、「企業改革」、「財政健全化」を一体的かつ着実に推進するため、重要事務におけるポストの見直しを行った。

ア 周辺地域整備のための体制の整備

所管する職務を明確化するため、地域水道事業、京北地域水道及び特定環境保全公共下水道事業、市内周辺地域の下水道処理整備に係る事務を統括する「総務部担当部長」を「総務部周辺地域対策担当部長」とするとともに、経理課の係長名を改称し、これらの特別会計を調整、管理する係長を「会計係長」とした。

イ 女性職員及び若手職員の積極的登用

女性職員を初めて部長級に昇任させるなど、女性職員の積極的登用を図った。

また、効率的な事業運営を着実に推進するため、局重要ポストに能力と実績のある職員を配置した。

(3) 人事交流

オール京都市として一体となった市政及び上下水道事業を推進するため、平成 19 年度も市長部局との間で、事務職及び技術職の人事交流を、課長級、補佐・係長級で実施し、更なる活性化を図った。

(4) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		131 人 (うち昇任 65 人)
内	局 長 級	1 人 (うち昇任 1 人)
	部 長 級	8 人 (うち昇任 4 人)
	課 長 級	33 人 (うち昇任 14 人)
訳	課 長 補 佐 級	30 人 (うち昇任 24 人)
	係 長 級	59 人 (うち昇任 22 人)

5 教育委員会事務局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

教育改革への動きが加速的に増す中、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」、「教職員の熱意と専門性の高さ」、「保護者・地域の参画」という本市教育の伝統と実績に更に磨きをかけ、全ての学校の教育力の向上とこれまで積み上げてきた教育実践を更に発展・充実させるための必要な体制整備を行った。

平成 19 年度は、特に知・徳・体の調和を図りつつ、すべての子どもの「学力向上と進路保障」に焦点をあて、課題解決に向けた取組を推進するとともに、不登校問題、LD 等の子どもへの支援、教職員の資質向上など、今日的教育課題に的確かつ迅速に対応する組織改正と人事異動を行った。

(1) 組織改正

ア 学力向上・進路保障推進体制の充実

- (ア) 学校指導課に「学力向上プロジェクトチーム」を創設（校長級の担当課長と首席指導主事の計 4 名増員）

すべての子どもの学力向上、進路保障を目指し、平成 19 年度当初に各校で独自に作成する「学力向上プラン」や各校ごとに設置される学力向上チームの取組を強力に支援するため、学校指導課に新たに担当課長を 1 名、学力向上・進路指導を担当する首席指導主事を 3 名増員した。

- (イ) 総合教育センターの体制充実

・副所長（主に初任者研修・指導担当）を専任配置

・カリキュラム開発支援センターに担当課長（校長級）を専任配置

教科指導力の向上をはじめ、カリキュラム開発支援センターの機能を最大限に生かし、将来性ある優れた新規採用教職員の育成、自発的研修意欲を有する教職員への支援体制を磐石にした。また、小中連携専任の英語科指導主事も新設した。

- (ウ) 総合育成支援課に LD 等を担当する専任の指導主事を 1 名増員

小中学校における LD 等の子どもの支援体制推進を図るため、学校訪問指導や教職員研修を担当する指導主事を増員した。

- (イ) 青少年科学センターに専任の指導課長（校長級）を配置

21 世紀の理科を考える市民会議の提言の具現化を図り、「理科大好き」な子どもが育つ風土づくりを推進することとした。

- (オ) 生徒指導課に首席指導主事を 2 名配置（1 名増）・指導主事カウンセラーの増員（2 名）

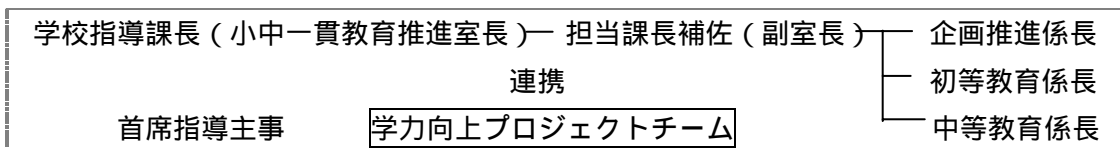
いじめ、不登校問題に的確に対応し、教育相談総合センター（子どもパトナ）や不登校相談支援センターとの連携の下、学校への指導体制の充実を図った。

イ 市民ぐるみの教育改革推進に向けた体制整備

- (ア) 小中一貫教育推進体制と教育改革への対応（担当課長補佐を新設し、3 系の連携を強化）

学校指導課に担当課長補佐を配置し、小中一貫教育の推進体制を強化するとともに

に、企画推進、初等教育、中等教育の各系の総括と学力向上プロジェクトチームとの連携を図り、各事業・取組の一体化を図った。



- (イ) 「放課後子どもプラン」推進体制の確立（地域教育専門主事室内に専任課長，係長を設置）

国における事業化を機に組織化し，すべての子どもに安心・安全な放課後の居場所の提供を行う事業の円滑導入及び全校展開を図るとともに，地域ぐるみの学校づくりに向けた総合的な取組と位置付けて実施することとした。

- (ウ) 京都市中央図書館に事務局長を設置

右京中央図書館の開館を見据え，生涯学習の拠点としての機能拡大，夜間開館の全館実施，図書館ボランティアの導入など，市民の幅広い要望にこたえるため，図書館全館の事業執行を統括するポストを新設した。

ウ その他

- (ア) 下京区統合小学校開設準備室の新設

平成 19 年 2 月に提出された地元要望書に基づき，下京区 3 小学校（六条院 植柳，崇仁）を 1 校に統合し，平成 22 年度の開校を目指すための組織を新設した。

- (イ) 「京都こどもモノづくり事業企画推進室」の新設

産学公連携の下，小中学生が「モノづくり」を学び，自ら体験する機会を提供する事業を「京都こどもモノづくり事業推進委員会」と連携して推進していく組織を新たに学校指導課内に設置した。

- (ウ) 「学習施設」の体制の見直し

すべての子どもの学力保障に向けた取組を学校でやりきるという方針の下，学習施設の指導主事体制を見直し，従前の 13 施設 23 名の指導主事体制を廃止し，退職校長等の嘱託 1 名配置に切り換えることとした（2 年計画）。また，臨時管理用務員の配置（各施設 2 名）については平成 18 年度末をもって全廃した。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		65	(8)	8	8	81
内 訳	局 長 級	-	(1)	1	2	3
	部 長 級	6	-	-	2	8
	課 長 級	21	(3)	3	3	27
	課長補佐級	8	(1)	-	-	8
	係 長 級	30	(3)	4	1	35

市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校からの 転入	退 職	合 計
異 動 総 数		23	44	4	71
内 訳	局 長 級	1	-	-	1
	部 長 級	2	-	-	2
	課長・首席人事主事・ 首席指導主事等	13	18	2	33
	指導主事等	7	26	2	35
	採 用	-	-	-	0

第 4 市財政について

1 平成 19 年度予算

(1) 予算編成方針

ア 我が国経済は、原油価格の動向による先行きの懸念や、地域間などで不均衡があるものの、累次の改革の成果により、長い停滞のトンネルを抜け出し、ようやく明るい展望が開ける状況になった。このような状況の下、政府予算は、成長力強化と財政健全化の両立を基本方針として編成された。景気回復に伴う税収の大幅増もあって、一般会計予算は、2 年ぶりに前年度を上回る規模となる一方で、引き続き歳出改革路線を強化することにより、新規国債発行額を過去最大幅で削減するなど、平成 23 年度に国及び地方を通じたプライマリーバランスを確実に黒字化させるという目標の達成に向け、大きく弾みを付けた予算となった。

地方財政に関しても、国と歩調を合わせて歳出削減に取り組むこととされ、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制、地方単独事業費の縮減などの措置を講じることとしている。この結果、地方財政計画の規模は、6 年連続して前年度を下回ることとなった。また、地方交付税の法定率分が堅持され、地方一般財源の総額が確保されたものの、地方税が増収の見込みとなることから、地方交付税及び臨時財政対策債の総額は、前年度から 5.2 パーセントの大幅な減となり、他の政令指定都市に比べて、地方交付税等に多くを依存する本市にとっては、非常に厳しい内容となった。

更に、平成 19 年度の税制改正において実現することとなった三位一体の改革による税源移譲については、地方公共団体間の税源偏在の是正に配慮して、個人住民税が比例税率化されることから、高額所得者の比率が相対的に高い本市のような大都市では、税源移譲額が、三位一体の改革による国庫補助負担金の減収額を下回るものとなっている。また、景気対策として平成 11 年度から実施されてきた恒久的減税について、定率減税が廃止され、併せて、法人税率の引下げが恒久化されることとなったことに伴い、これまで地方税の減収に対する補てん措置として配分されてきた地方特例交付金及び減税補てん債が廃止されることから、本市においても、多額の減収を見込まざるを得ない状況となった。このため、今後の地方分権改革においては、大都市財政の実態を踏まえた地方税財源の拡充、強化に向けて全力で取り組む。

イ 本市の平成 19 年度予算は、財政健全化プランの取組期間の折返点となる予算であり、同プランに掲げる、平成 21 年度予算を、行政改革推進債の活用と公債償還基金からの借入れによる特別の財源対策に依存せずに編成するという目標の達成に向けて道筋を付ける重要な予算である。しかしながら、予算編成に際し、市税収入は、所得税からの税源移譲等の税制改正の影響に加え、景気の回復等を反映して、前年度から 216 億円、9.1 パーセント増と、大幅に増加する見込みとなる一方で、恒久的減税に

係る補てん措置の廃止に加え、地方交付税の大幅な減少により、一般財源収入の総額は、前年度を 70 億円も下回る見込みとなったことから、財源の見通しは極めて厳しいものとなった。

ウ このため、予算編成に当たっては、市政改革実行プラン及び財政健全化プランに掲げる取組を、全庁を挙げて強力に推進した。引き続き、戦略的予算編成システムにより予算編成を行い、行政評価制度を活用した政策の「選択と集中」をより一層徹底するとともに、職員定数の減等による総人件費の抑制、地下鉄東西線建設工事をはじめとする公共工事のコスト縮減などによる歳出削減に努める一方で、平成 17 年度決算において財政健全化プランにおける数値目標を 3 年前倒して達成した市税徴収率の更なる向上、保有資産の有効活用などにより、歳入の確保に努めた。このような聖域のない徹底した行財政改革の断行により、平成 18 年度と同程度の約 96 億円の財源を確保し、この結果、平成 19 年度予算における財源不足額は、財政健全化プランで見込んだ 452 億円から 204 億円にまで縮減することができた。この財源不足に対しては、平成 18 年度から対象が拡大された退職手当債の活用などの臨時巨額な財政負担の平準化により、39 億円の財源を確保し、残る 165 億円について、特別の財源対策を講じることとしている。この特別の財源対策 165 億円は、財政健全化プランにおける財源不足見込額の 36 パーセントにまで縮減できたものであり、同プランに掲げる、平成 20 年度予算における特別の財源対策を、財源不足見込額の 2 割以下に縮減するという数値目標の達成に向けて、大きく前進することができたと考えている。

更に、市債の発行額については、平成 18 年度から 25 億円の減とし、5 年ぶりに 800 億円を下回る規模にとどめた。プライマリーバランスも引き続き黒字を確保するなど、市債発行の適正な管理に努めることにより、本市の実質的な市債残高は、近年、横ばいで推移している。

エ 政策の推進については、計画期間終了まで残り 2 箇年となる基本計画第 2 次推進プランの達成に向けて更なる前進を図ることを基本に据え、同裁量枠の圧縮によりねん出した貴重な 40 億円の財源を、政策評価などの結果を踏まえて策定した政策重点化方針に掲げる 6 つの重点分野に思い切って配分した。また、一連の不祥事により著しく失墜した市民の市政への信頼の回復に全力を挙げることはもとより、市政運営の原点である「市民との信頼とパートナーシップ」を基本に、改めて市政全体を見つめ直し、課題を先送りすることなく積極的に解決に取り組むとともに、50 年後、100 年後の京都の将来を展望し、新たな課題に積極果敢に挑戦することとした。この結果、平成 19 年度予算においては、行財政改革を断行しつつ、基本計画第 2 次推進プランに掲げる政策を中心に、180 項目の新規政策を予算化しており、きめ細やかな、質の高い予算を編成することができた。

オ このように、平成 19 年度予算は、基本計画第 2 次推進プランの達成に向けて更に前進するとともに、財政の健全化についても、安定的で持続可能な財政の確立に向けて着実に歩みを進めることができた。

しかしながら、財源不足額は、なお 204 億円もの多額に上っていることに加え、地方交付税改革の動向をはじめ、地方財政を取り巻く状況は、一段と厳しさを増すことが懸念される。また、財政健全化の取組も、先に行けば行くほど困難を増すことは事実である。このため、今後とも、「立ち止まることのない改革への挑戦」を大胆に進め、国や他都市に先んじた、全国でもトップレベルの行財政改革を不退転の決意で断行する。

(2) 予算の規模

このような方針の下に編成した平成 19 年度当初予算の規模は、次のとおりとなった。

区 分	金 額	対 前 年 度 比 較 (%)
一 般 会 計	6,908 億 50 百万円	48 億 88 百万円 (0.7% 減)
特 別 会 計	7,477 億 43 百万円	101 億 48 百万円 (1.3% 減)
公 営 企 業 会 計	3,107 億 02 百万円	138 億 56 百万円 (4.7% 増)
全 会 計 合 計	1 兆 7,492 億 95 百万円	11 億 80 百万円 (0.1% 減)

(3) 市会の審議と予算の成立

平成 19 年度予算その他関連議案は、第 1 回市会（定例会）に提案され、2 月 20 日に市長の提案説明が行われ、2 月 26 日、27 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 10 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、2 月 27 日に普通・公営企業等予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

普通予算特別委員会では、2 月 28 日の文化市民局及び教育委員会（第 1 分科会）並びに都市計画局及び消防局（第 2 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 8 日には市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 13 日の討論終了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

また、公営企業等予算特別委員会では、2 月 28 日から保健福祉局、交通局及び上下水道局への質疑を重ね、3 月 5 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 13 日の討論終了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 13 日の最終本会議において、19 年度当初予算案は原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は次のとおりである。

議第 18 号 平成 19 年度京都市病院事業特別会計予算

1 市立京北病院は、京北地域の地域医療の拠点として、大変重要な医療機関である。しかしながら、整形外科の常勤医師の確保ができていないほか、内科においても 1 名の常勤医師しかいなく、高齢者の割合が高い京北地域において必要なときに安心して医療に掛かることができるのかとの不安の声が高まっている。

また、医師や患者をサポートする看護師についても人手が足りない状況である。

よって、整形外科の常勤医師は当然のことながら、内科の常勤医師、また、看護師の確保について、今まで以上に強力に大学や医療関係機関への働き掛けをすること。

2 京都市立病院は、「地域がん診療連携拠点病院」として「がん拠点病院」と連携を図り、情報や人材の交流などを通して、がん医療の質の向上を目指すとともに、放射線治療の推進と専門医の育成、早期からの緩和ケア及びがん登録の推進に取り組むこと。

議題 19 号 平成 19 年度京都市水道事業特別会計予算

安心安全の水道水の供給は本市水道事業の本来の使命であるが、残存する鉛製給水管が人体に害を及ぼすことが懸念されている。

本年度から年間 4 億円の予算で鉛製給水管の布設替えが計画されているが、現状のペースでは、完了まで約 20 年の歳月を要するとみられる。市長は、約 10 年ですべて取り替えられるよう検討すると答弁されたが、更に努力され、可及的速やかに完了されるよう取り組まれない。

議題 21 号 平成 19 年度京都市自動車運送事業特別会計予算

公共交通である市バスは、市民生活をはじめとして、観光や環境政策の観点からも極めて重要な都市基盤として、市民活動を支えている。

マイカーを中心に、交通手段が多様化する中で、ここ数年、本市のバス事業においては、全車両数の 2 分の 1 を民間バス事業者に管理の受委託を行い、その運行をゆだね、一定の財政効果を上げてきた。

しかしながら、平成 19 年度予算において、管理の受委託の委託料は 45 億円に上り、また、本市の厳しい財政下にあって、生活支援路線に対する補助金も 11 億円に上っている。

このため、今後これまで以上に受委託路線における乗客増対策や効果的な運営に一層努め、更なる経済性を発揮すべきである。

議題 21 号 平成 19 年度京都市自動車運送事業特別会計予算**議題 22 号 平成 19 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算**

平成 19 年度に地下鉄東西線が天神川まで開通するとともに、右京区総合庁舎をはじめとする公共施設の整備により、新たな拠点が誕生し、このことは、右京区をはじめ本市西部地域の発展に大きく寄与するものである。

については、地下鉄東西線天神川駅の開設に併せて、十分な事前の調査、検討を図りつつ、右京区民をはじめとする市民の要望を踏まえ、地下鉄、京福電鉄との連携の下、市バスのネットワークの構築を行い、速やかに周知することにより、一人でも多くの市民に利用され、愛される市バスであるとともに、公益性と経済性の向上に努めること。

2 平成 18 年度決算

(1) 決算の概要

ア 一般会計

歳入歳出決算額

区 分	金 額	備 考
歳 入 総 額	6,884 億 50 百万円	
歳 出 総 額	6,786 億 56 百万円	
歳入歳出差引額	97 億 94 百万円	
翌年度へ繰り越すべき財源	90 億 86 百万円	[繰越事業費] 239 億 82 百万円 [未収入特定財源] 148 億 96 百万円
実 質 収 支	7 億 08 百万円	平成 17 年度 4 億 31 百万円 平成 16 年度 11 億 02 百万円
単 年 度 収 支	2 億 77 百万円	平成 18 年度実質収支 - 平成 17 年度実質収支

(ア) 平成 18 年度当初予算は、引き続き財政非常事態の下にあって、財政健全化の道筋を一層確かなものとするため、引き続き、戦略的予算編成システムにより予算を編成し、職員数の適正化等による総人件費の抑制、公共工事のコスト縮減等による投資的経費の抑制や繰出金の適正化など、財政健全化プランに掲げる取組を全庁を挙げて強力に推進することとした。

そのうえで基本計画第 2 次推進プランに掲げた政策を着実に推進するため、局裁量枠の圧縮により捻出した貴重な 40 億円の財源を、政策評価などの結果を踏まえて策定した政策重点化方針に掲げる 6 つの重点分野に思い切って配分し、将来の京都発展に向けて、メリハリの利いた予算として編成した。

(イ) 平成 18 年度予算の執行に際しては、区役所・支所と理財局が一丸となり市税収入の確保に取り組んだ結果、市税徴収率を 8 年連続向上させるなど自主財源の拡充強化に努めるとともに、節減努力反映制度を創設するなど、年間を通じての経費節減の取組を一層進めた。

(ウ) 平成 18 年度決算は、地方交付税と臨時財政対策債が大幅な減収となったものの、上記のような予算編成段階からの全庁を挙げた取組の成果に加え、企業業績の改善を反映して市民税法人分が増収となったことや、市民税個人分が前年度を上回る収入となったことにより、市税全体としても前年度比 3.2% 増と 2 年連続の増収となったことも相まって、実質収支は 2 年連続で黒字を確保し、財政健全化に向けて着実に前進することができた。

(エ) しかしながら、引き続き地方交付税の大幅な削減などにより、平成 19 年度当初予算においては、前年度から 70 億円もの一般財源収入の減を見込まざるを得ない状況となった。更に、平成 19 年度の普通地方交付税の算定額が当初予算を 86 億円も下回る深刻な状況となるなど、地方財政を取り巻く状況は一層厳しさを増していること

などから、今後、安定的で持続可能な財政の確立へ向け「財政健全化プラン」、「市政改革実行プラン」に基づく取組を一層強力に推進する必要がある。

イ 特別会計

(ア) 国民健康保険事業は、医療給付費等が見込みを下回ったことに加え、区役所・支所と保健福祉局が一丸となって保険料徴収率の向上に取り組み、約 6 億円の増収効果を挙げたことなどにより、単年度収支は 9 億 48 百万円の黒字となり、累積赤字は 85 億 10 百万円に減少した。

(イ) 中央卸売市場第一市場事業は、場内業者数の減少等に伴って使用料収入が減少したが、支出面で、公債費の減少に加え、徹底した経費節減に努めたことにより、単年度収支は 5 億 19 百万円の黒字を確保し、累積赤字は 1 億 32 百万円に減少した。

ウ 公営企業会計

(ア) 水道事業は、有収水量の減少による料金収入の減収に伴い、経常収益が減少した。一方、支出面では、第 3 期効率化推進計画に基づく人件費等の削減に加え、経費の徹底した抑制に努めたものの鉛製給水管の取替に経費を要したことから、損益勘定は 1 億 77 百万円の 6 年ぶりの赤字となり、累積黒字は 47 億 27 百万円に減少した。

(イ) 公共下水道事業は、有収汚水量の減少による使用料収入の減収に伴い、経常収益が減少した。しかしながら、支出面において、第 3 期効率化推進計画に基づく人件費等の削減に加え、経費の徹底した抑制に努めたことにより、経常支出が減少したことから、損益勘定は 4 億 32 百万円の 6 年連続黒字となり、累積赤字は 29 億 83 百万円に減少した。

(ウ) 自動車運送事業は、旅客数の増加による運送収益の増収などにより経常収益は前年度を上回った。また、支出面では、原油価格の高騰や管理の受委託の拡大により経費が増加したものの、職員数の削減等に努めたことにより経常支出は前年度を下回った。この結果、損益勘定は 8 億 14 百万円の 4 年連続黒字を確保し、累積赤字は 131 億 04 百万円に減少した。

(エ) 高速鉄道事業は、旅客数の増や 18 年 1 月の運賃改定による運輸収益の増収などにより、経常収益は前年度を上回った。また、支出面でも、減価償却費や支払利息等の減少により経常支出は前年度を下回ったことから、損益勘定は前年度に比べ 20 億 30 百万円改善したものの、167 億 60 百万円の赤字となった。この結果、累積赤字は 2,739 億 97 百万円に増加した。

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を公営企業特別会計及び地域水道等の特別会計は第 3 回市会（定例会）で、また、一般会計及びその他特別会計は第 4 回市会（定例会）で行い、その結果、決算 22 件はいずれも認定された。

なお、決算の認定に際し付された意見は次のとおりである。

報第 5 号 平成 18 年度京都市病院事業特別会計決算

1 京都市立病院及び市立京北病院事業において、医師、看護師確保が喫緊の課題となっている。

市立京北病院においては 2 年にわたって整形外科医が確保できず、市民の医療サービス、更には病院の収益にも大きく影響を与えている。よって、市立京北病院は常勤の整形外科医を早急に確保するべきである。

さらに、両病院とも医療サービスのレベルを低下させないよう、国への要望を強めるなど、常勤の医師、看護師の確保に万全を期すとともに、離職防止対策についても十分に取り組むべきである。

特に、医師の確保策については、他都市の市立病院の状況を調査のうえ、組織的な研究チームを設置し、給与など処遇の改善や長時間にわたる勤務時間の改善等について踏み込んだ検討を早急に行うこと。

2 市立京北病院については、経営改善に向けて平成 18 年 9 月に「京都市立京北病院あり方検討委員会」が設置され、さまざまな対策が検討、実施されようとしている。しかし、平成 17 年度以来の大きな課題である常勤の整形外科医がいまだに確保できておらず、今後、市立京北病院だけで問題解決するのは大変難しいと言わざるを得ない。

よって、これまで以上に京都市立病院との連携を深めるとともに、京北地域の住民の意向を最大限に反映されるよう努めるべきである。

3 京都市立病院整備計画については、市民に安心され、信頼される総合病院としての機能を十分に果たすために、ユニバーサルデザインの理念も考慮し、早期建設整備に向け全力で取り組むべきである。

報第 6 号 平成 18 年度京都市水道事業特別会計決算

1 最近、老朽化した鑄鉄管の破損が原因で、伏見区、右京区と相次いで漏水事故が発生した。現在、平成 20 年度を目標に老朽化した鑄鉄管すべてを強じん性、耐久性に優れたダクタイル鑄鉄管に布設替えしている。その後も、掘削規制や国道共同溝関連などで工事ができない部分があるが、平成 21 年度以降できるだけ早期に完成させること。

2 鉛管取替を早期に行うこと。

報第 8 号 平成 18 年度京都市自動車運送事業特別会計決算

1 市民の足としての利便性を一層確保し、市バス事業の効率化を進めるため、「小型バス・ジャンボタクシー実証実験」を踏まえ、生活支援路線への活用、普及、拡大を積極的に検討すべきである。

2 市バス路線は国の指導の下、2 分の 1 まで管理の受委託を拡大してきたが、その経費として 18 年度、38 億 4,800 万円もの委託料を支出している。

ついては、その運行を常に精査し、効率の悪い路線を見直すとともに、潜在需要を掘り起こすことにより市民の足の拡大を図ること。

報第 9 号 平成 18 年度京都市高速鉄道事業特別会計決算

- 1 大都市の根幹交通機関である地下鉄の建設は膨大な投下資本を有し、本市としても東西に拡充された。現在、市民、観光客の利便に寄与しているが、いまだ当初の目標乗客数が確保されていない状況を踏まえ、乗客の増加を求めて抜本的に駅周辺の活性化を図ること。
- 2 駅の清掃委託事業における入札については、透明性を確保すること。

報第 6 号 平成 18 年度京都市水道事業特別会計決算**報第 7 号 平成 18 年度京都市公共下水道事業特別会計決算****報第 8 号 平成 18 年度京都市自動車運送事業特別会計決算****報第 9 号 平成 18 年度京都市高速鉄道事業特別会計決算**

企業債の償還負担をできる限り軽減するため、低利なものに借換えできるよう、あらゆる工夫をすること。

報第 11 号 平成 18 年度京都市一般会計歳入歳出決算

- 1 醍醐駅自転車駐車場の平成 18 年度稼働率は 5.7% と極めて低い。一方で周辺の路上駐輪は、一向に改善されていない。
よって、問題の徹底した原因究明と利用者拡大へ向けた最大限の努力をするべきである。
- 2 保育所保育料滞納分 14 億 8,144 万円のうち、1975 年以降、時効が成立している 2000 年度までの滞納分 6 億 4,422 万円を不納欠損処理にされたが、この中に、市職員 13 世帯の計 293 万円も含まれていたことが明らかになった。時効成立で強制的な徴収は困難とはいえ、公務員の立場にあるものとして到底許されるものではない。
よって、理事者は、自主返納しない場合は、特に現職の 9 世帯に対して、保育料滞納が京都市職員の信用失墜行為に当たるとして厳正なる処分をするとの方針を示されたが、この方針の下、市民の信頼回復のため、断固たる決意を持って厳格に実行されるべきである。また、このような不納欠損に陥った事務処理については、今後改善すべきである。
- 3 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」策定後も服喪休暇の不正取得が明らかになるなど、今なお続く不祥事は、市民から見て到底理解できるものではなく、不祥事は根絶したとは言い難い。
よって、理事者は、膿みを出し切るとの決意の下に進められている不祥事根絶に向けて、人事及び組織の改革など、徹底した市役所改革を強力に推進すべきである。

3 国の予算・施策に関する要望・提案行動

本市の平成 20 年度国家予算に関する要望については、50 年後、100 年後の京都の将来を見据え、「未来への明るい展望を切り拓く」政策を展開していくために、国の理解と協

力が必要な重要課題として、「国家戦略としての京都創生」、「特殊地下壕安全対策事業」、「知的クラスター創生事業（第 1 期）」等、74 項目の要望・提案を取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 19 年 6 月に関係各省庁や地元選出国會議員への要望行動を行った。また、国の概算要求状況等を踏まえて、74 項目の要望・提案項目から重点要望項目を絞り込み、新たに 1 項目（「歴史的環境の保全・整備によるまちづくりに係る新制度の創設」）を加えた 38 項目について、同年 11 月以降、政府閣議決定まで、関係省庁や地元選出国會議員への要請行動を行った。

さらに、指定都市においては、「平成 20 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 20 年度）」を中心とした要望活動が行われ、「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 1 次提言）」（第 2 次提言）や「地方分権改革の着実な推進を求めるアピール」なども表明された。

また、全国市長会などにおいても、国の施策予算や地方分権改革の推進などについて、関係省庁への要望が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自要望

ア 「平成 20 年度国の予算・施策に関する重点要望・提案」

<6 月> 市長，副市長，関係局長等が関係省庁及び地元選出国會議員に対し要望
（6 月 21 日～）

イ 「平成 20 年度国の予算に関する重点要望」

<11 月～12 月> 市長，副市長，関係局長等が関係省庁及び地元選出国會議員に対し要望（11 月 6 日，8 日，12 月 20 日～21 日）

(2) 主な指定都市共同要望

ア 「平成 20 年度国の施策及び予算に関する提案」

<8 月> 本市は、星川副市長が文部科学省に要請（8 月 6 日）

イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 20 年度）」

<10 月> 税財政関係特別委員長会議（10 月 15 日）

京都市会は、財政総務委員会が担当

<11 月> 財政総務委員会等による党派別要望活動

（自由民主党：11 月 6 日 日本共産党，民主党，公明党：11 月 7 日）

ウ その他の主な要望・提言

・「第二期地方分権改革の推進に向けた指定都市のアピール」（5 月 29 日）

・「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 1 次提言）」（8 月 1 日）

・「ゆうちょ銀行における公金収納手数料の見直しについて（緊急要望）」（9 月 13 日）

・「受益と負担の関係に反するような法人市民税の配分見直しに反対する緊急要望」（10 月 23 日）

・「地方分権改革の着実な推進を求めるアピール」（12 月 26 日）

・「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 2 次提言）」（2 月 26 日）

第 5 行政評価条例(「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例」) について

1 制定の背景

行政評価とは、行政の取組の成果等を把握、評価し、その結果を市民に公表するとともに、効果的な行政運営に役立てるものである。

本市では、政策評価、事務事業評価、公共事業評価、交通事業事務事業評価、上下水道事業経営評価、学校評価及び外郭団体経営評価の 7 つの評価制度について取組を進めてきた(各制度の概要は次のとおり)。

政策評価	京都市基本計画に基づく 26 の政策と 106 の施策を対象として目的の達成状況の評価
事務事業評価	政策と施策の達成手段である約 1,300 の事務事業の有効性や効率性を評価
公共事業評価	公共事業(市民の生活と密接に関連する社会資本の整備)の効果や効率性、有効性等を評価
交通事業事務事業評価	京都市交通事業第 2 次アクションプログラムに掲げた事業の実施状況とその効果を点検し、評価
上下水道事業経営評価	上下水道局が行う水道事業、公共下水道事業の実施状況と事業効果を点検し、評価
学校評価	学校の教育活動だけでなく、家庭、地域でのかわり等、子どもたちの教育に関する幅広い取組を評価
外郭団体経営評価	外郭団体による経営計画等の作成の指導とともに、各団体の経営状況等を客観的に点検し、評価

これらの取組を恒久的、継続的なものとするとともに、総合的かつ体系的な評価システムを構築するため、各評価制度に関する基本的事項を定めた「行政評価条例(京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例)」を 5 月の第 2 回市会(定例会)に提案し、6 月 1 日から施行している。

2 制定の経過

- 3 月 ・ 条例案の概要への市民意見の募集 3 月 7 日～4 月 5 日
【応募者数 14 人、意見数 17 件】
- 5 月 ・ 第 2 回市会(定例会)に提案 15 日
・ 付帯決議を付したうえ、賛成多数で可決(自民、民主、公明、無所属) 29 日
- 6 月 ・ 施行 1 日

3 条例の概要

(1) 基本原則

各評価制度に共通する基本原則として、「合理的な手法の原則」、「継続的な創意工夫の原則」、「積極的な活用の原則」及び「市民の視点に立った職員の姿勢の原則」の 4 つの基本原則を定める。

合理的な手法の原則……………	客観性及び公平性を確保するため、可能な限り定量化を行い評価する。
継続的な創意工夫の原則……	よりの確に評価を行うとともに、その結果を有効活用するため、評価法の継続的な創意工夫に努める。
積極的な活用の原則……………	行政活動の質及び効率性を向上させるため、企画立案、予算編成等に当たり、評価結果を積極的に活用する。
市民の視点に立った…………… 職員の姿勢の原則	常に市民の視点に立つとともに、政策形成能力の向上に努め、必要があれば評価結果を基に所管事業を的確かつ柔軟に見直す。

(2) 行政評価

ア 政策評価及び事務事業評価を毎年度実施し、その結果を活用すること及び特定分野（公共事業、交通事業、上下水道事業、学校）の評価の実施について定める。

イ 以下について必要な事項を定める。

(ア) 各評価制度について調査、審議する委員会

(イ) 複数の行政評価に関連する事項について調査、審議する行政評価調査会議

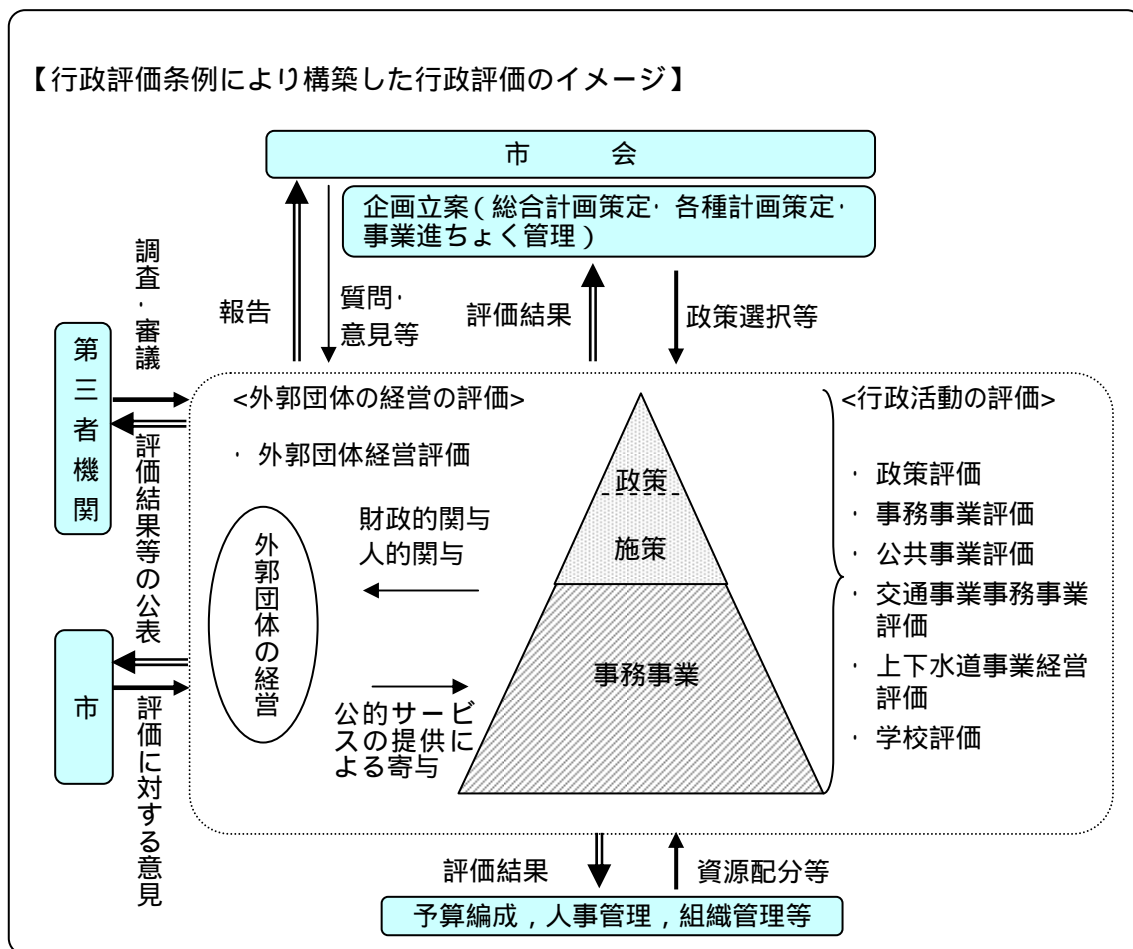
(3) 外郭団体経営評価

外郭団体の経営評価の実施、評価結果に基づく指導や助言、評価を踏まえた経営に関する計画の作成及び専門的な助言を行う外郭団体経営評価専門員の設置を定める。

(4) 市会の関与及び市民の参画

各評価制度に共通する仕組みとして、市会への報告、市民意識の評価への反映、評価結果の公表及び市民意見申出制度について定める。

市民意見申出制度……………	<p>評価の方法や結果について市民が疑問や意見を持った場合に、評価の実施機関に意見等を申し出る制度。市は、申出に対して誠実に処理し、その処理の結果を公表する。</p> <p>（申出は、ファックス、郵便、市のホームページ内にそれぞれ設置する送信フォーム及び電話により受け付ける。）</p>
---------------	---



4 議第 61 号 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例に対する付帯決議（5月29日議決）

市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を実現するための、行政評価及び外郭団体経営評価制度の条例制定について、今後条例を実効ならしめるため、より一層の市民への説明と広報に努めること。また、条例制定後、市民意見申出制度により、市民意見に誠実に対応し、速やかにだれにも分かりやすい内容として公表するとともに、各評価の結果が企画立案、予算編成、人事管理、組織管理など積極的に活用され、着実に反映されるよう強く求める。

5 施行の効果

各評価制度において、条例の趣旨を踏まえ、評価票の改善、評価結果の公表時期の前倒し、市会への報告など、制度の充実と改善が図られた。

また、条例の通称を「行政評価条例」とするなど分かりやすい表現を心掛けたほか、マンガで分かりやすく解説したリーフレットを京都国際マンガミュージアムの協力を得て発行し、市民意見を広く募集するなど、市民参加の促進が図られた。

なお、本取組は、総務省によって全地方自治体の行政改革の取組の中から代表的な 35 の事例を選定された「平成 19 年度地方行政改革事例集」に取り上げられた。



第 6 職員の不祥事の根絶と公正な職務の執行の確保のための取組について

1 はじめに

平成 18 年、本市は、職員の公務の内外にわたる不祥事の続発により、多数の逮捕者と懲戒処分者を出し、市民の信頼を大きく損なう深刻な事態に陥った。そこで、同年 8 月に「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、抜本的かつ構造的な改革を断行した（平成 18 年回顧「7 職員による不祥事とその根絶に向けた取組等について」参照）。

平成 19 年 4 月、本市は、「大綱」に基づく取組の進ちょく状況や成果を検証し、以後の課題を明らかにしたうえで、当該年度以降実施すべき取組の方向性を示した「信頼回復と再生のための抜本改革大綱〔第 1 次総括〕」を取りまとめた。

他方、市会は、他都市で問題化した市会議員の市職員に対する不正な口利きや、本市で発生した上記の不祥事等を背景として、平成 19 年の第 1 回市会（定例会）において、「京都市会議員政治倫理条例」を制定するとともに（本紙「2 市会における取組等について」参照）、「公正職務執行条例（仮称）の早期制定を求める決議」を可決し、市長側においても早期に条例の制定に向けて鋭意努力するよう求めた。これを受けて、市長は、同年 5 月の第 2 回市会（定例会）に「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」の制定に係る議案を提出した。当該条例は、全会一致で可決され、10 月 1 日から施行された。当該条例の制定は、上記「第 1 次総括」においても、職員に法令遵守等の公務員倫理を更に徹底させるための取組として掲げられていたものである。

さらに、市会は、上記条例案の付帯決議の中で、第三者機能を有した公益通報制度の早期創設を市長等に対し要請していたところ、当該条例の施行と同じ 10 月 1 日に、公益通報処理に係る市役所外部における窓口が新設された。

不祥事続発の原因と背景を徹底的に追求し、不祥事の根絶に向けて取り組むべき抜本的な改革の方向性と主要な対策の骨子を取りまとめたもの

2 信頼回復と再生のための抜本改革大綱〔第 1 次総括〕の概要

(1) これまでの取組状況とその成果

平成 18 年度中に「大綱」に掲げた 58 の改革策すべてに着手し、うち 48 項目については既に実施し、以後具体化すべき取組は 10 項目となった。

また、「大綱」策定後、新たな対策（6 項目）を追加し、実施した。

ア 環境局における「解体的」改革

環境局における 3 つの甘さ（採用方法、採用後の指導等、勤務実態等）とそれを助長する要因を一掃するため、サービス管理・指導・育成面の改革等 7 つの「解体的」改革を断行することとした。

(ア) 実施状況

警察 OB を含む服務監察チームによる延べ 100 回の抜き打ち査察を実施するなど、服務管理面等の改革を推進するとともに、作業の効率化や業務の見直し等にも取り組み、まち美化業務員新規採用を凍結した現行人員で新年度の業務に対応した。特に、同一職場長期在職者については、大幅な人事異動を断行し、停滞した職場風土の刷新を図った(同一職場 10 年以上長期在職者を平成 20 年度までに解消することとし、既におおむね 3 分の 1 を異動させた。)

(イ) 取組の成果

個々の職員の規範意識が向上し、出退勤時間の遵守や名札の着用が徹底され、待機時間が解消されつつあるなど、勤務実態や職場環境も目に見えて改善され、市民サービスの徹底、「市民に愛されるごみ収集」への転換も図られてきた。

しかし、「大綱」策定後にも、複数の環境局職員が懲戒処分を受けるなど、いまだに公務員としての認識の不十分な職員が一部に残っていると言わざるを得ない。

イ 生活保護業務に係る不祥事防止のための改革

生活保護業務に係る不祥事を引き起こした原因を一掃するため、現金等の取扱事務の改革、監査体制の改革、職員研修の改革及び人事の改革の 4 つの改革を断行することとした。

(ア) 実施状況

現金等に係る不正を防止するため、現金等の取扱ルールを全面改正し、外部アドバイザーと連携した特別査察班の査察(福祉事務所 2~3 巡、抜き打ち査察計 17 回)や研修等により、適正な事務執行の徹底を図った。

また、ケースワーカーの専門性と倫理観を高めるための研修を実施し、本庁と現場の人事交流をこれまで以上に推進するなど、人材育成にも努めた。

(イ) 取組の成果

生活保護業務に係る不正を防止する仕組みが構築され、査察や研修の実施により、福祉事務所全体の事務処理及び現金管理の適正化が推進されただけでなく、ケースワーカーの専門性と倫理観も高まりつつある。しかし、特別査察班の査察で書類上の不備が指摘されるなど、福祉事務所・ケースワーカーの一部には適正な事務執行が徹底されていないと言わざるを得ない。

ウ 全庁的な取組

環境局や生活保護業務の問題は、本市の他の行政分野でも生じ得る組織的な問題であることを踏まえ、全庁的な 7 つの抜本的改革策を講じることとした。また、新たな対策 6 項目を追加し、実施してきた。

(ア) 「大綱」に掲げた全庁的な抜本的改革策の実施状況

懲戒処分指針の厳罰化と懲戒処分等の公表範囲の拡大、分限免職処分の基準策定、一定額以上の随意契約内容の公表、「教職員資質等判定委員会」の設置など、不祥事を抑止する仕組みを整備し、厳格に運用した。

併せて、各種規程、業務マニュアル等の職場での再確認や、公金管理、市民応

対等に関するマニュアルの作成など、適正な業務執行を確保するための取組を推進した。

また、所属長による定期的なヒアリング等により、課題の早期把握、早期解消に努めるとともに、「京都市職員の倫理を確立するための行動規範（京都市職員倫理憲章）」を策定し、職員の公務員倫理に関する意識の高揚を図ってきた。

さらに、同一職場における長期在職者については、大幅な人事異動を断行し、停滞した職場風土の刷新を図った（同一職場 10 年以上長期在職者を平成 20 年度までに解消することとし、既におおむね 3 分の 1 を異動させた。）。

(イ) 新たに追加し、実施した対策（6 項目）

「大綱」策定後、次の 6 項目の対策を新たに追加し、実施した。

- 総務局監察室や環境局監理監の設置等、服務監察体制の強化
- 全区役所・支所における改革指針の策定
- 人事管理上課題のある職員の抽出・指導
- 保育料、市営住宅家賃等を滞納している職員への指導
- 飲酒運転撲滅の取組
- セクシュアルハラスメント防止の取組

(ロ) 取組の成果

懲戒処分指針の厳罰化や分限免職処分の基準策定、退職手当条例の改正、被処分者に対する再発防止研修の実施等、不祥事を抑止する仕組みは整いつつある。

また、所属長による指導等を通して、職員の規範意識の向上が図られ、人事管理上課題のある職員の相当の改善（特に厳しく指導を要する職員が 24 名から 0 名に）、保育料・市営住宅家賃等の完納や納付誓約、名札着用の徹底など、行動面にも変化が現れた。

しかし、山科まち美化事務所における 1 時間を単位とする年休の不適正な取得や、依然として人事管理上課題のある職員がいることなどから、いまだに公務員としての認識の不十分な職員が一部に残っていると云わざるを得ない。

(2) 今後の課題と平成 19 年度以降の取組

現状においては、いまだ公務員としての認識が不十分な職員が、一部に残っており、適正な事務執行が不徹底な職場もあることから、引き続き、組織の隅々にまで改革の意識を浸透させ、公務員倫理の徹底を図ることが最大の課題である。

ア 「大綱」の完遂に向けた取組

(ア) 今後具体化していくべき改革策 10 項目の着実な推進

今後、ごみ収集業務の 50% 委託化の計画的実施など、環境局における「解体的」改革策 7 項目と全庁的な抜本的改革策 3 項目について、常に市民の目線に立ち、遅滞なく取組を進める。

(イ) 既の実施している項目についての厳正な運用や更に継続した取組

既の実施した改革策 48 項目と新たに追加し、実施した対策 6 項目についても、

各局区等が、主体的に、構築した仕組みを厳正に運用し、更に継続した取組を進める。

イ 大綱第 1 次総括以降の新たな取組

法令遵守等、職員に公務員倫理を更に徹底させるため、以下に掲げる新たな対策（4 項目）について、早急な実施に向け取り組んでいる。

(ア) 「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」の制定（平成 19 年 10 月 1 日施行）

(イ) 本市職員の公務員倫理に関する市民アンケート調査等の実施

(ウ) 公務員倫理の高揚のための取組とその進ちょく状況の周知

(エ) 公務員倫理研修の更なる強化（局区等への研修講師派遣等）

3 大綱第 1 次総括後の取組状況

(1) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定

ア 制定の背景

本市では、平成 15 年 6 月に「京都市職員の公正な職務執行を確保するための体制に関する要綱」を制定し、職員が業務に関して不正な働き掛けを受けることなく、公正に職務を遂行できる体制の整備に取り組んできたが、平成 19 年の第 1 回市会（定例会）において「公正職務執行条例（仮称）の早期制定を求める決議」が可決されたことを受け、これまでの取組を一層充実させるため、本条例を制定した。

イ 制定の目的

職員の職務の執行に関する不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に対し適正に対処するため、当該要望等がなされた場合の対応等に関し必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務の執行を確保することを目的とする。

ウ 条例の概要

(ア) 要望等の記録

a 記録の対象となる要望等

職員に対して行われる本市の業務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為（職員が職務として行うものを除く。）

b 要望等への対応

職員が書面以外の方法で受け付けた要望等は、原則としてすべて記録する。

記録した要望等及び書面で受け付けた要望等は、職員が上司に報告し、組織的に対処する。

要望等の件数や概要等を毎年公表する。

(イ) 不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等への対処

要望者に対する警告、捜査機関への告発等の必要な措置を講じる。

講じた措置の内容を公正職務執行審議会に報告し、意見を聴取するとともに、

毎年公表する。

<p>不正な要望等…</p>	<p>要望等のうち、次のいずれかに該当する作為又は不作為を求める行為</p> <p>合理的な理由なく、特定のものに対して有利な取扱いをし、又は不利益な取扱いをすること。</p> <p>合理的な理由なく、特定のものに義務のないことを行わせ、又は特定のものの権利の行使を妨げること。</p> <p>合理的な理由なく、執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しないこと。</p> <p>本市が当事者となる契約において、本市以外の契約当事者に不当な利益が生じるよう契約の対価又は条件を操作すること。</p> <p>職務上知り得た秘密を漏らすこと。</p> <p>その他公務員としての職務に係る法令等又は倫理に反する行為を行うこと。</p>
<p>不正な言動……</p>	<p>暴行、脅迫、侮辱その他の社会的相当性を逸脱する言動</p>

(ウ) 実施機関、職員及び市民等の責務

a 実施機関の責務

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に対して適切な措置を講じるとともに、公正な職務の執行を確保するために必要な体制を整備するよう努めること。

b 職員の責務

要望等があったときは、これに対し誠実かつ公正に対処するとともに、不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に対してき然として対応するなど、常に公正な職務の執行に当たること。

c 市民等の責務

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等により職員の公正な職務の執行を妨げないようにすること。

エ 議第 62 号 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例に対する付帯決議（平成 19 年 5 月 29 日議決）

本年 2 月市会で制定された「京都市会議員政治倫理条例」と連動し、条例化されたことは大きく評価できるものであるが、市民意見の募集状況から見る市民の理解度や、今後の職員研修による適切な対応など、具体的運用に当たって克服すべき課題も多い。

よって理事者は、条例を実効ならしめるため、分かりやすい市民周知と広報に努めるとともに、十分な職員研修を徹底すべきである。さらに、市民から見て公平性と客観性を確保するための第三者機能を有した公益通報制度を早期に創設すべきである。



(2) 公益通報処理に係る市役所外部における窓口の新設

平成 19 年 10 月 1 日、本市は、市の行政運営上の法令違反行為に関する通報、相談を弁護士が受け付ける窓口を市役所の外部に設置した。これは、市や市職員の違法行為をより通報しやすくし、透明性と公正性の高い制度とするため、従来の市役所内部の窓口に加えて新設したものである。

この窓口では、弁護士が職員、市民からの通報を受け付け、通報者の秘密を保ったまま市に通報内容を報告し、市による調査後に、調査結果について第三者の立場から市に助言等を行ったうえで、通報者に調査結果を通知する役割を担っている。

平成 18 年 4 月、公益通報者保護法の施行に伴い、市や市職員の法令違反行為に関する通報を処理する公益通報処理窓口を総務局人事部人事課（現同局監察室）に設置した。

第 7 市内全世帯でのプラスチック製 容器包装分別収集について

1 はじめに

プラスチック製容器包装は、限りある石油資源ででき
ており、これを分別し、リサイクルすることは、天然資
源である石油の使用量を減少させるだけでなく、プラス
チックの焼却量の減量により温室効果ガス（CO₂）の
発生を抑制する効果が期待できる。

平成 7 年 6 月には、国において、容器包装廃棄物を資
源として有効利用を進め、廃棄物の減量を目的とする「容
器包装リサイクル法」が制定され、平成 9 年 4 月に施行
された。この法律では、市町村による分別収集計画の策
定及び分別収集の実施や事業者による再商品化の実施な
どが規定されているが、容器包装のうち、缶・びん・ペ
ットボトルは平成 9 年 4 月から再商品化等が義務付けら

れ、その他プラスチック製容器包装（ペットボトル以外のプラスチックボトル、トレイ
など）等については、平成 12 年に義務化された。

そのため、本市では、平成 11 年 10 月から、左京区と伏見区の約 1,000 世帯を対象に、
家庭ごみの約 4 割を占めるプラスチック製容器包装に係る分別収集手法調査を実施し、
効率的な収集運搬の在り方や効果的な市民啓発を検討してきたが、その後、対象世帯の
拡大を経て、平成 19 年 10 月に、プラスチック製容器包装の分別収集を全世帯で実施し
た。



プラスチック製容器包装
の分別ハンドブック

2 これまでの経過

年 月	内 容
平成 7 年 6 月	容器包装リサイクル法の制定
11 年 10 月	プラスチック製容器包装に係る分別収集手法調査の開始 【左京区と伏見区の約 1,000 世帯を対象】
12 年 4 月	容器包装リサイクル法の施行によりプラスチック製容器包装 の再商品化等の義務化
14 年 10 月	プラスチック製容器包装の分別収集モデル地区の拡大 【各区約 1,000 世帯を対象】
16 年 10 月	プラスチック製容器包装の分別収集モデル地区の拡大 【市内の約 1 割の世帯（約 72,000 世帯）を対象】
18 年 3 月	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正

	(家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入やプラスチック製容器包装に係る分別収集を規定)
18年10月	家庭ごみ収集における有料指定袋制の実施
19年2月～	プラスチック製容器包装分別収集のモデル実施地区へのアンケート調査の実施, 分別収集全世帯拡大に向けた説明会などの実施
19年8月	プラスチック製容器包装分別収集の全世帯拡大に向けた啓発用ビデオ・DVDの制作
19年9月	「プラスチック製容器包装」分別ハンドブック, 収集日のお知らせの全戸配布及び防鳥用ネットの貸与に関して, 風雨による散乱被害防止にも使用できるよう対象範囲を拡大
19年10月	プラスチック製容器包装の分別収集を市内全世帯で実施 プラスチック製容器包装中間処理施設の整備

3 プラスチック製容器包装の分別収集の概要

(1) 開始時期

平成 19 年 10 月 1 日 (月)

(2) 対象世帯

市内全世帯 (約 665,000 世帯)

(3) 主なプラスチック製容器包装対象物

トレイ類, ボトル類, 袋・包装類, ふた・キャップ類, カップ・パック類, 緩衝材

(4) 排出方法

ア 排出日

毎週 1 回, 決められた曜日

イ 排出場所

資源ごみ収集場所等

ウ 排出袋

資源ごみ用指定袋

(5) 排出に当たっての留意点

ア 中身は使い切る。

イ 汚れているものはふき取るか, 軽くすすぐ。

ウ レジ袋などに小分けせず, そのまま指定袋に入れる。

エ 汚れがひどい場合は, 家庭ごみとして排出する。

4 中間処理施設の整備

プラスチック製容器包装は, リサイクルを行ううえで, できるだけプラスチック以外の異物を少なくするとともに, 効率的な輸送を行うために, 選別・圧縮・梱包等を行う

必要がある。そのため、これらの処理を行うため、分別収集の全市拡大に向け、2 箇所
の中間処理施設の整備を行った。

また、かさばるプラスチック製容器包装を効率よく収集し、中間処理施設まで搬送す
るための積替作業を行うため、2 箇所の積替所を整備した。

(1) 中間処理施設

ア 西部圧縮梱包施設

所在地 西京区大枝沓掛町 26 番地（旧西部クリーンセンター）

敷地面積 19,000 m²

最大処理能力 60 トン/日

イ 横大路学園

所在地 伏見区横大路千両松町 277 番地

敷地面積 6,000 m²

最大処理能力 20 トン/日

(2) 積替所

ア 北積替所

所在地 上京区下清蔵口町 132 番地

敷地面積 2,190 m²

イ 南積替所

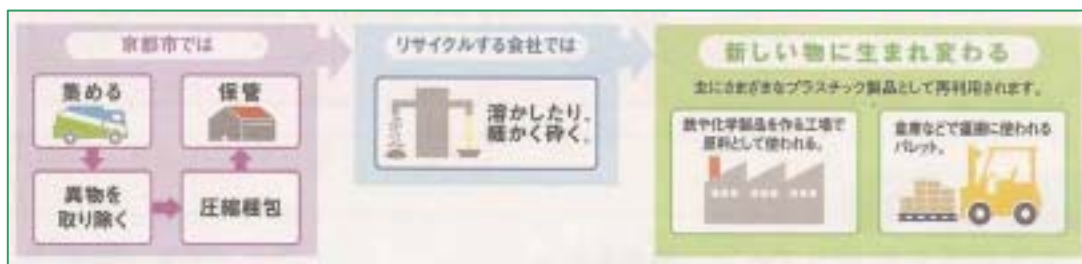
所在地 伏見区横大路千両松町 447 番地（旧まち美化機材センター）

敷地面積 8,000 m²

5 リサイクルの方法

本市が収集したプラスチック製容器包装は、積替所にて積替作業を行い、中間処理施設
へ搬送している。中間処理施設において異物を取り除き、圧縮・梱包し、財団法人日本容
器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者を引き渡している。

本市の平成 19 年度分のプラスチック製容器包装は、パレット（フォークリフト等で荷
物を運ぶ際に用いる荷物を載せる板）と製鉄所で使用するコークスの代替となるコークス
炉化学原料としてリサイクルされている。再資源化に要する費用は、容器や包装材を利用
・製造する特定事業者や一部自治体が負担する仕組みとなっている。



リサイクルのゆくえ

6 プラスチック製容器包装の分別収集に係る市民アンケート調査結果

平成 18 年 10 月の家庭ごみの有料指定袋制を導入したことによる市民の意識・行動の変化の有無・程度などを把握するため、市民アンケート調査を平成 18 年 8 月と平成 19 年 2 月（プラスチック製容器包装の分別収集の全世帯への拡大前）に実施した。本調査におけるプラスチック製容器包装の分別収集の各項目の調査結果は、次のとおりであった。

(1) プラスチック製容器包装の分別収集に排出している割合

「プラスチック容器包装分別収集地区である」と答えた人（19.5%）の内、「ほとんどすべて出している」が約 56 パーセントと高く、次いで「7～9 割」が約 19 パーセントであり、モデル地区のうち 3 分の 2 は分別収集に協力的である。

(2) プラスチック製容器包装を分別することによる家庭ごみの減少効果

「減少効果は大きい」（約 45 パーセント）と「若干効果がある」（約 38 パーセント）を合わせた約 83 パーセントの回答者が、効果があると回答している。

第 8 路上喫煙等の禁止等に関する条例の制定 について

1 はじめに

道路や公園など屋外の公共の場所での喫煙は、小児等へ火傷や衣服を焦がす被害をもたらすなど、大きな問題となっている。

平成 18 年 12 月に本市が行った「路上喫煙に関する市民アンケート調査」においても、9 割以上の人が、路上喫煙により「被害を受けた（受けそうになった）ことや不快な思いをしたことがある」と回答している。また、路上喫煙について 87.4%の人が「迷惑である」と答えるとともに、76.5%の人が路上喫煙防止条例について「制定すべきである」と回答している。

このような状況を受け、本市では、市民や観光客の安心、安全を確保するため、第 2 回市会（定例会）に「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を提案し、6 月 1 日付けで施行するとともに、11 月 1 日には路上喫煙等禁止区域を指定した。

この条例では、市民等の責務として市内全域で路上喫煙等をしないよう努めることを規定するとともに、路上喫煙等禁止区域での違反者には 2 千円以下の過料を科す罰則規定を設けている。

平成 20 年 2 月 19 日に開催した第 3 回京都市路上喫煙等対策審議会での答申を受け、過料の金額を 1 千円とし、平成 20 年 6 月 1 日から徴収を開始することとした。

2 条例施行日

平成 19 年 6 月 1 日（罰則規定（過料 1 千円）については、平成 20 年 6 月 1 日）

3 条例の概要

(1) 目的（第 1 条）

路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(2) 定義（第 2 条）

ア 路上喫煙等

道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車（同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

イ 道路等

道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

- (3) 本市の責務（第 3 条）
路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。
- (4) 市民等及び事業者の責務（第 4 条）
ア 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。
イ 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。
- (5) 路上喫煙等禁止区域の指定（第 5 条）
ア 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。
イ 当該指定は、期間又は時間を限って行うことができる。
ウ 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
エ 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙禁止区域内の見やすい場所に 標識の設置又は標示をしなければならない。
オ 路上喫煙等禁止区域の指定は、告示によってその効力を生じる。
- (6) 路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止（第 6 条）
何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙をしてはならない。
- (7) 審議会（第 7 条～第 9 条）
ア 路上喫煙禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会を置く。
イ 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
ウ 委員は、学識経験者のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
エ 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
オ 委員は、再任されることができる。
- (8) 罰則（第 11 条）
違反した者は、2,000 円以下の過料に処する。

4 路上喫煙禁止区域の指定について

第 1 回 , 第 2 回京都市路上喫煙等対策審議会での審議を経て , 特に路上喫煙等を禁止する必要がある以下の 10 路線を路上喫煙等禁止区域として指定している。



5 議第 65 号 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例に対する付帯決議 (5 月 29 日議決)

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例に基づく、繁華街の特に歩行者が多い道路での路上喫煙の禁止等の取組は、市民、観光旅行者の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与するものである。

しかしながら、この取組を実効あるものとするためには、市民等の理解が何よりも必要である。

そこで、次の点について最大限の努力を払うべきである。

- 1 周知啓発については、関係団体等と十分連携しながら、全庁を挙げて取り組むこと。
- 2 禁止区域及びその周辺地域において、喫煙者にも配慮した措置を講じるよう努めること。
- 3 過料の徴収については、周知啓発や指導の状況を勘案し決定すること。

第 9 文化芸術都市創生計画の策定について

1 はじめに

本市では、優れた文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することを目指して、平成 18 年 4 月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

「京都文化芸術都市創生計画」は、この条例に基づき、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」を総合的かつ計画的に進めるため、今後 10 年間に取り組むべき具体策をとりまとめたものである。

2 計画期間

平成 19 年 3 月から平成 29 年 3 月までの 10 年間

3 計画の背景

本市では、長年にわたり都市の営みと文化芸術との密接なつながりを持ち、都市の存続・発展の大きな力として文化を創造・蓄積してきた。市政においても、昭和 53 年に「世界文化自由都市宣言」を行い、京都が「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」であることを都市の理想像として掲げている。

このような、今日の社会の潮流を先行する京都の特性を、今、改めてこれからの京都のまちづくりに生かすことが求められている。本市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する「国家戦略としての京都創生」の取組を進めている。そして、京都創生に向けた文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することを目指して、平成 18 年 4 月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針として本計画を策定した。

4 計画の概要

(1) 京都がリードする文化芸術のまちづくり

日本の文化首都を標榜し、文化芸術を都市づくりの重要な視点としてきた京都において、全国のあらゆる都市に先駆けて、21 世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すために、その「先駆け」の原動力となる取組を、「五つの京都先行プロジェクト」として掲げ、計画期間の前半 5 年間にすべてのプロジェクトに着手することをめざす。

ア 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

- ・ 国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備に向けた取組
- ・ まち全体を舞台にした「時を超え光り輝く京都・景観コンサート」（仮称）等

の取組

- イ 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進
 - ・ 文化芸術による地域のまちづくり推進事業
- ウ 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成
 - ・ 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」（仮称）等の取組
 - ・ 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり
- エ 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成
 - ・ 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり
 - ・ 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援
- オ 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり
 - ・ 京都文化パートナー1万人構想に向けた取組

(2) 文化芸術都市創生のための総合的な施策

「京都がリードする文化芸術のまちづくり」に掲げた各施策を、文化芸術都市づくりの先駆けの「原動力」となるものとして進めるとともに、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるため、次に掲げる総合的な施策に取り組む。

ア 日常生活における文化芸術の定着

(ア) 暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策

- ・ 地域の中での「暮らしの文化」の再発見・再認識の促進
- ・ 暮らしの文化普及・啓発冊子の作成・発行
- ・ 暮らしの文化を普及・啓発するシンポジウム等の開催
- ・ 「暮らしの文化顕彰制度」（仮称）の創設

(イ) 市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策

- ・ 京都文化祭典の開催
- ・ 本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進
- ・ 「まちなかどこでもギャラリー・コンサート推進事業」（仮称）の取組
- ・ 国民文化祭の京都開催
- ・ 「より一層市民に愛される京響」をめざす取組の推進
- ・ 世界的に注目されつつあるマンガ文化の振興
- ・ 文化芸術に関する生涯学習の推進
- ・ 文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進
- ・ 文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」の推進

(ウ) 子ども感性を磨き、表現力を高めるための施策

- ・ 子どものための各種体験教室等の推進
- ・ 芸術系の市立高等学校等における特色ある文化芸術教育の推進
- ・ ジュニア京都検定の推進
- ・ 子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進
- ・ 青少年の文化芸術活動の促進

イ 伝統の継承と新たな創造活動の支援

- (ア) 伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策
 - ・ 市民や観光客に，京都の伝統的な文化芸術に身近に触れていただく機会の提供
 - ・ 文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進
 - ・ 子どもたちへの伝統的な文化芸術継承の取組の促進
 - ・ 伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進
 - ・ 伝統的な花街の文化の継承
 - (イ) 新たな文化芸術の創造に資するための施策
 - ・ 芸術家とメセナ企業との出会いの促進「アートシンデレラストーリー創出事業」(仮称)等の実施
 - ・ より効果的な顕彰制度の在り方の検討
 - ・ 助成金等の情報のより効果的な発信
 - ・ 芸術活動へのきめ細かな支援
 - (ウ) 文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策
 - ・ 文化芸術による地域のまちづくりの取組の普及・促進
 - ・ 京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進
 - ・ 各区の個性を生かした各種文化関係事業の推進
 - ・ 芸術家等の活動を地域に根付かせ，地域で応援する環境づくり
- ウ 文化芸術の交流の促進
- (ア) 国内外の地域との交流を促進するための施策
 - ・ アーティスト・イン・レジデンス事業や招聘アーティストの作品展等の推進
 - ・ 留学生による文化芸術交流の推進
 - ・ 国際交流に係る関係機関等との連携の推進
 - ・ 国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進
 - ・ 姉妹都市との文化交流事業の推進
 - (イ) 国内外の人々の関心と理解を深めるための施策
 - ・ 京都芸術文化情報リンク集の充実
 - ・ 後援事業等の支援
 - ・ 障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫
 - ・ 国際交流に係る関係機関等と連携した情報発信の推進
 - ・ 「京都館」や海外情報拠点と連携した情報発信の推進
 - ・ 関西の関係団体等と連携した広域的な情報発信の推進
 - ・ マスメディアと連携した情報発信の推進
- エ 文化芸術環境の向上
- (ア) 文化財を保護し，及び活用するための施策
 - ・ 文化財の保存と活用の推進
 - ・ 地域文化財サポーター，地域文化財マネージャーの育成
 - ・ 地域文化遺産の保存と活用の促進
 - ・ 子どもたちの文化遺産を大切にすることを育む取組の推進

- ・ 元離宮二条城，無鄰菴の保存と活用
- ・ 近代化遺産の活用
- ・ 京都における新たな世界遺産の登録
- (1) 景観を保全し，及び再生するための施策
 - ・ 重要文化的景観の選定への取組の推進
 - ・ 美しく，京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用
 - ・ 「時を超え光り輝く京都の景観づくり」の取組の推進
 - ・ 町家の保存・再生の取組
- (ウ) 施設の充実を図るための施策
 - ・ 文化芸術活動を支え，発表する場（拠点）の整備等
 - ・ 文化芸術関連機関・施設の交流，連携
- オ 学術・産業との連携
 - (ア) 文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え，創造的な活動を新たに生み出すための施策
 - ・ 文化芸術インターンシップ制度の創設
 - ・ 京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進
 - ・ 文化芸術施策推進に際しての芸術系大学等との連携の推進
 - ・ 京都が誇る大学の集積の活用
 - ・ 文化芸術や学術の交流を図る各種の取組との連携
 - (イ) 文化芸術及び産業が相互に影響を与え，創造的な活動を新たに生み出すための施策
 - ・ 新都市観光振興推進計画に基づく取組の推進
 - ・ 文化情報と観光情報を連携させた効果的な情報発信の推進
 - ・ 京都の映画文化や映像文化の振興
 - ・ 文化芸術と産業との連携の促進
- カ 市民の活動支援
 - (ア) 市民の自主的な活動を支援するための施策
 - ・ 文化パートナーの活動の気運を高める取組の推進
 - ・ 市民の文化芸術活動の支援
 - ・ 地域文化会館の効果的な運営への市民参加等の推進
 - ・ 文化芸術を支える基金への，市民や企業等の一層の賛同・協力の促進
- (3) 推進方法

本計画は市民と本市が，以下の役割を踏まえつつ，互いに連携を図りながら進める。

 - ・ 市民の役割...文化芸術を創造し，楽しむ者として，また，文化芸術によるまちづくりの担い手として，京都の文化芸術の豊かさを深く認識し，子どもたちや将来の京都のまちに引き継ぐために，文化芸術都市創生の取組に主体的に参画・関与する。
 - ・ 本市の役割...文化芸術都市創生の取組の総合的な推進とコーディネートの役割を担い，市民の主体的な参画を促し，その活動を支援し，協力・連携を進めるとともに，他の行政機関や大学等の関係機関などと連携を深め

ながら，取組の実施を図る。

ア 市民参加による推進体制

- ・ 京都文化芸術都市創生審議会の運営
- ・ 市民等による委員会の整備等
- ・ 地域における主体的な取組の推進

イ 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の連携

- ・ 文化芸術都市創生のための効果的な推進体制の整備
- ・ 「京都文化創造機構」（仮称）の整備
- ・ 京都府との連携・協調の推進
- ・ 文化庁関西拠点等との連携

ウ 京都創生策の推進

本計画は，京都の優れた文化や美しい景観を，保存，再生，創造，更には国内外に発信する「京都創生」の取組の文化面での推進を担うものであるため，本計画の取組とあわせて，引き続き，「京都創生」の実現を目指す。

エ 計画の取組の評価・点検等

本計画の推進状況については，毎年度とりまとめて「京都文化芸術都市創生審議会」で評価・点検を行う。また，ホームページへの掲載や市民フォーラムの開催等，様々な機会により，多くの市民からの意見を聞き，点検を行っていく。

第 10 観光客 5000 万人構想の実現に向けた 新たな取組等について

1 はじめに

本市では、平成 12 年に「観光客 5000 万人構想」を宣言し、平成 18 年に策定した「新
京都市観光振興推進計画 ~ゆとり うるおい 新おこしやすプラン 21~」に掲げる施策
をオール京都の体制で進めている。その結果、平成 18 年の入洛観光客数は 4,800 万人
を突破し、6 年連続で過去最高記録を更新した。

こうした中、平成 19 年においても、構想の総仕上げを図る各種の取組が進められて
おり、ここでは、本市が平成 19 年に実施した新たな取組等について記載している。

2 京都市ニューツーリズム創出事業の創設

(1) 趣旨

夏・冬のオフシーズン対策や地域の活性化に資する界わい観光、体験型観光などに
つながる京都の隠れた観光資源の発掘及び取組支援を行い、京都観光の新たな魅力と
して発信する。

(2) 支援内容

事業の初期及び追加経費に対する補助（費用の 2 分の 1 以内かつ上限 200 万円
で、1 回限り）、企画、進行管理等を助言するアドバイザーの旅行会社等からの派
遣、事業の P R 支援（京都市観光文化情報システムや旅行会社等の宣伝網を活用）
であり、その 3 点をパッケージにしてサポートする。

(3) 応募要件

事業の実施主体が営利
を目的としない団体であ
ること、同一の事業を将来
的に継続して実施する予
定であることなど

(4) 平成 19 年度の対象事業

本市及び観光関連団体、

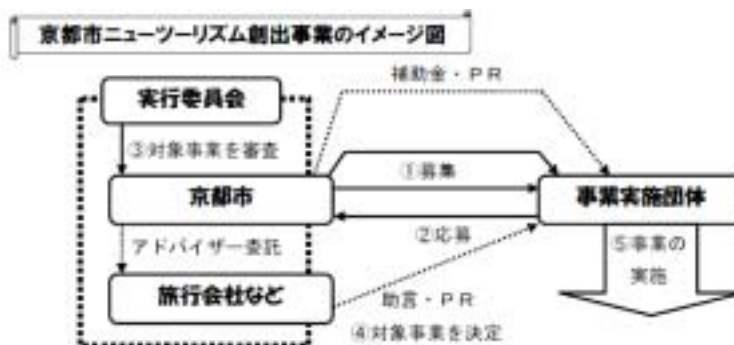
企業等で構成する「京都市ニューツーリズム創出事業実行委員会」が審査を行い、次
の 5 事業を第 1 回対象事業に選定した。

ア 京都嵐山宮廷鶺鴒復元実施事業

全国 13 箇所で行われている従来の鶺鴒とは違った、京都ならではの歴史と伝統
ある宮廷鶺鴒を平成 20 年の源氏物語千年紀を記念して、嵐山の地で復元実施する。

イ 三尾活性化プロジェクト

山桜の開花時期と初秋にライトアップを行い、夜の観光魅力の創出と三尾地域



(高雄, 槇尾, 梅尾)の活性化を図る。

ウ 京都歴史回廊文化塾事業

京都市北西地域を中心にハード・ソフト両面にわたって広がる歴史的・文化遺産の活用を目指した産学公地の連携協働事業。

エ もうひとつの京都体験～修学旅行編～

町家での講話や和菓子づくりなど, 少人数向けの体験型観光メニューを開発し, グループ行動が主流となっている修学旅行生受入のノウハウ構築を目指す。

オ 京都・心和む家族旅計画

龍谷大学が仏教美術品の展示を中心に開設予定の「龍谷ミュージアム」の活用も視野に入れ, 体験型をキーワードに西本願寺門前町の観光振興を図る。

3 修学旅行生用ホームページ「きょうと修学旅行ナビ」の開設

(1) 趣旨

京都観光の原点である修学旅行について, 少子化による生徒数の減少や誘致活動の都市間競争の激化が進む中, 全国でもトップレベルの修学旅行のサポート体制を目指し, 修学旅行生用のホームページ「きょうと修学旅行ナビ」を全国で初めて開設した。

(2) 特徴

ア 修学旅行生にターゲットを絞ったホームページ

イ 修学旅行に必要な京都に関する幅広い情報を一元的に発信し, 修学旅行生の掘り起こしを図るとともに, 修学旅行のコースづくりをサポート

ウ 安心・安全な修学旅行をサポートする仕組みを導入

(3) 概要

ア 知るほどおもしろい京都情報

歴史, 文化, 産業, 地理, 気候等の解説や, 京ことば, 京のご利益などの豆知識を紹介し, 京都の魅力を一人でも多くの人に知ってもらい, 「修学旅行は京都へ」という児童, 生徒, 学校関係者の掘り起こしを図る。

イ コースづくりお役立ち情報～修学旅行のニーズに沿った約740施設を紹介～

京都における修学旅行の形態が「先生の引率による団体行動」から「数名の生徒による班別行動」へと変化していることに着目し, 生徒たちがアイデアを出し合い自ら取り組む「コースづくり」を積極的にサポートする。



具体的には、体験学習施設と体験プログラム、修学旅行生がよく訪れる観光スポットとモデルコース等を紹介し、修学旅行生が優待を受けられる施設情報、寺社や体験学習施設を検索できるエリアマップ、交通機関情報等を掲載する。

ウ 安心・安全情報

すべての修学旅行生、保護者にとって安心安全な修学旅行をサポートするため、京都への到着情報等を教師が携帯電話等から書き込んで保護者に知らせるページや、車椅子で利用できる施設等の情報を提供するページを設営する。

(4) 発信日

3月15日

(5) 実施主体

京都市、京都観光推進協議会

(6) ホームページアドレス

<http://kyotoshugakuryoko.jp/>

3 「京都まちなか観光案内所」の開設

(1) 趣旨

近年、多くの観光地を見てまわる従来型の観光スタイルに加え、訪れた地域をゆっくり、じっくり楽しむ旅への需要が高まってきていることから、ニーズが多様化する観光客のより快適な旅をサポートする受入環境を充実するため、また、界わい観光を更に推進するため、京都市内のセブン-イレブン、スターバックス全店舗に「京都まちなか観光案内所」を開設した。

(2) 特徴

- ア 身近で誰もが気軽に立ち寄り、見つけやすい案内所
- イ 年中無休（全店舗）・24時間対応（セブン-イレブン全店舗）
- ウ 地域に密着した案内により、歩いて楽しむ観光・界わい観光を更に推進
- エ 民間企業の本社と協定を締結し、市内全店舗を活用した取組は、全国初

(3) 概要

- ア 名称 京都まちなか観光案内所
- イ 開設日 10月31日
- ウ 開設場所 京都市域のセブン-イレブン 全119店舗
京都市域のスターバックス コーヒー 全14店舗
合計133箇所（店舗数は、平成20年2月29日現在）

エ サービス内容

- (ア) 店員による周辺観光地や交通利用の案内
- (イ) 英語表記付きの観光マップや観光パンフレットの常備と無料提供、市バス、地下鉄路線図の閲覧 等

4 英文観光ホームページ「Kyoto Official Travel Guide」の開設及び海外情報拠点の設置拡大

(1) 趣旨

外国人観光客の一層の誘致を図るため、英文観光ホームページ「Kyoto Official Travel Guide」を新たに開設するとともに、海外における最新の京都観光情報の発信や現地での旅行情報の収集等を行う拠点をアメリカ、台湾の2箇所に新たに設置した。

(2) 英文観光ホームページ「Kyoto Official Travel Guide」の開設

ア 特徴

(ア) 英語ネイティブライターが執筆

(イ) 外国の自宅にいながらにして、宿泊施設や航空券の予約が可能

(ウ) 金閣寺、茶道、祇園祭、寿司等、外国人観光客に人気の高い観光情報等を「100 セレクション」としてトップページに掲載

(エ) 交通案内、滞在案内、1日モデルコース等、京都を訪問するに当たっての実用的な情報をコンパクトに掲載

(オ) 京都国際観光客誘致推進協議会 が設置、運営することにより、観光施設や宿泊施設、飲食店等、民間事業者と連携した情報発信を実現

京都市、京都市観光協会、京都商工会議所をはじめ、市内のホテル、旅行会社等の観光事業者により、平成5年に発足した協議会

イ 運営主体 京都市、京都国際観光客誘致推進協議会

ウ 開設日 4月18日

エ ホームページアドレス
<http://www.kyoto.travel/>

(3) 海外情報拠点の充実

ア 設置箇所

アメリカ（ロサンゼルス市）、台湾（台北市）

既に設置している拠点：韓国（ソウル市）、中国（北京市）、オーストラリア（メルボルン市）

イ スタッフ

京都観光に精通し、かつ現地の旅行エージェントやメディア等に積極的に働き掛けのできるスタッフが、各拠点で豊富な経験を活かした営業活動を展開する。

ウ 業務内容

(ア) 情報発信業務

- ・現地の旅行見本市等において、京都観光のPR及びセールス活動を実施
- ・現地の有力旅行エージェント及び有力メディアへの京都観光情報の提供 等

(イ) 情報収集業務

- ・現地の有力旅行エージェント、メディア等からの旅行動向の情報収集
- ・京都ツアーの企画及び送客状況の調査 等

(ウ) 現地受入業務

・京都からの観光ミッション派遣事業における現地調整 等

(I) 報告業務

・活動計画の策定及び活動状況を毎月報告

工 運営開始日 4月1日

第 11 合併記念の森全体構想の策定について

1 はじめに

平成 17 年 4 月の旧京北町との合併により京都市が引き継いだ 約 268 ヘクタールの広大な山林については、自然環境を生かすとともに、広く市民が活用でき、京北地域の将来の発展につながるような方策を見出すことが課題となっている。

そこで本市では、地理的・地形的条件に恵まれ、地域住民にとって象徴的な里山であるこの山林の一部を「合併記念の森」と位置付け、京北地域はもとより、本市全体の発展につなげるため、「合併記念の森全体構想」を策定した。

2 策定経過

平成 18 年 6 月	京都市合併記念の森検討委員会を設置（全 6 回開催）。
平成 19 年 7 月	検討結果を答申としてまとめる。
平成 19 年 10 月	素案に対する市民意見の募集
平成 19 年 11 月	「合併記念の森全体構想」を策定

3 具体的な活用計画

(1) 企業・大学・市民参画による生態系保全型の理想の森づくり

従来のように、森林管理を森林所有者のみに依存するのではなく、市民や企業が自らの資金や労力を提供して森林整備に参画することができる新しいシステムを構築し、計画地をそのモデルエリアとして整備することで、森林の健全な保全の推進と、森林に対する市民意識の高揚を図る。

企業・大学・市民参画による生態系保全型の新たな森林管理システム
森林の整備及び管理の中心に、公益法人等の適切な運営団体を配置し、企業及び市民等から資金の提供を受け、この資金を活用して森林組合や大学、NPO 法人や社会教育団体等の市民団体等が、労力や知恵を出し合い、森林を適正に整備し、管理するシステムとする。

(2) 京都の木の文化を守る森づくり

木の文化の象徴ともいべき文化財や伝統工芸を支え、守るため、「文化継承の森」として文化財や伝統工芸に必要な補修用材や原材料を確保する森として活用することを目指す。

ア 文化財を守る森づくり

文化財建造物の構造材にはヒノキ、スギ、マツなどの耐久性の高い木材が使用されているが、近年これらの資源が枯渇してきている。そこで、計画地を「文化財を

守る森」と位置付け、現存するヒノキ、スギ、マツなどを長期にわたり適正に管理し、古都京都に集中する歴史的建造物の補修用材の供給林として整備する。

イ 伝統工芸を支える森づくり

平成 19 年 11 月現在、国指定の伝統的工芸品 17 品目を含む 72 品目を「京都市の伝統産業」に決定している。これらの中には、木材や樹液などの森林からの産物を使用したものも少なくない。そこで、これらの伝統工芸を支える森として、ウルシ、キリなどを植樹し、京都の伝統的工芸品に、京都の森で生産された原材料を供給することができるよう、計画地の森林を整備する。

ウ 伝統行事を支える森づくり

計画地の 70 パーセントの面積を占めるアカマツを、適正に整備し保持していくことで、京都の伝統行事などの原材料として、安定的に提供する。

(3) 四季の木々を五感で感じる森づくり

四季折々の季節感を醸し出す、調和の取れた美しい森を創設し、京北地域の新しい観光スポットとする。

(4) 森林の体験、学習の場等の創設

計画地の森林を生かし、親子や子ども同士で楽しく遊び、学ぶことができる森林の体験、学習の場等を創設する。

4 機能別森林利用計画

機能別の森林利用区域（ゾーン）を次のとおり設定する。

(1) 企業等の森林活動の森ゾーン【約 100 h a】

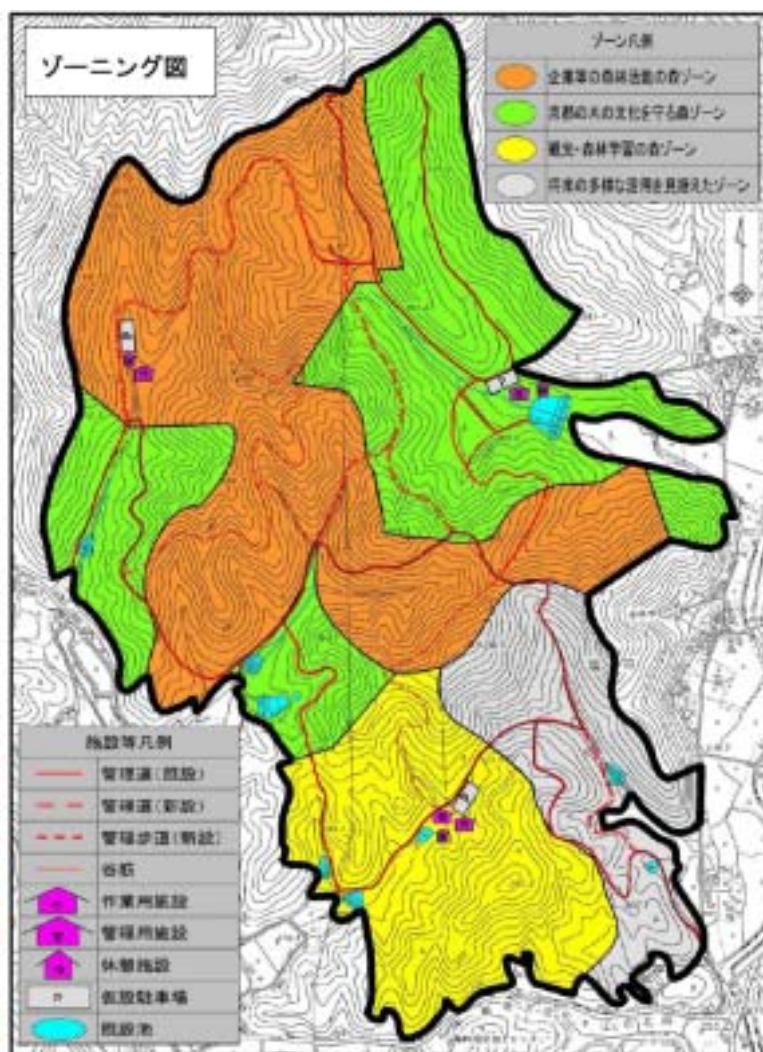
企業やボランティア組織等が間伐等の森林整備活動を行うゾーン。参画団体の森として区画割し、それぞれの区画は参画団体の個性が表現された森が構成される。それぞれの区画へのアクセスを容易にするため、管理道を密に整備する。

(2) 京都の木の文化を守る森ゾーン【約 90 h a】

高齢級林を生産するため、永代にわたり維持保全していくゾーン。原則として、森林管理については、本市が行い、文化財補修用材の供給林とする。

(3) 観光・森林学習の森ゾーン【約 48 h a】

現存樹種を生かしながら、観光や野外体験ができる森とし、市民と連携して森林整備を図るゾーン。季節や場所に応じたいろいろな自然を体験することができる空間とする。



5 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 平成 20 年 1 月から | 森林整備に参画していただける市民や企業の皆様を募集 |
| 平成 20 年度から | 管理道等の改修や既設池の整備に着手 |
| 平成 20 年度～平成 22 年度 | 3 力年計画による施設等の整備 |
| 平成 23 年度 | 「合併記念の森」の開園 |

第 12 京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン の策定及び開設 80 周年記念事業について

1 はじめに

京都市中央卸売市場第一市場は、大正 12 年に公布された中央卸売市場法に基づき、昭和 2 年に全国で初めての中央卸売市場として整備されて以降、「京の台所」として重要な役割を果たしてきており、平成 19 年で 80 周年を迎えた。

一方、「食の安全、安心」に対する関心の高まりや市場外流通の増加など卸売市場を取り巻く環境は急速に変化しており、そのような状況に対応するため、本市では、「京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン」を策定した。

また、市場開設 80 周年を迎えるに当たり、「京の食文化及び食育の拠点」と位置付けている本市場を、更に市民に信頼され、愛される市場とする取組の一環として開催した記念事業の概要を記載する。

2 京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン

(1) 計画期間

平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間

(2) 策定の目的

京都市中央卸売市場第一市場運営協議会が平成 16 年 10 月に提言した「21 世紀の京都市中央卸売市場のあり方 - 京都市中央卸売市場第一市場基本構想 - 」(以下「あり方」という。)を受けて、現状等の調査及び検証を行い、今後の方向性を明確にするとともに、活性化を実現させるための重点戦略及びその推進に向けた施設整備を具体化するもの

(3) 中央卸売市場の沿革及び機能

大正 7 年の米騒動を契機に、米及びその他の必需的食料品を安価に供給し、国民の消費生活の安定を図る必要性から整備された。その機能としては 大量の生鮮食料品の能率かつ衛生的な集荷及び分荷、適正な価格の形成、明確な信用決済、需給に係る情報の収集及び伝達 がある。

(4) 卸売市場を取り巻く状況

ア 食生活の変化

食生活とニーズの変化(食の外部化の進展等)、食の安全・安心への関心の高まり、食育に関する取組の推進 など

イ 生鮮食料品の生産及び流通の構造の変化

産地状況の変化(生産者団体の合併・統合の進展)、小売業の変化(小売事業所数の減少)、市場外流通の台頭と市場間競争の激化 など

ウ 卸売市場法の改正

平成 16 年 6 月に 品質管理徹底等による食の安全・安心の確保， 生鮮食料品流通の規制緩和（ 商物一致規制の緩和等 ）， 卸売市場の再編等を通じた市場機能の強化を行うために改正

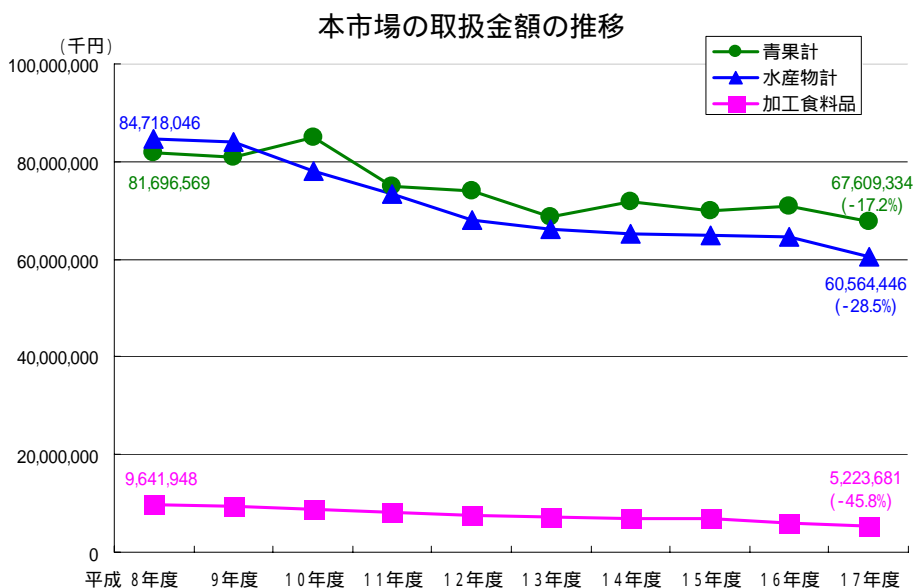
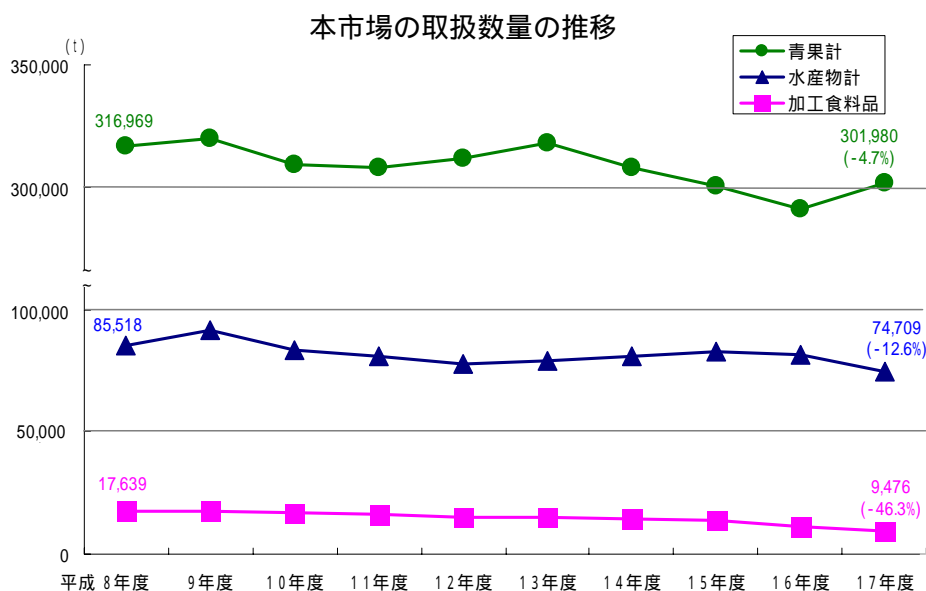
工 第 8 次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画の策定

国がおおむね 5 年ごとに定める第 8 次卸売市場整備基本方針に即し， 第 8 次中央卸売市場整備計画が策定された。この整備計画では，本市場は，「施設の改善を図ることが必要と認められる市場」とされている。

(5) 本市場の現状，課題及び取組

ア 本市場の現状

取扱数量及び取扱金額は，青果，水産物，加工食料品すべてにおいて減少傾向にある。本市場の市内への供給率推計によると，野菜で 80.6%，果実で 56.4%，水産物で 47.9% を供給している。



イ 本市場の課題

取扱数量及び取扱金額の減少，市場間競争の激化への対応，仲卸業者及び関連事業者の経営健全化，品質管理及び衛生管理への対応並びに加工施設の整備，トラック輸送による物流への対応，施設及び設備の老朽化への対応 など

ウ 本市場の取組

本市場では「食の拠点機能充実戦略委員会」の意見を聞きながら、「食の海援隊，陸援隊」の活動等食の拠点機能充实事業を実施するとともに，食品品質管理体制の整備や市場における取引体制の整備を進めている。

(6) 本市場の方向性及び重点戦略

ア 本市場の方向性

本市場は「市民に支えられ信頼される卸売市場」を目指していくこととし，以下に挙げる 3 つを視点にイで掲げる重点戦略を進めていく。

- ・市民の食生活を豊かにかつ安定的に支える食材の集配拠点
- ・食文化，食育の拠点
- ・地域活性化の拠点

イ 今後の本市場の重点戦略

(ア) 市場運営機能の向上

- a 管理運営体制の充実
- b 場内業者の積極的な市場運営への参画
- c 物流機能の効率化及び情報化の推進
- d 新たな取引規制への対応

(イ) 食の安全の確保による安心の提供

- a 産地情報の収集及び伝達
- b 品質管理及び衛生管理機能の向上

(ウ) 京の食文化及び食育の拠点としての市場

- a 特色ある商品の確保
- b 京都の食文化の普及及び啓発並びに食育の推進

(エ) 地域活性化に向けた周辺地域との共生及び市民参加による市場活性化

- a 周辺地域との共生
- b 市民参加による市場活性化

(オ) 場内業者の経営健全化

- a 本市による場内業者への助言及び提言機能の強化
- b 場内業者の経営改善

(7) 重点戦略の実現に向けた施設整備

ア 今後の施設整備に対する考え方

基幹施設については現状のまま改修，設備改良等を行う。

受益者負担の考え方を前提にしながらも，市場財政はもちろんのこと，業界の経営

を圧迫することがないように考慮する。

イ 整備手法の考え方

市場業界と調整し、市場業界をはじめとする民間活力の活用を検討する。

ウ 重点戦略の推進に向けた施設整備の内容

(ア) 品質管理機能の強化

冷蔵庫など保冷設備の増強及び配送加工センターの整備を図る。

(イ) 動線の改善

場内通路の一方通行化など、場内交通ルールについて業界と協議し、実行していくことで、場内動線の輻輳を緩和し、動線の効率化に向けた改善を図る。

(ウ) 施設及び設備の改修

安定的な市場機能の維持に向け、基幹となる施設及び設備などの安定的な稼働が必要であるため、これらの機能の維持及び向上などに向けた改修等を行う。

(エ) 土地利用

将来的には五条通、七条通、七本松通及び旧千本通に囲まれ、かつ、新千本通を中心とした範囲で業務及び物流動線を完結させる。当該エリア外に位置する施設棟及び駐車場については、公共的役割を考慮した上で、食文化の拠点や地域活性化の拠点としての有効活用を、本市関係部局及び市場業界と検討する。

現状の施設の利用状況を踏まえ、空き店舗や利用度の低い施設の改修、利用施設の配置換えなどにより、市場機能の強化を図る。

エ 整備計画案

主な整備の項目	整備の目的
構内地（新千本通）屋根	品質管理機能を強化するとともに、搬入、運搬等の作業の効率化を図る。
水産加工配送センター	多様なニーズに対応するため、衛生管理を徹底した配送機能を備える加工センターを整備する。
青果配送加工センター	多様なニーズに対応するため、衛生管理を徹底した加工施設及び配送センターを整備する。
青果 1 号棟冷蔵庫，エレベーター（新設），駐車場屋根	低利用のモータラ充電室の有効活用を図るため，冷蔵庫を整備するとともに，物流の効率化のためモータラ移動用のエレベーターを新設する。 青果 1 号棟駐車場に，食品の品質管理機能を強化するため，屋根を新設する。
青果 2 号棟卸売場低温化	品質管理の徹底を目的に，卸売場の低温化を図る。
水産卸売場低温化（一部）	品質管理の徹底を目的に，卸売場の低温化を図る。
青果 3 号棟低温化	品質管理の徹底を目的に，荷置場の低温化を拡充する。
共同配送センター及び事務所棟	配送作業の効率化及び品質管理機能の向上のため，共同配送センターの整備及び事務所棟の整備を実施する。

(8) 策定の経過

- 平成 16 年 10 月 京都市中央卸売市場第一市場運営協議会が「21 世紀の京都市中央卸売市場のあり方 - 京都市中央卸売市場第一市場基本構想 - 」を提言
- 平成 17 年 3 月 国が中央卸売市場整備計画（第 8 次）を策定
- 平成 19 年 2 月 1 日 パブリックコメント実施（意見数：74 通，169 件）
~ 28 日
- 2 月 2 日 京都市中央卸売市場第一市場運営協議会の意見聴取
- 3 月 6 日 京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン策定

3 市場開設 80 周年記念事業

本市場が昭和 2 年にわが国最初の中央卸売市場として開設されてから，平成 19 年で 80 周年を迎えた。本市場では，12 月 8 日（土）に記念式典を開催するとともに，以下のとおり記念事業を実施した。

(1) 食のシンポジウム

- 開催日 10 月 6 日（土）
- 会 場 京都ロイヤルホテル&スパ
- 内 容 第 1 部 講演「旬の食材をおいしく食べるコツ」
高橋英一氏（日本料理アカデミー顧問・瓢亭十四代当主）
- 第 2 部 パネルディスカッション「京の食と市場」
コーディネーター 伏木 亨氏（京都大学大学院農学研究科教授）
パネリスト 高橋英一氏（日本料理アカデミー顧問・瓢亭十四代当主）
関根英爾氏（株京都新聞社論説委員）
永井明雄氏（株日本旅行西日本営業本部市場開発部部長）
池本周三氏（京都全魚類卸協同組合理事長）
内田 隆氏（京都青果合同株代表取締役社長）

(2) 市場まつり

- 開催日 11 月 23 日（金・祝）
- 会 場 京都市中央卸売市場第一市場
- 内 容 マグロの解体実演，特産品・名産品の展示及び販売，鍋料理実演販売・子ども鍋レシピコンテスト

(3) 市場開設 80 周年記念式典

- 開催日 12 月 8 日（土）
- 会 場 リーガロイヤルホテル京都
- 内 容 市長式辞
来賓祝辞（農林水産大臣，京都府知事，京都市会議長，京都商工会議所会頭）
表彰及び感謝状の贈呈（農林水産大臣感謝状 6 名，京都府知事表彰 4 名，京都市長表彰 216 名，京都市中央卸売市場第一市場長表彰 176 名）

第 13 子どもを共に育む京都市民憲章の制定について

1 制定の経緯

京都のまちは、地蔵盆や各地域の祭り、伝統行事に象徴されるように、子どもを大切にする文化を誇りとし、また、全国に先駆けて小学校を創設し、地域住民が運営に参画するなど、地域社会を基盤にした子育てと人づくりを担う自治の精神に満ちた輝かしい伝統を有している。

そうした精神と社会の在り様は、子どもに社会の一員として愛される喜びと愛することの大切さを教え、共に生きるうえでの規律、支え合い、育ち合いの姿勢を自然と学ばせ、身につけさせる役割を担ってきた。

しかし、今、現代社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性があまりにも優先され、家庭での親子、更に兄弟姉妹や祖父母、地域での人と人とのふれあいやつながりといった、子どもの健やかな育ちに大切な力が失われつつある。

さらに、子どもの命が粗末に扱われたり、子ども自身が自尊感情を持たず、命を軽視してしまう現実を前に、改めて京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかに育むため、市民の心意気を行動で示すことが緊急の課題となっている。

そうした状況のもと、人づくり 21 世紀委員会から「提言」(同委員会が開催する子どもの命にかかわる緊急課題をテーマとした連続講座での成果を基に、同委員会幹事団体や市民の声をまとめたもの)が本市に提出されるなど、子どもの命と健やかな成長を最優先させるため、今、大人として何をなすべきかを共に考え行動する市民の輪が広がってきたことを受け、児童虐待等の様々な子どもの問題に取り組んできた京都子どもネットワーク連絡会議とも連携し、親として市民として、更には企業としての行動の在り方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定した。

2 憲章制定日

平成 19 年 2 月 5 日 (育児ニコニコ笑顔の日)

3 取組の経過

平成 18 年 2 月 25 日	人づくり 21 世紀委員会が 2 年間にわたる市民ぐるみの議論をもとに「提言」(中間まとめ)を本市に提出
3 月 9 日	市長が「子どものための市民憲章」の制定意向を表明
4 月 1 日	子どものための市民憲章制定推進プロジェクトチーム設置(以降 8 回開催)
6 月 2 日	人づくり 21 世紀委員会が「提言」を本市に提出

7月20日	京都市子どものための市民憲章懇話会設置（以降6回開催）
11月7日	素案策定及びパブリックコメント募集を広報発表
10日	パブリックコメント募集開始（12月8日まで，196人応募）
10,13,14,15日	意見交流会開催（市内4会場で279人参加）
25日	シンポジウム開催（350人参加）
平成19年1月12日	プロジェクトチームにおいて憲章最終案を確認
2月5日	「子どもを共に育む京都市民憲章」制定
2月24日	「子どもを共に育む「市民憲章」制定記念の集い」を開催（第10回人づくりフォーラムと同時開催，2,800人参加）
3月13日	市会が、「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議を全会一致で可決

4 子どもを共に育む京都市民憲章制定に向けた実施体制

(1) 子どものための市民憲章制定推進プロジェクトチーム

次代の担い手である子どもが健やかに生まれ，かつ，育成される社会の形成に向け，市民とのパートナーシップにより，市民共通の行動規範となる子どものための市民憲章（現 子どもを共に育む京都市民憲章）の制定推進に取り組む全庁的な組織

(2) 京都市子どものための市民憲章懇話会

憲章素案の策定に当たり，市民とのパートナーシップの下に取組を進めるために設置。京都子どもネットワーク連絡会議の関係機関・団体及び人づくり21世紀委員会幹事団体の代表者及び学識経験者で構成

(3) 京都子どもネットワーク連絡会議

子どもと家庭にかかわる関係行政機関・民間団体等で構成する連絡会議（平成20年1月1日現在 77機関・団体）。子どもの人権を守り，家庭での子育てを総合的，一体的に支援するために構築された地域（小学校区），行政区，全市の各レベルの重層的なネットワークの中核組織として，設置された。

(4) 人づくり21世紀委員会

市内101団体（平成20年1月1日現在）が幹事団体として参画した，「子どもたちのために，今，大人として何ができるか，共に考え行動する」ネットワーク。幹事団体の代表者による幹事会，人づくりフォーラムや子どもの命にかかわる緊急課題をテーマとした連続講座の開催，約300人の実行委員で組織される行政区別実行委員会による取組，広報紙「人づくりニュース」の発行等を行っている。



実施体制フロー図

5 市会の決議

市会は、第1回市会（定例会）において、「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議を全会一致で可決した。（平成19年3月13日可決）

今日の社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性があまりにも優先され、社会から子どもの健やかな育ちに必要な力が失われつつある中で、社会の宝として、大切に守り、育てられるべき子どもたちが、社会の歪みの中に巻き込まれ、尊い命が犠牲となる事件が後を絶たない。

本市では、京都のまちで培われてきた次代を担う子どもたちを育む自治の精神と地域ぐるみでの人づくりの伝統に依拠しつつ、子どもを健やかに育むための大人の行動規範として全国に例のない「子どもを共に育む京都市民憲章」を、広範な市民とのパートナーシップにより、去る2月5日に制定し、2月24日の憲章制定記念の集いにおいて、憲章の趣旨を実践していくことを誓い合われた。

よって、本市においては、本市民憲章の積極的な普及啓発に努め、社会のあらゆる場において実践されるよう取り組み、市民ぐるみで子どもたちを健やかに育む気運をより一層盛り上げていくことを強く求めるとともに、市会としても、憲章の着実な推進に向け、強力に支援していくこととする。

以上、決議する。



子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもが存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

(平成19年2月5日制定)

第 14 子どもの放課後対策について

1 はじめに

少子化や核家族化など世帯構造の変化が進む中、子育て家庭を支援し、子どもたちが安心・安全に過ごせる社会環境を築くことは重要であり、とりわけ学校で子どもたちに自主的に学ぶ場や体験活動の場、また安心・安全な活動拠点を確保することが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、国においては、文部科学省及び厚生労働省の連携の下、平成 19 年度から、総合的な放課後対策として、すべての児童を対象とした放課後子ども教室推進事業（文部科学省所管）と、おおむね小学校 1～3 年生の昼間留守家庭児童を対象とした放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）（厚生労働省所管）を 2 つの柱とする「放課後子どもプラン」が創設された。

本市では、放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を充実するため、国の放課後子ども教室推進事業の京都市版として、学校施設を活用した「放課後まなび教室」を新たに実施することとした。

また、学童クラブ事業については、学童クラブ機能を持つ一元化児童館の整備をより一層推進し、増加傾向にある学童クラブ登録希望者の受入れ増を図っている。

2 放課後子どもプランの概要

(1) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省所管）

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

(2) 放課後児童健全育成事業（厚生労働省所管）

児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

3 本市での検討経過

本市では、国の放課後子どもプラン創設に先立ち、児童の豊かな社会性を育み、その健全育成に資するとともに、放課後の安心かつ安全な居場所づくりを進めることを目的とした施策の内容や運営方策について幅広い視点から検討するため、平成 18 年 5 月に、学識経験者、PTA、学校、児童館・学童保育所関係者、行政で構成する「京都市学校放課後子ども育成事業検討委員会」を設置し、検討を行った。

平成 19 年 5 月からは、同委員会を基礎に、「京都市放課後対策事業検討委員会」を設

置き、総合的な放課後対策として実施する施策の在り方について検討を行っている。

(1) 学校放課後子ども育成事業検討委員会（設置期間：平成 18 年 5 月～平成 19 年 3 月）

開催日等	主な協議内容
第 1 回 平成 18 年 5 月 17 日	・学校放課後子ども育成事業について ・児童館・学童クラブ事業について
第 2 回 平成 18 年 8 月 30 日	・学校放課後子ども育成事業方針（案）及び一元化児童館について
第 3 回 平成 19 年 2 月 13 日	・放課後まなび教室（案）について

(2) 放課後対策事業検討委員会（設置期間：平成 19 年 5 月～）

開催日等	主な協議内容
第 1 回 平成 19 年 5 月 29 日	・これまでの経過及び放課後まなび教室事業概要説明 ・今年度の放課後まなび教室の具体的な実施について
第 2 回 平成 19 年 12 月 21 日	・放課後まなび教室の実施状況について ・放課後まなび教室実施に係る児童館への影響の検証について

4 本市の取組

(1) 放課後まなび教室の開設

本市では、これまでから放課後の子ども対策として、小学校部活動の全校での実施や下校時までのすべての児童を対象とした校庭等の開放を行ってきたが、このような取組に加えて、「放課後対策事業検討委員会」での検討結果を踏まえ、19 年度に放課後子ども教室推進事業の京都市版として「放課後まなび教室」を 50 小学校区で開設し、1,000 人超の登録児童が活動している。

なお、学童クラブ事業については、昼間留守家庭の児童の生活の場として重要な役割を果たしていることから、機能的なすみ分けを図りつつ、「放課後まなび教室」を展開している。

ア 実施場所

市立小学校の校内施設（図書室、余裕教室、特別教室等）を活用する。

イ 対象

当該小学校に在学する 4～6 年生（登録制）

ウ 費用

保険料は児童 1 人当たり年額 500 円（教材費等は別途実費負担）

エ 開所日時

原則として週 5 日、状況により週 3～4 日でも可

月曜～金曜：授業終了後 午後 6 時まで（最長）

長期休業中：午後 2 時から午後 6 時まで（最長） 午前中の実施も可

オ 活動例

余裕教室や図書室での読書・自主学習（宿題や予習・復習等）

特別教室等での地域の特色を生かした文化的な行事（単発事業）

カ 運営

(ア) 各学校で、地域と連携を保ちつつ、P T A・地域団体等が参画する実行委員会に委託し、地域住民・学生等の参画を得て日々の教室を運営

(イ) 各実行委員会での取組を総括し、放課後まなび教室の在り方や運営方法等を検討するため、学識経験者、P T A、学校、児童館・学童保育所関係者、行政で構成する京都市放課後対策事業検討委員会を設置

キ 要員

(ア) コーディネーター：事業の調整

(イ) 学習アドバイザー（1日当たり1名）：学習活動の支援，安全管理

(ウ) 学習サポーター（1日当たり2～5名）：アドバイザーの補佐

(2) 児童館の整備

児童館は、児童福祉法による児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。本市では、幅広い児童を対象とした自由来館機能と昼間留守家庭児童を対象とした学童クラブ機能を有した一元化児童館の整備を進めている。

児童館は、地域の子育て支援の拠点として、市民の身近な場所への整備が必要とされているが、特に近年、子育てと仕事の両立支援の観点からも重要な位置付けにある学童クラブ事業の市民ニーズが高くなっている。

このような状況の中、児童館の整備に加え、分室の設置や学童保育スペースの拡張等により、受入れ枠の拡大に努めてきたところであるが、希望者は更に増加する傾向にあることなどから、平成19年度には過去最高となる11箇所の整備設計等を進めている。

ア 平成19年度一元化児童館整備等の内容

整備5箇所，設計等6箇所

イ 整備等による効果

11館の整備により、一元化児童館は116箇所となり、学童クラブの受入れがおおむね660人増となる。

ウ 今後の整備目標

新「京（みやこ）子どもいきいきプラン」の重点施策に掲げる一元化児童館の整備では、平成21年度までに、130箇所の整備を目標としている。

第 15 新・京都市南部創造のまちづくり推進 プランの策定について

1 はじめに

本市の南部地域は、豊かな自然環境と特色ある文化や歴史に恵まれた地勢に、優れた技術を有する企業が数多く集積するなど、本市全体の活力を支え、リードしていくうえで、重要な地位を占めている。

歴史都市・京都が、持続的な発展を続けるためには、貴重な歴史資産を積極的に保全・再生してだけでなく、南部地域の潜在力を引き出し、一層磨き上げる「創造」のまちづくりが、いわば車の両輪として欠かすことができない。

このため、主として都市基盤や産業機能の更なる充実を図り、南部創造のまちづくりを加速させるための指針として、策定したものである。

2 策定趣旨及び特徴

平成 14 年 2 月に策定した「京都市南部創造のまち推進プログラム」が平成 17 年度末に対象期間を終了したことから、都心再生の取組と「車の両輪」としての南部創造の意義及び理念を踏まえ、施策の基本的方針、重点的に推進する事業等を体系的にとりまとめ、引き続き、創造のまちづくりを強力かつ一体的に推進する。

戦略的な拠点整備を中心とする将来のグランドデザインと今後おおむね 10 年間の優先的な取組を提示

施策の進ちょく状況及び効果の発現状況を適切に点検できるよう、平成 22 年度までに重点的に着手又は実現すべき主な制度・事業と、それらにより達成すべき成果（アウトカム）目標を設定

3 創造のまちづくりに向けた南部地域の将来像

(1) 南部創造のまちづくりの目標

「グローバルな活動の展開と他地域をリードする情報の積極的発信」と「環境に配慮したアメニティの高い先進的なまちづくり」を掲げたうえで、「魅力ある都市環境が整い、新たな可能性に満ち溢れ、創造を続けるまち」をキーワードに、創造的な活動を支える都市環境の形成と更なる都市機能の集積を推進する。

(2) 目標の達成に向けた基本的な考え方（3つの柱）

- ア 創造的な活動を支える都市環境の形成
- イ 更なる都市機能の集積
- ウ 多様な主体が機動的に協働・連携するための体制づくり

4 施策の基本的方針（抜粋）

南部地域における着実なまちづくりの進展を図るため、今後おおむね 10 年間に
おいては、以下の基本的な考え方に沿って、重点的な施策の推進に取り組む。

(1) 創造的な活動を支える都市環境の形成

ア 幹線道路網の充実

(ア) 広域幹線道路網の整備

京都高速道路油小路線（直線区間は平成 20 年 1 月 19 日開通（斜久世橋区間については平成 23 年 3 月末完成予定））及び新十条通（平成 20 年 5 月末完成予定）の整備を着実に推進する。また、当該路線が本市への重要なアクセス道路となることを踏まえ、環境に配慮した快適で親しみのある道路空間の形成を図る。

(イ) 都市内幹線道路の整備

既に事業中の向日町上鳥羽線（第二久世橋を含む。）、久世北茶屋線のほか、新たに羽束師墨染線について、計画的整備を推進する。また、南部地域と他地域を結ぶ主要幹線道路についても、ボトルネックの解消など安全かつ円滑な道路交通の確保を図る。

イ 公共交通網の充実

(ア) ネットワークの整備

鉄道・バスの連携を強化した公共交通ネットワークや東西交通ネットワークの形成、バスの定時性確保やダイヤの見直し等によりサービス水準の向上を図り、これらと併せ、公共交通網の利用に関する P R を充実・強化する。

(イ) 交通結節点の機能強化

J R 東海道線西大路駅～向日町駅間の新駅設置、京阪本線淀駅周辺整備事業における鉄道の高架化及び駅前広場整備並びに京都地区、向島地区ほか 5 地区における交通バリアフリー化の推進など、既存鉄道の機能強化及び交通結節点の機能強化等を図る。

ウ 良好な市街地の形成

質の高い良好な市街地の形成を進めるとともに、災害に強いまちづくりという観点から、避難地となる公園や避難路となる広域道路等の都市安全空間の確保を図る。また、宅地開発が進む地域においては、秩序ある開発と適切な基盤整備を誘導するなど、市街地環境の改善を図る。

エ 新しい景観の創造

景観法に基づく制度等を活用し、南部地域の各地区の特性に応じた景観の形成に取り組んでいく。

オ 環境にやさしい取組の推進

京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）との連携等による支援を行う。また、緑のネットワーク等による「風の道」の形成等に配慮したまちづくり、さ

らには、環境負荷の軽減につながる木材の積極的な活用に関する研究を進める。

カ IT (情報通信技術)の活用環境の整備

超高速情報通信基盤のより一層の拡充を図るとともに、進化し続けるITを活用し、産学公の交流促進に資するネットワークの構築を進める。

(2) 多様な都市機能の集積

ア 企業立地の更なる推進

(ア) 企業誘致施策の推進

埋蔵文化財発掘調査費補助の新設や中小企業及び研究所に対する補助対象の拡大など、企業のニーズを踏まえて制度を拡充し、企業誘致の取組を更に推進する。

(イ) 立地に向けたPRの促進

京都のブランド力、先端技術産業、大学の集積など、本市の強みを生かし、南部地域に焦点を当てたPR活動を積極的に行うことで、企業誘致に係る効果的な取組を展開する。

(ウ) 立地支援体制の強化

地権者への土地活用手法の提案やそれに対応する支援制度等の紹介、進出希望企業と地権者とのコーディネート等を機動的に行うことができるよう、支援体制を強化する。

イ 立地企業への活動支援

(ア) 創業・新事業への支援

市内に存する産業支援機関との連携を図りつつ、研究開発から事業展開に至るまでの各段階に応じて、技術開発面、人材育成面、資金調達面等から効果的な支援を実施する。

(イ) 産学公連携の推進

「京都市産業科学技術振興計画」に基づき、地域内企業と大学、研究機関との連携強化に向け、民間活力の導入により産業支援及び交流や連携の拠点の整備を行うなど、新事業創出につながる産学公・企業間連携を促進する。

ウ 「ものづくり都市・京都」の将来を担う次世代の育成

京都市立伏見工業高等学校にデュアルシステム（企業と教育機関が連携し、長期企業実習等により人材を育てていく教育プログラム）を導入する。また、「ものづくり都市・京都」を支える次代の担い手を育成するため、「京都こどもモノづくり事業」を実施する。

エ 文化発信力の強化

歴史資源・南部地域に集積する産業施設等を生かした観光振興、商店街の活性化及び先端的な活動促進等により、本地域の有する魅力を広く国内外に伝えていく。

5 戦略的拠点の形成と地域課題に対応するまちづくりの推進

戦略的かつ重点的に創造のまちづくりを進めていくため、次の4つの戦略的拠点と位

置付ける。また各拠点のまちづくりを相互に連携させ、それぞれが持つ地理的特性，産業集積，商業集積及び歴史・文化等の特徴を連関させ，南部地域全体の魅力を相乗的に高める。

- (1) 高度集積地区 < 南部創造の先導地区 >
 - ・ 高頻度バス運行サービスの実現
 - ・ 地区のアメニティの向上
 - ・ 中核施設の整備
 - ・ 公民連携のまちづくり体制の強化
 - ・ 企業立地の積極的な促進
 - ・ 環境にやさしい取組の推進
 - ・ 地区及び油小路通の愛称の検討
- (2) 京都駅南口周辺地区 < 国際観光都市京都の玄関口 >
 - ・ にぎわいとやさしさにあふれる魅力あるまちづくり
 - ・ 歩行者用立体横断施設の整備
 - ・ 駅周辺のバリアフリー化の推進
- (3) 久世高田・向日寺戸地域 < 新たな都市機能の集積地 >
 - ・ JR 東海道本線新駅開業に合わせた自由通路，駅前広場等の整備
 - ・ 久世北茶屋線の整備
 - ・ キリンビール工場跡地等における複合的な都市機能の導入と優れた都市景観の形成や魅力ある都市空間の創出
- (4) 中心市街地（伏見地区） < 歴史とにぎわいのある中心市街地 >
 - ・ 伏見区総合庁舎整備事業の推進
 - ・ 駅舎等のバリアフリー化の推進
 - ・ 竹田街道大手筋付近の機能充実
 - ・ 地元商店街を中心とする地域活性化の取組の促進

6 今後 5 年間で達成すべき成果(アウトカム)目標

「魅力ある都市環境が整い、新たな可能性に満ち溢れ、創造を続けるまち」の実現のため、今後 5 年間の主な事業等の推進により、以下の目標の達成を目指す。

目標	指標及び目標値
都市活動の円滑化と生活利便性の向上	主要交差点における渋滞長を平成 18 年度に比べ 10%減
環境にやさしい公共交通の利用促進	バリアフリー全体構想に基づき事業に着手した旅客施設数の割合(南部地域のみ)100%
ものづくり企業の活動の展開	南部地域における企業立地促進助成制度指定件数 50%増
交流・発信機能の強化	企業ネットワーク延べ参加機関数 20%増 新聞記事掲載件数倍増

第 16 新景観政策の実施について

1 はじめに

1200 年を超える悠久の歴史を誇る京都は、三方のなだらかな山々や鴨川・桂川などの豊かな自然と、世界遺産をはじめとする数多くの歴史的遺産や京町家などによる風情ある町並みとが融合して、京都らしい奥深い景観を育んできた。

本市では、この美しい景観を守り育て、未来の新しい世代に引き継いでいくため、建物の高さやデザイン、屋外広告物に関する新たな規制と眺望景観や借景の保全策等を総合的に整備した新景観政策を平成 19 年 9 月から実施した。

2 新景観政策の概要

新景観政策は以下に記す 5 つの柱と支援策から構成している。

- ・地域の特性に応じたきめ細かな高さ規制
- ・地域の特性に応じてきめ細かく定めた、建築物等のデザイン基準
- ・眺望景観や借景を保全・創出していくための新たな制度の創設
- ・屋外広告物の表示位置、大きさ、色彩等の基準の強化
- ・京町家等の伝統的な建造物の外観の修理・修景などに対する助成の更なる推進
- ・既存の分譲マンションや、京町家に対する支援制度

(1) 建物の高さ規制

都心部から三方の山すそにかけて建物の高さが次第に低くなることを基本とし、都心部での高さ規制を引き下げる（45m 31m、31m 15m）など、市街地のほぼ全域において地域の特性に合わせた 6 段階（10m、12m、15m、20m、25m、31m）の高さ規制とした。

また、良好な市街地の環境や町並み景観に寄与する建築計画、都市機能の整備を図る建築計画等については、第三者機関での審議等の手続を経たうえで、市長が許可したものについて高さの規定を超えることができる特例許可制度を設けた。

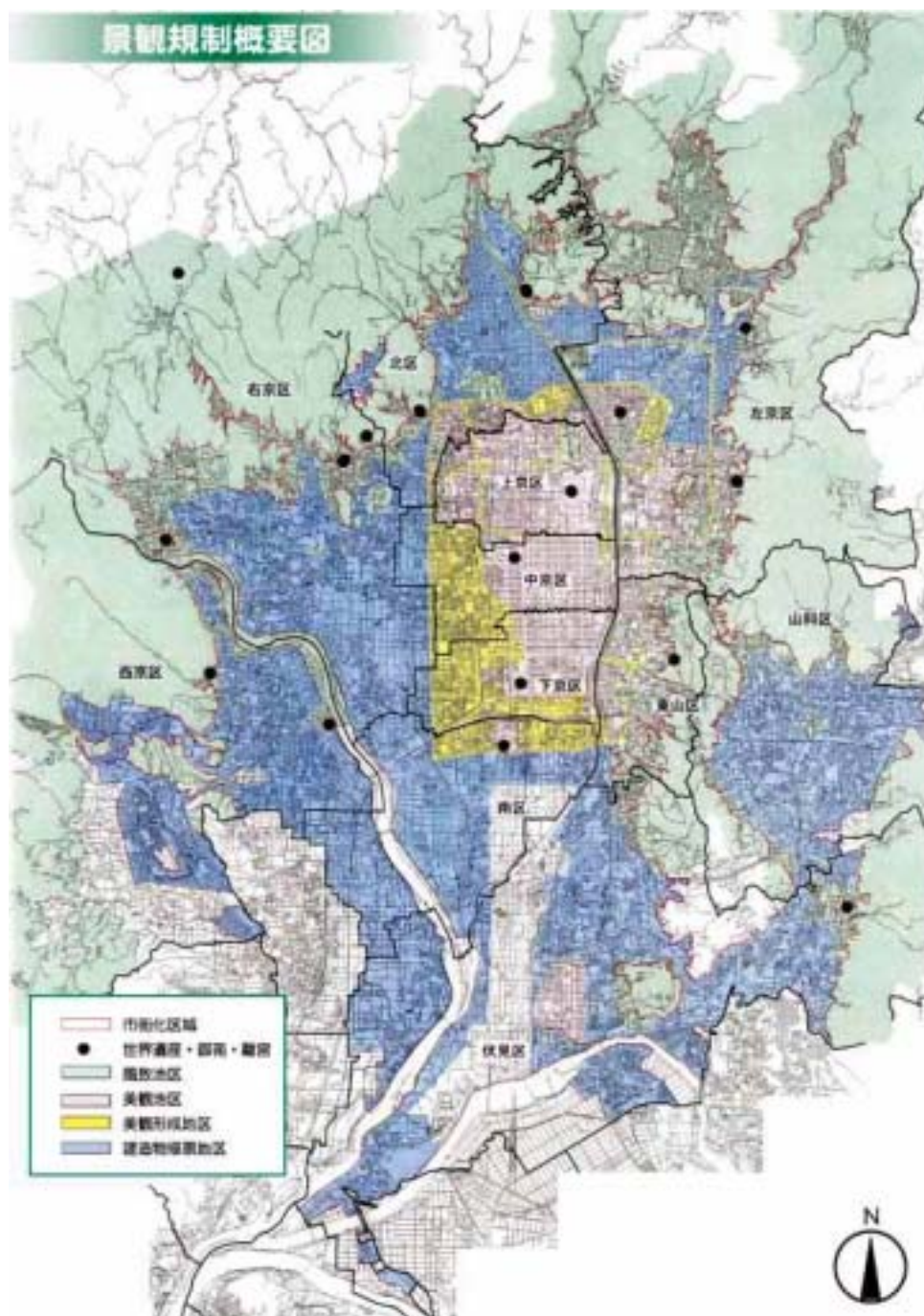
(2) 建築物などのデザイン

風致地区や景観地区（美観地区・美観形成地区）、建造物修景地区などの指定区域を市街地のほぼ全域に拡大し、それぞれの地域特性に合わせたデザイン基準を策定した。

- ・風致地区…緑豊かな山々や山すそから広がる住宅地、世界遺産周辺等を指定し、自然の風趣と調和した町並み景観等の保全・創出を図るための基準を定めた。
- ・景観地区
 - 美観地区…京町家が多く残る地区など、良好な景観が保全されている地区を、それぞれの地区の特性に合わせて 6 類型の美観地区に指定し、歴史的な景観や風情ある町並みなどの保全を図るための基準を定めた。
 - 美観形成地区…旧市街地の周辺や郊外部の幹線道路などを、それぞれの地区の特

性に合わせて 2 類型の美観形成地区に指定し，良好な市街地景観の創出を図るための基準を定めた。

- ・ 建造物修景地区...三方の山々の内縁部や南部地域など，景観地区及び風致地区以外の市街地のほぼ全域を，それぞれの地区の特性に合わせて 4 類型の建造物修景地区に指定し，良好な市街地景観の創出を図るための基準を定めた。



(3) 眺望景観や借景の保全

全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」によって、賀茂川右岸からの大文字の眺めなど、先人から守り継がれてきた 38 箇所の優れた眺望景観・借景の保全を図ることとした。

なお、38 箇所以外に、新たに保全すべき京都の眺望景観や借景に関して、市民から提案を受ける制度を設けており、その内容が京都の優れた眺望景観の創生にふさわしいと認められた場合は、この条例により保全していく。

眺めの種類に応じた規制区域

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景デザイン	遠景デザイン
境内の眺め	賀茂別雷神社(上賀茂神社), 賀茂御祖神社(下鴨神社), 教王護国寺(東寺), 醍醐寺, 仁和寺, 高山寺, 西芳寺, 天龍寺, 鹿苑寺(金閣寺), 龍安寺, 本願寺, 二条城, 京都御苑, 桂離宮			
	清水寺, 慈照寺(銀閣寺), 修学院離宮			
通りの眺め	御池通, 四条通, 五条通, 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り			
水辺の眺め	濠川・宇治川派流, 疏水			
庭園からの眺め	円通寺			
	涉成園			
山並みへの眺め	賀茂川右岸からの東山, 賀茂川両岸からの北山, 桂川左岸からの西山			
「しるし」への眺め	賀茂川右岸からの「大文字」, 高野川左岸からの「法」, 北山通からの「妙」, 賀茂川左岸からの「船」, 桂川左岸からの「鳥居」, 船岡山公園からの「大文字」, 「妙」, 「法」, 「船」, 「左大文字」			
	西大路通からの「左大文字」			
見晴らしの眺め	鴨川に架かる橋からの鴨川, 渡月橋下流からの嵐山一帯			
見下ろしの眺め	大文字山からの市街地			

(4) 屋外広告物

地域ごとの景観規制等を踏まえて、屋外広告物規制区域を見直し、21 種類に再編した。

また、市内全域での屋上看板、点滅式照明・可動式照明付看板の禁止や屋外広告物の表示位置・面積・形態・デザインなどに関する基準の見直しを行った。

さらに、優良な屋外広告物の設置を誘導するため、表彰制度、特例許可制度、設置費等の助成制度などの総合的な支援制度を創設した。

(5) 歴史的な町並み

歴史的な町並みの保全・再生のため、伝統的な建造物の外観の修理や修景などに対する助成制度を充実した。

- ・ 町並みの保全・再生...伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区など、町並み保全のための地区指定制度の活用
- ・ 京町家などの伝統的建造物の保全・再生...景観重要建造物の指定制度等の活用

(6) 支援制度

新景観政策の実施に併せて、分譲マンションの建て替えや大規模修繕に対する支援、京町家保全のための様々な支援などの制度を創設した。

- ・ 既存の分譲マンションに対する支援...建て替えや大規模修繕などに対する専門家の派遣や耐震診断助成、建て替えの際の融資制度を創設
- ・ 京町家に対する支援...耐震診断士の派遣や耐震改修工事費用の一部の助成制度を創設

3 新景観政策を進化させる仕組み

新景観政策を更に進化させていくための仕組みとして「京都市景観デザイン協議会」の設置及び「京都市景観政策アドバイザー制度」の創設を行った。

(1) 京都市景観デザイン協議会

良好な都市景観の保全等を要する市街地（美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区）に定めた 12 地区のデザイン基準を、地域特性に応じて更に 76 地域に区分し、きめ細かなデザイン基準を策定するため調査・検討を行う。

日常の審査業務の過程で得られた優れた建築デザインをデザイン基準として採用する等の検討などを行う。

(2) 京都市景観政策アドバイザー制度

法制度や都市政策等を専門とする学識経験者から助言、提案を受けることによって、新景観政策に基づく具体的な施策の在り方を常に検証し、進化させていく。

4 市会の決議

市会は、第 1 回市会（定例会）において「新たな景観政策の推進に関する決議」を全会一致で可決した（平成 19 年 3 月 13 日可決）

1200 年の悠久の歴史と文化が息づく、日本を代表する歴史都市・京都を再生し、世界に向けて、日本の宝である京都を未来永劫にわたって、世界に発信し続けるために、50 年後、100 年後の京都の将来を見据えた取組として、この度、新たな景観政策推進のための 6 条例案及び関係予算案が提案された。これは、他都市をリードする特筆すべき景観政策と位置付けることができる。

国家戦略としての京都創生の取組の根幹が、この新たな景観政策であり、国の全面的な協力が必要であることは言うまでもないが、何よりも、この新たな景観政策の規制強化により痛みを被ることが懸念される市民や事業者の理解と協力が是非とも必要である。

新たな景観政策の実施の過程では、こうした市民や事業者の不安をはじめ、様々な課題と困難が予想されるが、今後も引き続き、市民や事業者の不安を払拭するために、十分な説明責任を果たすことに全力を注ぎ、市民や事業者と共に痛みを分かち合いながら、日本の宝である歴史都市・京都を次の世代に、誇りを持って継承することができるよう、新たな景観政策の実現に一丸となって、不退転の決意で取り組むことが必要である。

そのために、下記の事項について、万全の体制で実施することが必要である。

記

- 1 他都市をリードする新たな景観政策と位置付け、これによる経済効果も含めた政策の検証システムを構築すること。
- 2 新たな景観政策の市民への周知はまだ十分ではない。今後も引き続き、市民や事業者の不安を払拭するために、新聞や説明会開催等のあらゆる方法・機会を活用し、分かりやすく、効果的な周知徹底を図ること。
- 3 既存不適格となるマンション等について、金融機関から追加担保を求められたり、新たな融資が拒否されることのないよう、金融機関に要請すること。また、分譲マンションの建て替えや大規模修繕が円滑に進むよう、区分所有者の不安を解消するための更なる建て替え支援の充実、専門知識を有したアドバイザー派遣制度の創設、新たな耐震助成制度の創設に取り組むこと。
- 4 本市が施行する建築物について、歴史都市・京都にふさわしいデザインの建築物となるよう率先垂範を示すとともに、進化していくデザイン基準に対応できるよう、建築家等の専門家、建築設計関連団体等との連携を図り、デザイン基準等について、十分な協議を行う恒常的な協働システムを早急に構築すること。
- 5 狭小宅地以外（100 平方メートル以上）についても、宅地の形状等により、デザインや門、塀、生垣などの設置については柔軟に対応し、和風を基調としつつも、周辺環境に調和した意匠建築であれば和風でなくても認めること。

- 6 京町家等の景観重要建造物の維持管理の助成制度や買取制度を推進すること。
 - 7 デザイン審査に関しては、担当者によって判断が異なることのないよう、組織的に対応できる十分な審査体制を整え、審査基準を明確にするとともに、職員の資質の向上を図るための研修等を十分に実施し、迅速かつ的確な審査を行うこと。
 - 8 屋外広告物に関しては、現状でも、違反広告物が非常に多く、現行の基準が十分に徹底されているとは言えない。
違反对策として、規制・指導体制を十分に整備し、違反業者・広告主に対する毅然とした対応を強化し、速やかに、違反広告物の是正、良好な広告物の誘導を図ること。
- 以上、決議する。

第 17 「歩くまち・京都」の実現を目指す取組について

1 はじめに

本市では、平成 15 年に、高齢者や身体に障害のある人をはじめとするすべての人が安全で快適に、歩き、移動できる「歩くまち・京都」を実現するため、TDM 施策（交通需要管理施策）推進の指針である「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン」を策定した。そして、このプランに基づき、自動車交通に過度に依存しない歩行者と公共交通を優先した「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、様々な取組を進めている。

平成 19 年には、この取組の一環として「今出川通における LRT 交通社会実験」及び「歩いて楽しいまちなか戦略社会実験」を実施しており、その概要を記載する。

2 今出川通における LRT (新型路面電車) 交通社会実験について

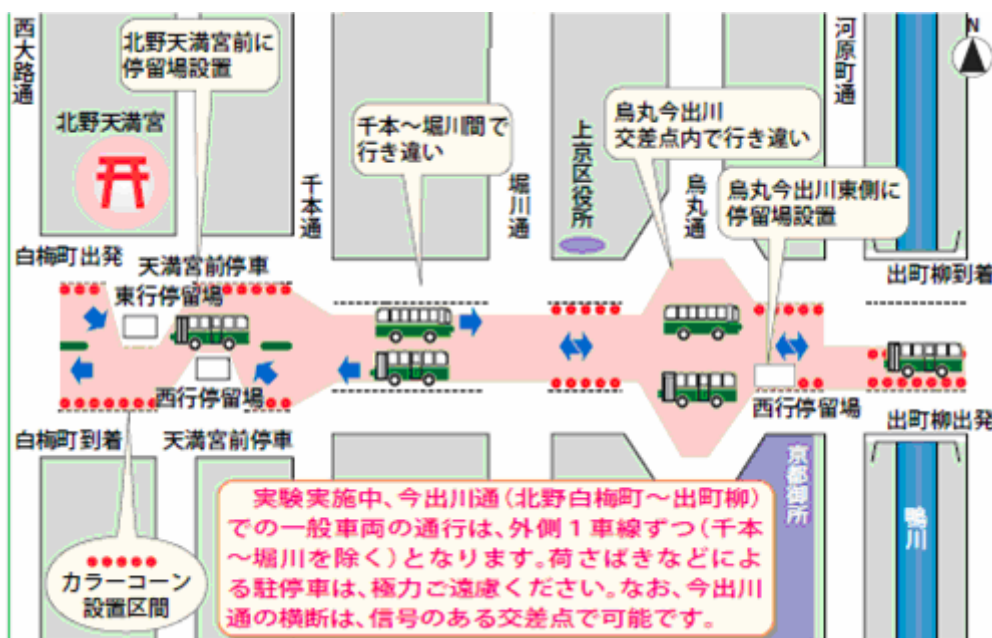
(1) 実験内容

日 時 1 月 24 日（水）午前 10 時～午後 1 時

区 間 今出川通（北野白梅町～出町柳駅前）

概 要 道路中央 2 車線を使用して専用走行車線を確保し、LRT に見立てた実験バスを 10 分間隔で計 25 便（西行 12 便，東行 13 便）運行した。

また、一般募集によるモニター 248 人が実験バスの乗降を体験した。



(2) 実験結果

実験中、実施区間の交通量は 2~3 割減少したものの、烏丸今出川交差点付近等で一部断続的な渋滞が発生した。

実験後のアンケートでは、沿線住民の約 6 割が「日常生活への影響はなかった」と回答した一方、沿線住民の約 3 割、沿道商業者の約 6 割が、市バスや配送の遅れなど「日常生活への影響があった」と回答した。また、今出川通への L R T の導入については、沿線住民の約 4 割が「賛成」「どちらかと言えば賛成」と回答した一方で、沿線住民の約半数と沿道商業者の約 7 割が「反対」「どちらかと言えば反対」と回答している。

(3) 今後の課題

今回の実験により、今出川通のような道路幅員が狭い道路では、交差点での行き違いや右折レーンの撤去などによる自動車交通への影響、荷さばき車両への対策の必要性を改めて確認したことから、L R T の導入に当たっては、総合的な T D M 施策により自動車交通の抑制を図るなどの課題の解決が前提となる。

実施後のアンケート結果を踏まえ、まず、L R T 導入に係る課題を解決する方策を明確にするなど、市民の十分な理解を得る努力が必要である。

(4) 今後の進め方

L R T の導入は、利便性を飛躍的に向上させるなど、まちに大きな変化をもたらす一方で、上記の課題に加え、「多額の初期投資が必要」「需要が十分に見込めるのか」、「どこが事業主体となるのか」などについても十分な検証が必要である。

今後は、これまでの取組から得られた結果を踏まえ、L R T を中心に据えた「まちづくり」など多角的かつ総合的な観点から検討を行い、本市における将来的な L R T の在り方・方向性を見極めていく。

3 「歩いて楽しいまちなか戦略」社会実験について

(1) 実験内容

ア 通過交通の抑制（10月12日（金）午後5~8時、10月13日（土）・14日（日）正午~午後8時）

- ・ 寺町通~東洞院通の一部を「歩行者専用道路」とした。
- ・ 東洞院通の一部を「北行き一方通行」とした（通常は南行き一方通行）。

イ ゆとりのある歩道の実現（10月12日（金）午後5~8時、10月13日（土）・14日（日）正午~午後8時）

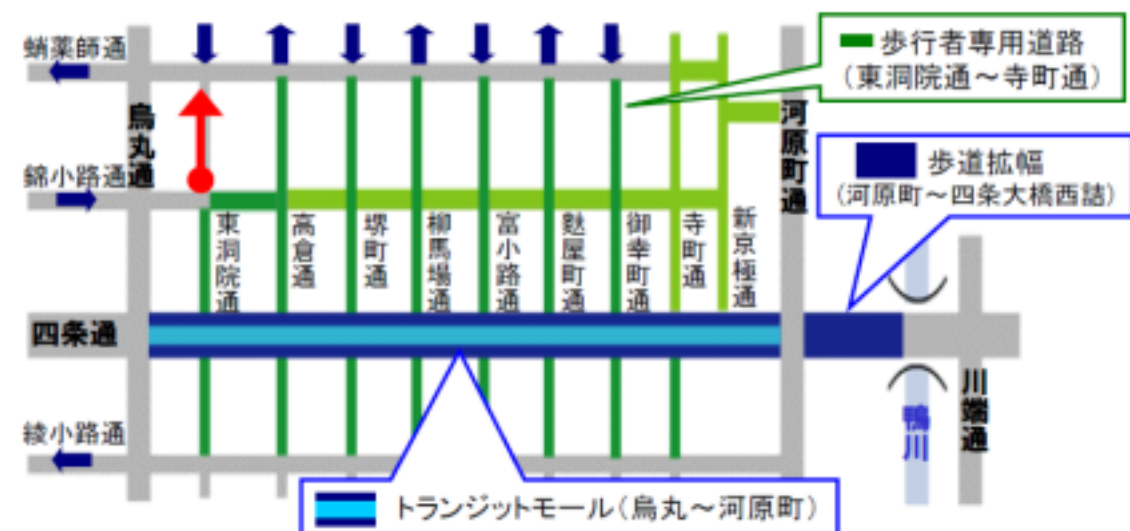
- ・ 四条通（河原町通~烏丸通間）で一般車両の通行を禁止し、歩行者と路線バス・タクシー専用の道路とした。
- ・ 四条通（四条大橋西詰~烏丸通間）で歩道を拡幅し、車道4車線のうち外側2車線分を新たな歩行者空間とした。

ウ より便利なバスサービスの実現

- ・ 四条高倉と四条河原町に複数あるバス停をそれぞれ各方向 1 ヲ所ずつに集約し、併せてバス専用の停車スペースを設置した（10月12日（金）午後5時～14日（日）午後8時）。
- ・ 100円循環バスを増発（10月13日・14日午後2～5時）するとともに、四条通の路線バス・タクシー専用化に合わせて運行時間を延長した（10月13日・14日午後8時まで延長。通常の運行時間は午前11時～午後5時50分）。

エ 歩行者と自転車の共存

- ・ 市役所・総合教育センターなどの公共施設や既存の駐車場等を活用し、約1,500台分の無料臨時駐輪場（自動二輪・原付は除く。）を設置した（10月9日（火）～14日（日）午前9時～午後9時。ただし、駅付近は午前7時～午後9時）。
- ・ チラシ（自転車マナーの啓発及び無料臨時駐輪場の位置を記載したチラシ）の配布と、放置自転車の撤去強化を実施した（10月5日（金）～14日（日））。



(2) 実験結果

ア 交通量等

(ア) 通過交通の抑制

御池通（御幸町通～東洞院通）から細街路への進入自動車交通量が休日で約46%減少した一方、歩行者数は休日で約19%増加した。

(イ) ゆとりのある歩道の実現

四条通における、規制実施時間帯の東西歩行者数が約25%増加した。

(ウ) より便利なバスサービスの実現

四条通の路線バス・タクシー専用化した区間については、路線バスはスムーズに運行することができたが、周辺道路では、渋滞により最大15分程度の遅れが発生した。

100 円循環バスについては、通常の運行（平成 18 年度）では 1 便当たりの利用者は約 17 人だが、増便時間帯では 1 便当たり約 22 人と増加した。

(I) 歩行者と自転車の共存

無料臨時駐輪場の設置等により、6 日間で 7,395 台の利用があった。

イ アンケート結果

来街者の 6 割以上、地元住民の 4 割以上、地元事業所の 3 割以上が、「四条通の歩道が広くて、ゆったりと歩けたと感じた。」と回答している。また、徒歩と公共交通を中心とした「歩いて楽しいまちづくり」について、来街者の約 9 割、地元住民の約 6 割、地元事業所の約 5 割が賛成している。

(3) 今後の主な課題

ア 安全で快適な歩行環境と地元住民・事業所の自動車利用の確保を共存させるための工夫が必要である。

イ 歩行者と自転車の共存のため、駐輪場について、利用者の意向に応じた適切な設置場所及び料金体系の工夫等が必要である。

ウ 四条通をはじめ地区内における荷さばきのルールづくりを検討する必要がある。

(4) 今後の進め方

今回の社会実験の効果や課題を踏まえ、望ましい将来像と、その実現に向けた方策等についての議論を更に深めていく。

4 経過

平成 15 年 6 月 「「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン」策定

17 年 8 月 「新しい公共交通システム調査報告書」公表

11 月 シンポジウム「みんなで考えよう～明日の京都のまちづくりと L R T」開催

18 年 1 月 L R T 等の新しい公共交通システムに関する市民意見募集（～12 月 28 日）

5 月 「歩いて楽しいまちなか戦略推進協議会」設立

6 月 シンポジウム「今出川通の交通まちづくりと L R T」開催

11 月 「今出川通の交通まちづくりと L R T 検討協議会」設立

19 年 1 月 「今出川通における L R T 交通社会実験」実施

10 月 「歩いて楽しいまちなか戦略社会実験」実施

第 18 「京（みやこ）の水ビジョン」及び「京都市 上下水道事業中期経営プラン(2008 - 2012)」 の策定について

1 はじめに

上下水道局では、これまでから、市民に安全・安心で良質な水を安定的に供給する水道事業、大雨による浸水からまちを守るとともに、快適で衛生的な生活を支え、水環境の保全に大切な役割を担う下水道事業に取り組んできた。

しかしながら、本市は、他都市に比べても著しい水需要の減少により非常に厳しい経営環境にあり、老朽化した施設の大規模な更新時期の到来や、年々厳しくなる水質基準、地球温暖化をはじめとする深刻な環境問題、相次ぐ大規模な地震や風水害の到来、困難になる知識・技術の継承問題などの様々な課題に直面している。

こうした状況の下、事業の基本理念や今後 10 年間に取り組むべき課題や目標をまとめた「京（みやこ）の水ビジョン」及びビジョンの実現に向け、前期 5 箇年の実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2008-2012）」を策定した。

2 京（みやこ）の水ビジョン

(1) 計画期間

平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間

(2) 策定の経緯・背景

上下水道局では、市政の基本方針である「京都市基本構想（グランドビジョン）」及び「京都市基本計画」の下、水道事業及び下水道事業について 25 年間の長期構想として策定した「マスタープラン」に基づき事業を進めてきた。また、水に関する様々な課題の解決を市民や事業者等と目指す「京都市水共生プラン」により関係部局と連携した取組を進めるとともに、財政健全化に向けた企業改革を進めてきた現行の「中期経営プラン」に掲げた「平成 20 年度まで、大都市の中でも安価な料金水準を維持するための累積収支の改善」という目標も達成できる見込みである。

しかしながら、節水型社会の到来による水需要の減少、水質に対する関心の高まり、施設の老朽化や災害等への備え、多様化・高度化する市民ニーズに応じた良質なサービスの提供等、上下水道事業を取り巻く課題が山積しており、限られた財源の中でこうした課題に対応していくために、今後 10 年間に上下水道事業が取り組むべき課題や目標を示した「京（みやこ）の水ビジョン」を策定した。

(3) 基本理念と 5 つの施策目標

ア 基本理念

くらしのなかにはいつも水があります。

私たち京都市上下水道局は、
先人から受け継いだ、水道、下水道を守り、育くむことにより、
皆さまのくらしに安らぎと潤いをお届けしたいと考えています。
そして、ひと まち くらしを支える京の水をあすへつなぎます。

都市の基盤施設であり、市民の皆さまの日常生活を支える重要なライフラインのひとつである上下水道が果たすべき社会的な役割や使命を基本理念として定めた。

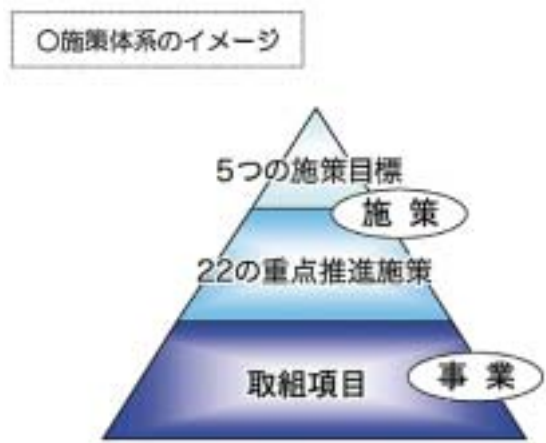
イ 施策目標

基本理念の下で、上下水道局に課せられた社会的な役割や使命を果たしつつ、中長期的な視点に立って山積する様々な課題に取り組み、上下水道サービスの質的な向上を図っていくため、「安全・安心」、「環境・くらし」、「安定・維持向上」、「サービス」、「経営」というキーワードを基本とした 5 つの施策目標を掲げている。

- 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します
- 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します
- 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます
- 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します
- 経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います

(4) 22 の重点推進施策

5 つの施策目標の下に、この施策目標を達成するために特に力を入れて推進していく必要がある 22 の重点推進施策を設定し、個々になぜその施策が必要なのかといった背景や課題、その施策に対する取組方針や目標、具体の主な取組内容やその効果を示している。



(5) 5 つの施策目標の実現と点検・見直し

5 つの施策目標の実現に向け、前期 5 箇年の実施計画として、「京都市上下水道事業 中

期経営プラン(2008-2012)」を併せて策定した。さらに、各事業の1年間の具体的な目標を設定し、定期的な進行管理を行うため、「京都市上下水道局運営方針」を毎年度策定するとともに、「京都市上下水道事業経営評価」において、公営企業の特性に応じた評価を実施し、経営評価に基づく計画の見直しを繰り返すことにより、P D C A サイクル(Plan-Do-Check-Action)の確立を目指す。

また、このプランの計画期間満了(5年後)に向けて、その時点でのビジョンの達成状況を中間的に点検・評価し、その結果を後期5箇年の実施計画である次期プランの策定に生かす。ビジョンの満了時(10年後)には、次期ビジョンの策定に向けた現行ビジョンの最終的な点検・評価を行うこととしている。

3 京都市上下水道事業 中期経営プラン(2008-2012)

(1) 計画期間

平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間

(2) 策定の背景

2(3)に述べている、上下水道事業を取り巻く現状や課題に対応するため策定した「京(みやこ)の水ビジョン」の前期5箇年の具体的な実施計画として、事業推進計画、第4期効率化推進計画、財政健全化計画の3つの計画で構成する「京都市上下水道事業 中期経営プラン(2008-2012)」を策定した。

(3) 施策の体系とプランの目標

ア 施策の体系

ビジョンに掲げる5つの施策目標及び22の重点推進施策の体系を示している。

イ プランの目標

本プランの目標は次のとおりである。

今後も地方公営企業として効率的な経営を行い、上下水道事業の累積収支の均衡に努め、財政の健全化を図ることにより、本プランが終了する平成 24 年度まで、現行の安価な上下水道料金水準を維持します。

(4) 事業推進計画

ビジョンに掲げる5つの施策目標の実現に向け、特に力を入れて推進していく必要のある22の重点推進施策を構成する、各取組項目の具体的な年次計画や目標を定めた事業推進計画を策定した。

(5) 第4期効率化推進計画

事業推進計画を着実に推進する前提として、公営企業としての存立基盤を堅持しつつ企業改革を進め、より一層効率的に事務事業を推進することが不可欠であることから、第4期効率化推進計画を策定し、以下の5つの取組を実施し、建設再投資額等の抑制を

図りつつ、水道事業及び下水道事業の職員定数を削減するとともに地域水道事業等を着実に推進するなど、更なるサービス向上を目指した効率的な事業執行を推進する。

施設規模の適正化による建設再投資額等の抑制

民間活力の積極的な導入

退職職員の嘱託再雇用による知識・技能の継承と人件費の削減

サービス向上を目指した組織の見直しと事務の効率化

地域水道事業等の着実な推進に向けた体制の整備

(6) 財政健全化計画

ビジョンに掲げる 5 つの施策目標を実現し、事業推進計画を着実に推進していくための前提として、安定した経営基盤を確保することが不可欠なため財政健全化計画を策定した。

この計画では、第 4 期効率化推進計画に掲げる人件費の削減等の取組に加え、物件費の節減や施設規模の適正化に伴い生じる資本費の抑制など、財政健全化に向けた取組を進めることにより、「上下水道事業の累積収支の均衡・改善を図る」とともに、「平成 24 年度まで現行の安価な上下水道料金水準を維持する」ことを 2 つの目標として掲げている。

(7) プランの推進と点検・見直し

プランの推進に当たって、毎年度「京都市上下水道局運営方針」を策定するとともに、「京都市上下水道事業経営評価」による点検・評価を行うことにより P D C A サイクルの確立に努める。今後、プランの計画期間が満了する平成 24 年度に向けて、その時点でのプランの総括的な点検・評価を行うことにより、ビジョンの後期 5 箇年の実施計画である次期プランの策定に活かすことを明記している。

4 策定の経過

平成 15・16～19 年度	上下水道モニターによる意見等聴取（各年度 30 名）
17 年 12 月 1 日	水に関するアンケート調査（回答数：1,989 件）
～18 年 1 月 4 日	
19 年 4 月 28 日	鳥羽水環境保全センター一般公開来場者アンケート（回答数：2,022 件）
～29 日	
5 月 5 日	蹴上浄水場一般公開来場者アンケート（回答数：1,287 件）
6 日	”
10 月 29 日	骨子案の作成・公表によるパブリックコメント募集（意見数：15 名，31 件）
～11 月 28 日	
11 月 19 日	学識者からの意見聴取（4 名）
～20 日	
12 月 21 日	ビジョン及びプラン策定

第 19 京都まなびの街 生き方探究館の開設について



1 はじめに

本市では、産学公連携の下、平成 14 年に設立した「21 世紀型教育コンテンツ開発委員会」(委員長：堀場雅夫 (株)堀場製作所最高顧問)の事業として、小・中学校段階から子どもたちに勤労観、職業観を育む「キャリア教育」等の更なる推進を図るため、平成 19 年 1 月に「京都まなびの街 生き方探究館」を開設した。同館は、3 階建ての元京都市立滋野中学校 3 階部分が「スチューデントシティ(小学生対象)」、2 階部分が「ファイナンスパーク(中学生対象)」となっており、それぞれ実物そっくりの店舗やオフィスが並んでいる。世界最大の経済教育団体であるジュニア・アチーブメント (日本本部理事長：椎名武雄 日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問)の教育プログラム・教材等を活用し、京都ならではの事業を実施している。

2 施設の概要



所在地 京都市上京区西洞院下立売下る東裏辻町 402
(元京都市立滋野中学校内)

施設面積 約 2,200 平方メートル

3 ねらい

日常生活に関わる経済の仕組みや社会とのかかわりを理解させる。
 良き消費者として、また企業者としての基本的な認識を培う。
 望ましい勤労観・職業観を育成する。

4 内容

(1) 学習の概要

ア 京都市スチューデントシティ（小学校 5 年生対象）

施設の中に、銀行、商店、新聞社、区役所等からなる「街」を再現。その「街」で、消費者役と企業に勤める社員役など、それぞれの立場での役割を体験し、社会や経済の仕組み、社会と自分とのかかわりなどを理解する。

同時に、市民ボランティアや企業ボランティアなどの方々の協力を得ながら、地域教育力の活性化を図る。

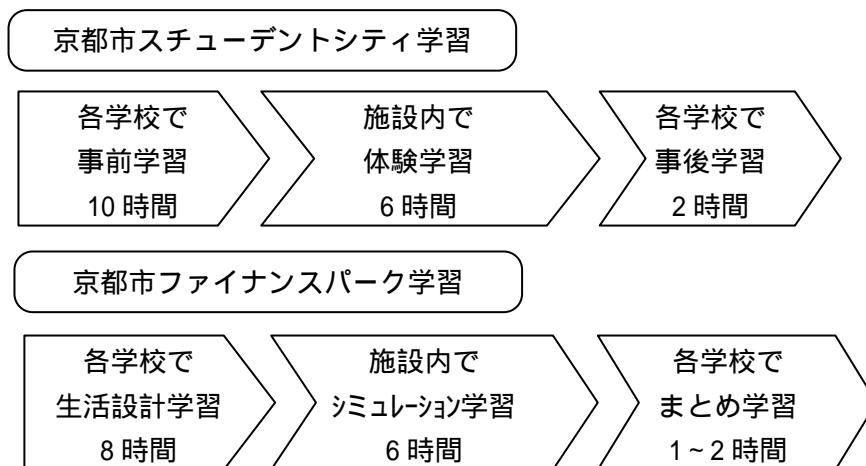
イ 京都市ファイナンスパーク（中学校 1・2 年生対象）

施設の中に再現した「街」で、税金・保険をはじめ食費や高熱水費、住宅費など生活に必要な費用の試算、様々な商品やサービスの購入・契約などを体験する。

社会に溢れる情報を適切に活用する力や自らの生き方につながる生活設計能力などを育成する。

(2) 学習時間

年間 15～18 時間



(3) 特色

ア 産学公連携による事業推進

本事業の実施に当たっては、「街」への店舗の出店や事業運営への協賛等、企業の参加が不可欠であり、産学公の連携による本市の最先端の教育・人づくりを更に深め、全国・世界に発信する。

イ 本市独自のプログラム開発

世界共通の、ジュニア・アチーブメント のプログラムに加え、本市ならではの伝統文化や産業、環境保全等の視点を盛り込んだ独自のプログラム開発を行い、本

市全体の活性化につながるよう、全市を挙げて取組を推進している。

ウ 市民ボランティア等の協力

子どもたちの学習は、市民ぐるみで子どもを育ててきた京都の伝統を生かし、市民ボランティアや大学生、企業ボランティアの協力を得て進めている。

ジュニア・アチーブメント

1919年に米国で発足した世界最大の経済教育団体で、現在全世界 97 カ国に広がりを見せ、4 万社の企業支援を受けて青少年の社会的適応力の育成を目的とした教材や指導法の開発を行っている。

資 料

第1 平成19年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧

本 会 議 , 市 会 運 営 委 員 会 等														
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計	備考(内数)
本会議		3	1		4				3	1	3	1	16	
市会運営委員会		6	4		7	1		1	2	3	4	3	31	理事会 15 回 合同委員会 1 回
各派世話人会					5								5	代表世話人会 1 回
常 任 委 員 会														
財政総務委員会	2	1	2		3	1	1	1	1	3	1	2	18	実地視察 1 回
文教委員会	3	1	2		3	2	2	1	1	3	1	2	21	実地視察 3 回
厚生委員会	1	1	2		3	2	1	1	1	4	1	2	19	実地視察 1 回
建設消防委員会	1	1	2		3	2	1	2		3	1	2	18	実地視察 1 回
交通水道委員会	2	1	1		2	2	1	2		3		2	16	実地視察 2 回
計	9	5	9		14	9	6	7	3	16	4	10	92	
予 算・決 算 特 別 委 員 会														
普通予算 特別委員会		9	6		6				3	1	3	3	31	第1分科会 9 回 第2分科会 9 回
公営企業等予算 特別委員会		5	4								1	2	12	
普通決算 特別委員会											15	3	18	第1分科会 7 回 第2分科会 7 回
公営企業等決算 特別委員会									10	1			11	
計	0	14	10						13	2	19	8	72	
特 別 委 員 会														
市民の信頼回復と服務規律 に関する調査特別委員会		1												
そ の 他														
市会改革検討 小委員会									1	3	1	2	7	

第2 平成19年 請願等受理及び処理件数一覽

区 分 委員会別		請 願								陳情 受理 件数	
		受 理 件 数			処 理 件 数						継 続
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
1/1 } 4/29 (前任期)	財政総務	2	1	3	0	0	3	0	3	0	1
	文 教	2	1	3	0	1	2	0	3	0	1
	厚 生	226	4	230	1	3	226	0	230	0	4
	建設消防	11	2	13	2	0	10	1	13	0	4
	交通水道	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
	計	242	8	250	3	4	242	1	250	0	10
4/30 } 12/31 (今任期)	財政総務	0	6	6	1	0	0	4	5	1	1
	文 教	0	1	1	0	0	0	0	0	1	86
	厚 生	0	9	9	1	0	0	0	1	8	9
	建設消防	0	25	25	1	0	0	2	3	22	7
	交通水道	0	2	2	0	0	0	1	1	1	1
	計	0	43	43	3	0	0	7	10	33	104
通年合計		242	51	293	6	4	242	8	260	33	114

第3 平成19年 市会本会議における議案審議件数一覧

区 分 会 期		議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 見 書	決 議 議 案 そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計	
第 1 回市会 (定例会)	2/20 ~ 3/13	4	6	2	12	29	35		51	115	127
第 2 回市会 (定例会)	5/15 ~ 5/29		1	1	2	10	2		21	33	35
第 3 回市会 (定例会)	9/6 ~ 10/5	1	10		11	14	1	8	14	37	48
第 4 回市会 (定例会)	11/16 ~ 12/14		12		12	17	3	14	29	63	75
合 計		5	29	3	37	70	41	22	115	248	285
審 議 結 果	可 決 ¹	4	18	2	24	68	41		113	222	246
	認 定 ²					2		22	2	26	26
	修 正										
	継 続										
	否 決	1	11	1	13						13
	撤 回										

1 同意又は可と認める場合を含む。

2 承認を含む。

第4 平成19年 議案審議結果一覧

1 議員提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第1回 市 会 (定例会)	2.20	2.20	市会1	京都市会議員政治倫理条例 の制定について	可決						自民, 公明, 民主
	2.20	2.20	市会2	京都市会議員政治倫理条例 の制定について	否決	×		×	×	×	共産
	2.20	2.20	市会3	公正職務執行条例(仮称) の早期制定を求める決議に ついて	可決						自民, 公明, 民主
	3.13	3.13	市会4	京都市会会議規則の一部を 改正する規則の制定につい て	可決						市会運 営委員
	3.13	3.13	市会5	京都市会委員会条例の一部 を改正する条例の制定につ いて	可決						市会運 営委員
	3.13	3.13	市会6	京都市会議員の報酬の額の 特例に関する条例の一部を 改正する条例の制定につい て	可決						市会運 営委員
	3.13	3.13	市会7	地方自治法第180条による 市長専決事項の全部改正に ついて	可決		×				自民, 公明, 民主
	3.13	3.13	市会8	「がん対策推進基本計画」 の早期制定を求める意見書 の提出について	可決						全会派
	3.13	3.13	市会9	生活保護の母子加算廃止に 反対する意見書の提出につ いて	否決	×		×	×	×	共産
	3.13	3.13	市会10	生活保護の老齢加算復活を 求める意見書の提出につい て	否決	×		×	×	×	共産
	3.13	3.13	市会11	「子どもを共に育む京都市 民憲章」を積極的に推進す る決議について	可決						自民, 公明, 民主

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第 1 回 市 会 (定例会)	3.13	3.13	市会 12	新たな景観政策の推進に関する決議について	可決						自民, 公明, 民主

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無	提 出 会派等
第 2 回 市 会 (定例会)	5.29	5.29	市会 13	京都市職員の不祥事の再発防止及び信頼回復と再生のための抜本改革大綱に関する調査特別委員会の設置について	否決	×		×	×	×	共産
	5.29	5.29	市会 14	雪だるま式の国民負担増に反対し、6月の住民税増税の中止を求める意見書の提出について	否決	×		×	×	×	共産

注 青木かつゆき議員（無所属）は、議案の採決前に辞職が許可された。

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無	提 出 会派等
第 3 回 市 会 (定例会)	10.5	10.5	市会 15	京都市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決						市会運 営委員 会
	10.5	10.5	市会 16	原爆症認定と被爆者救済対策強化についての意見書の提出について	可決						全会派
	10.5	10.5	市会 17	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について	可決						全会派
	10.5	10.5	市会 18	国民皆保険制度等に関する意見書の提出について	可決						全会派
	10.5	10.5	市会 19	自立更生促進センター設置計画に関する意見書の提出について	可決						全会派

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無	提 出 会派等
第 3 回 市 会 (定例会)	10.5	10.5	市会20	地上デジタル放送の難視聴 解消のための施策を求める 意見書の提出について	可決						自民, 民主, 公明
	10.5	10.5	市会21	中小企業の事業承継円滑化 のための税制改正を求める 意見書の提出について	可決						自民, 民主, 公明
	10.5	10.5	市会22	嫡出推定に関する民法改正 と更なる運用見直しを求め る意見書の提出について	可決	×					民主, 公明
	10.5	10.5	市会23	テロ特別措置法を延長せ ず, またそれに代わる新法 の制定をすることなく, 真 の国際協力の実現を求める 意見書の提出について	否決	×			×	×	民主
	10.5	10.5	市会24	テロ特別措置法の延長及び 新法に反対する意見書の提 出について	否決	×		×	×	×	共産
	10.5	10.5	市会25	障害者福祉制度の充実に関 する意見書の提出について	否決	×			×		民主

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無	提 出 会派等
第 4 回 市 会 (定例会)	12.14	12.14	市会26	子どもたちの携帯電話利用 に関する意見書の提出につ いて	可決						全会派
	12.14	12.14	市会27	都市再生機構賃貸住宅居住 者の居住安定に関する意見 書の提出について	可決						全会派
	12.14	12.14	市会28	「取調べ全過程の可視化」の 実現を求める意見書の提 出について	可決						全会派
	12.14	12.14	市会29	障害者自立支援法の抜本的 見直しの早期実現を求め る意見書の提出について	可決						全会派

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無	提 出 会派等
第 4 回 市 会 (定例会)	12.14	12.14	市会 30	後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書の提出について	可決						自民, 民主, 公明
	12.14	12.14	市会 31	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出について	否決	×		×	×	×	共産
	12.14	12.14	市会 32	道路整備財源の確保に関する意見書の提出について	可決		×				自民, 民主, 公明
	12.14	12.14	市会 33	道路特定財源の一般財源化を求める意見書の提出について	否決	×		×	×	×	共産
	12.14	12.14	市会 34	米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに関する意見書の提出について	可決		×				自民, 民主, 公明
	12.14	12.14	市会 35	児童扶養手当に関する意見書の提出について	否決	×			×		共産, 民主
	12.14	12.14	市会 36	生活保護基準の引下げに反対する意見書の提出について	否決	×		×	×	×	共産
	12.14	12.14	市会 37	軍事利権疑惑の徹底解明を求める意見書の提出について	否決	×		×	×	×	共産

2 市長提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (定例会)	平成 18 年度分									
	2.20	2.27	議 210	平成 18 年度京都市一般会計補正 予算	可決					
	2.20	2.27	議 211	平成 18 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決		×			
	2.20	2.27	議 212	平成 18 年度京都市介護保険事業 特別会計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 213	平成 18 年度京都市地域水道特別 会計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 214	平成 18 年度京都市京北地域水道 特別会計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 215	平成 18 年度京都市土地区画整理 事業特別会計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 216	平成 18 年度京都市市街地再開発 事業特別会計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 217	平成 18 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 218	平成 18 年度京都市市公債特別会 計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 219	平成 18 年度京都市病院事業特別 会計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 220	平成 18 年度京都市水道事業特別 会計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 221	平成 18 年度京都市自動車運送事 業特別会計補正予算	可決					
	2.20	2.27	議 222	平成 18 年度京都市高速鉄道事業 特別会計補正予算	可決					
	2.20	3.13	議 223	京都市社会福祉奨学基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
2.20	2.27	議 224	京都市緑化公園管理基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決						
2.20	3.13	議 225	京都市地域水道条例の一部を改 正する条例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (定例会)	2.20	3.13	議 226	京都市焼却灰溶融施設(仮称)新 設工事(工事棟新築工事等)請負 契約の締結について	可決		×			
	2.20	3.13	議 227	京都市焼却灰溶融施設(仮称)新 設工事(電気設備工事)請負契約 の締結について	可決		×			
	2.20	2.27	議 228	京都市宇多野ユース・ホテル 新築工事請負契約の締結につ いて	可決					
	2.20	3.13	議 229	納所排水機場(仮称)新設工事(排 水機械設備工事)請負契約の締結 について	可決					
	2.20	3.13	議 230	京都市消防活動総合センター(京 都市消防学校等)新築工事請負契 約の締結について	可決					
	2.20	3.13	議 231	京都市消防活動総合センター(京 都市消防学校等)新築工事(電気 設備工事)請負契約の締結につ いて	可決					
	2.20	3.13	議 232	京都市山科音羽緯 44 号線道路新 設(函渠 ^{かんきよ} 築造)工事委託契約 の変更について	可決					
	2.20	3.13	議 233	京都都市計画(京都国際文化観光 都市建設計画)道路事業 8・7・ 16 号 J R 東海道線東西自由通路 新設工事委託契約の変更につ いて	可決					
	2.20	3.13	議 234	東海道本線西大路向日町間辻堂 こ 跨 道橋改築工事委託契約の変更 について	可決					
	2.20	3.13	議 235	京都市道高速道路 2 号線ランプ 新設工事委託契約の変更につ いて	可決		×			
	2.20	3.13	議 236	市道路線の認定について	可決					
	2.20	3.13	議 237	市道路線の廃止について	可決					
2.20	3.13	議 238	訴えの提起(裁判上の和解を含 む。)について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (定例会)	2.20	3.13	議 239	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決					
	2.20	3.13	議 240	訴えの提起について	可決					
	2.20	3.13	議 241 ～ 258	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決					
	2.20	3.13	議 259	訴訟上の和解について	可決					
	3. 8	3.13	議 260	京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.20	3.13	報 27	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承認					
	2.20	3.13	報 28	上告受理の申立てについて	承認					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (定例会)	平成 19 年度分									
	2.20	3.13	議 1	平成 19 年度京都市一般会計予算	可決		×			
	2.20	3.13	議 2	平成 19 年度京都市母子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 3	平成 19 年度京都市国民健康保険 事業特別会計予算	可決		×			
	2.20	3.13	議 4	平成 19 年度京都市介護保険事業 特別会計予算	可決		×			
	2.20	3.13	議 5	平成 19 年度京都市老人保健特別 会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 6	平成 19 年度京都市地域水道特別 会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 7	平成 19 年度京都市京北地域水道 特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 8	平成 19 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 9	平成 19 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 10	平成 19 年度京都市中央卸売市場 第二市場・七畜場特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 11	平成 19 年度京都市農業集落排水 事業特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 12	平成 19 年度京都市土地区画整理 事業特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 13	平成 19 年度京都市駐車場事業特 別会計予算	可決		×			
	2.20	3.13	議 14	平成 19 年度京都市市街地再開発 事業特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 15	平成 19 年度京都市土地取得特別 会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 16	平成 19 年度京都市基金特別会計 予算	可決					
	2.20	3.13	議 17	平成 19 年度京都市市公債特別会 計予算	可決					
2.20	3.13	議 18	平成 19 年度京都市病院事業特別 会計予算	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (定例会)	2.20	3.13	議 19	平成 19 年度京都市水道事業特別 会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 20	平成 19 年度京都市公共下水道事 業特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 21	平成 19 年度京都市自動車運送事 業特別会計予算	可決		×			
	2.20	3.13	議 22	平成 19 年度京都市高速鉄道事業 特別会計予算	可決					
	2.20	3.13	議 23	京都市移動通信用鉄塔施設整備 事業に係る分担金に関する条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	2.20	3.13	議 24	地方自治法の一部を改正する法 律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	可決					
	2.20	3.13	議 25	京都市副市長定数条例の制定に ついて	可決					
	2.20	3.13	議 26	京都市職員定数条例の一部を改 正する条例の制定について	可決		×			
	2.20	3.13	議 27	京都市職員給与条例の一部を改 正する条例の制定について	可決		×			
	2.20	3.13	議 28	京都市職員退職手当支給条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	2.20	3.13	議 29	京都市西京極総合運動公園条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	2.20	3.13	議 30	京都市宝が池公園運動施設条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	2.20	3.13	議 31	京都市都市公園条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	2.20	3.13	議 32	京都市産業技術研究所条例の 一部を改正する条例の制定に ついて	可決		×			
2.20	3.13	議 33	京都市感染症診査協議会条例の一 部を改正する条例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (定例会)	2.20	3.13	議 34	京都市国民健康保険条例の一部 を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.20	3.13	議 35	京都市都市計画関係手数料条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	2.20	3.13	議 36	学校教育法の一部を改正する法 律等の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について	可決					
	2.20	3.13	議 37	京都市久世ふれあいセンター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	2.20	3.13	議 38	京都市教職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決					
	2.20	3.13	議 39	京都市立学校管理用務員の給与 の特例に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	可決		×			
	2.20	3.13	議 40	京都市立中学校条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	2.20	3.13	議 41	辺地に係る総合整備計画(左京区 久多地域)の策定について	可決					
	2.20	3.13	議 42	全国自治宝くじ事務協議会を設 ける普通地方公共団体の数の増 加及びこれに伴う全国自治宝く じ事務協議会規約の変更に関す る協議について	可決					
	2.20	3.13	議 43	京都府後期高齢者医療広域連合 を設ける普通地方公共団体の数 の減少及びこれに伴う京都府後 期高齢者医療広域連合規約の変 更に関する協議について	可決					
	2.20	3.13	議 44	澱川右岸水防事務組合格約の変 更に関する協議について	可決					
	2.20	3.13	議 45	桂川小畑川水防事務組合格約の 変更に関する協議について	可決					
	2.20	3.13	議 46	淀川木津川水防事務組合格約の 変更に関する協議について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (定例会)	2.20	3.13	議 47	京都市眺望景観創生条例の制定 について	可決					
	2.20	3.13	議 48	京都都市計画(京都国際文化観光 都市建設計画)高度地区の計画書 の規定による特例許可の手續に 関する条例の制定について	可決					
	2.20	3.13	議 49	京都市自然風景保全条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	2.20	3.13	議 50	京都市風致地区条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	2.20	3.13	議 51	京都市市街地景観整備条例の一部 を改正する条例の制定につい て	可決					
	2.20	3.13	議 52	京都市屋外広告物等に関する条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	3.13	3.13	議 53	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について (白敷季男)	同意					
	3.13	3.13	議 54	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について (吉川哲朗)	同意					
	3.13	3.13	議 55	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について (森口匠)	同意					
	3.13	3.13	議 56	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について (田中茂)	同意					
	3.13	3.13	議 57	京都府公安委員会委員の推薦に ついて (吉田忠嗣)	同意					
	3.13	3.13	議 58	包括外部監査契約の締結につい て	可決					
	3.13	3.13	諮 1	人権擁護委員の推薦について (小杉征義)	可と 認める					
	3.13	3.13	諮 2	人権擁護委員の推薦について (田辺保雄)	可と 認める					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (定例会)	3.13	3.13	諮 3	人権擁護委員の推薦について (田多耀子)	可と 認める					
	3.13	3.13	諮 4	人権擁護委員の推薦について (石井敏雄)	可と 認める					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 2 回 市 会 (定例会)	5.15	5.29	議 59	平成 19 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決					
	5.15	5.29	議 60	平成 19 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計補正予算	可決					
	5.15	5.29	議 61	京都市行政活動及び外郭団体の 経営の評価に関する条例の制定 について	可決		×			
	5.15	5.29	議 62	京都市職員の公正な職務の執行 の確保に関する条例の制定につ いて	可決					
	5.15	5.29	議 63	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	可決		×			
	5.15	5.29	議 64	京都市廃棄物の減量及び適正処 理等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					
	5.15	5.29	議 65	京都市路上喫煙等の禁止等に関 する条例の制定について	可決					
	5.15	5.29	議 66	京都市乳幼児医療費支給条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	5.15	5.29	議 67	京都市斜面地等における建築物 等の制限に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	可決					
	5.15	5.29	議 68	京都市地区計画の区域内におけ る建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	5.15	5.29	議 69	京都市消防団員等公務災害等補 償条例の一部を改正する条例の 制定について	可決					
	5.15	5.29	議 70	京都市天神川駅自転車駐車場(仮 称)等新設工事(躯体工事等)請 負契約の変更について	可決					
	5.15	5.29	議 71	一般国道 162 号道路改良(トンネ ル新設)工事請負契約の変更につ いて	可決					
	5.15	5.29	議 72	市道路線の認定について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 2 回 市 会 (定例会)	5.15	5.29	議 73	市道路線の廃止について	可決					
	5.15	5.29	議 74	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決					
	5.17	5.17	議 75	京都市監査委員の選任について （ 椋田 知雄 ）	同意		×			
	5.17	5.17	議 76	京都市監査委員の選任について （ 柴田 章喜 ）	同意		×			
	5.29	5.29	議 77	副市長の選任について （ 山崎一樹 ）	同意		×			
	5.29	5.29	議 78	固定資産評価員の選任について （ 吉村憲次 ）	同意					
	5.29	5.29	諮 5	人権擁護委員の推薦について （ 加地浩 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 6	人権擁護委員の推薦について （ 田中英之 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 7	人権擁護委員の推薦について （ 津田大三 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 8	人権擁護委員の推薦について （ 北山忠生 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 9	人権擁護委員の推薦について （ 佐藤和夫 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 10	人権擁護委員の推薦について （ 青木芳香 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 11	人権擁護委員の推薦について （ 隠塚功 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 12	人権擁護委員の推薦について （ 谷口弘昌 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 13	人権擁護委員の推薦について （ 渋谷千鶴 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 14	人権擁護委員の推薦について （ 砂川 祐司 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 15	人権擁護委員の推薦について （ 大澤勇 ）	可と 認める					
	5.29	5.29	諮 16	人権擁護委員の推薦について （ 龍不可止 ）	可と 認める					
	5.15	5.29	報 1	京都市市税条例の一部を改正する 条例の制定について	承認		×			

注 青木かつゆき議員（無所属）は、5月17日の本会議を欠席し、5月29日に議案等の採決前に辞職が許可された。

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第3回 市 会 (定例会)	9.6	10.5	議 79	平成 19 年度京都市一般会計補正 予算	可決					
	9.6	10.5	議 80	京都市長の資産等の公開に関する 条例の一部を改正する条例の 制定について	可決					
	9.6	10.5	議 81	京都市個人情報保護条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	9.6	10.5	議 82	京都市職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決		×			
	9.6	10.5	議 83	京都市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例の 制定について	可決					
	9.6	10.5	議 84	京都市職員退職手当支給条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決		×			
	9.6	10.5	議 85	京都市職員の退職料等に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決		×			
	9.6	10.5	議 86	京都市地域体育館条例の一部 を改正する条例の制定につい て	可決					
	9.6	10.5	議 87	京都市宇多野ユースホステル条 例の全部を改正する条例の制定 について	可決					
	9.6	10.5	議 88	京都市衛生関係手数料条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決					
9.6	10.5	議 89	京都市都市計画関係手数料条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 3 回 市 会 (定例会)	9.6	10.5	議 90	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)職住共存特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.6	10.5	議 91	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.6	10.5	議 92	京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.6	10.5	議 93	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決					
	9.6	10.5	議 94	京福電気鉄道嵐山線路面電車停留場整備工事委託契約の締結について	可決					
	9.6	10.5	議 95	指定管理者の指定について(京都市宇多野ユースホステル)	可決					
	9.6	10.5	議 96	市道路線の認定について	可決					
	9.6	10.5	議 97	市道路線の廃止について	可決					
	9.6	10.5	議 98	京都市伏見区総合庁舎整備等事業実施契約の締結について	可決					
	9.6	10.5	議 99	消防防災通信ネットワーク整備に係る製造請負契約の締結について	可決					
	9.6	10.5	議 100	訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について	可決					
	9.6	10.5	議 101	訴えの提起について	可決					
	9.6	10.5	議 102	訴訟上の和解について	可決					
	9.6	10.5	議 103	不動産の処分について	可決		×			
	10.5	10.5	議 104	京都市名誉市民の表彰について(茂山七五三)	同意					
10.5	10.5	議 105	京都市名誉市民の表彰について(瀬戸内寂聴)	同意						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 3 回 市 会 (定例会)	10.5	10.5	議 106	京都市監査委員の選任について (出口康雄)	同意					
	10.5	10.5	諮 17	人権擁護委員の推薦について (辻孝司)	可と 認める					
	9.6	10.5	報 2	平成 18 年度京都市地域水道特別 会計歳入歳出決算	認定					
	9.6	10.5	報 3	平成 18 年度京都市京北地域水道 特別会計歳入歳出決算	認定					
	9.6	10.5	報 4	平成 18 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計歳入歳出決 算	認定					
	9.6	10.5	報 5	平成 18 年度京都市病院事業特別 会計決算	認定					
	9.6	10.5	報 6	平成 18 年度京都市水道事業特別 会計決算	認定					
	9.6	10.5	報 7	平成 18 年度京都市公共下水道事 業特別会計決算	認定					
	9.6	10.5	報 8	平成 18 年度京都市自動車運送事 業特別会計決算	認定		×			
	9.6	10.5	報 9	平成 18 年度京都市高速鉄道事業 特別会計決算	認定					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 4 回 市 会 (定例会)	11.16	12.14	議 107	平成 19 年度京都市一般会計補正 予算	可決					
	11.16	12.14	議 108	平成 19 年度京都市中央卸売市場 第二市場・と畜場特別会計補正予 算	可決					
	11.16	12.14	議 109	平成 19 年度京都市病院事業特別 会計補正予算	可決					
	11.16	12.14	議 110	京都市区役所の名称及び位置に 関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可決					
	11.16	12.14	議 111	京都市コミュニティセンター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	11.16	12.14	議 112	京都市福祉事務所設置条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	11.16	12.14	議 113	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	11.16	12.14	議 114	京都市老人デイサービスセンタ ー条例の一部を改正する条例の 制定について	可決					
	11.16	12.14	議 115	京都市老人介護支援センター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	11.16	12.14	議 116	京都市知的障害者授産施設条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	11.16	12.14	議 117	京都市保健所条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					
	11.16	12.14	議 118	京都市市営住宅条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	11.16	12.14	議 119	京都市都市公園条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	11.16	12.14	議 120	京都市道路附属物駐車場の自 転車等の駐車料金に関する条 例の一部を改正する条例の制 定について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 4 回 市 会 (定例会)	11.16	12.14	議 121	京都市議会議員及び京都市長の 選挙の公営に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	11.16	12.14	議 122	京都市長の選挙に係る電磁的記 録式投票機を用いて行う投票に 関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可決					
	11.16	12.14	議 123	山科市営住宅改修工事請負契約 の締結について	可決					
	11.16	12.14	議 124	京都市消防活動総合センター(京 都市消防学校等)新築工事(情報 通信システム工事)請負契約の締 結について	可決					
	11.16	12.14	議 125	京都市立伏見工業高等学校増築 工事請負契約の締結について	可決					
	11.16	12.14	議 126	京都市焼却灰溶融施設(仮称)新 設工事(焼却残さ溶融施設工事) 請負契約の変更について	可決		×			
	11.16	12.14	議 127	太秦東部地区第一種市街地再開 発事業施設建築物新築工事請負 契約の変更について	可決					
	11.16	12.14	議 128	太秦東部地区第一種市街地再開 発事業施設建築物新築工事(電気 設備工事)請負契約の変更につい て	可決					
	11.16	12.14	議 129	太秦東部地区第一種市街地再開 発事業施設建築物新築工事(衛生 設備工事)請負契約の変更につい て	可決					
	11.16	12.14	議 130	太秦東部地区第一種市街地再開 発事業施設建築物新築工事(空気 調和設備工事)請負契約の変更に ついて	可決					
	11.16	12.14	議 131	納所排水機場(仮称)新設工事 (^く 躯体工事等)請負契約の変更 について	可決					
	11.16	12.14	議 132	指定管理者の指定について(京都 市右京地域体育館)	可決		×			

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 4 回 市 会 (定例会)	11.16	12.14	議 133	指定管理者の指定について(京都市藤城児童館)	可決					
	11.16	12.14	議 134	指定管理者の指定について(京都市崇仁老人デイサービスセンター及び京都市下京東部地域包括支援センター)	可決					
	11.16	12.14	議 135	指定管理者の指定について(京都市子ども保健医療相談・事故防止センター)	可決					
	11.16	12.14	議 136	市道路線の認定について	可決					
	11.16	12.14	議 137	市道路線の廃止について	可決					
	11.16	12.14	議 138	当せん金付証券の発売金額について	可決					
	11.16	12.14	議 139	訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について	可決					
	11.20	12.14	議 140	京都市職員の勤務時間,休日,休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	11.20	12.14	議 141	京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	11.20	12.14	議 142	京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.20	12.14	議 143	京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	12.10	12.14	議 144	控訴の提起について	可決		×			
	12.14	12.14	議 145	京都市土地利用審査会委員の任命について (飯田恭敬)	同意					
	12.14	12.14	議 146	京都市土地利用審査会委員の任命について (増田啓子)	同意					
	12.14	12.14	議 147	京都市土地利用審査会委員の任命について (辻本尚子)	同意					
	12.14	12.14	議 148	京都市土地利用審査会委員の任命について (横山美夏)	同意					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 4 回 市 会 (定例会)	12.14	12.14	議 149	京都市土地利用審査会委員の任命について (溝川幸雄)	同意					
	12.14	12.14	議 150	京都市土地利用審査会委員の任命について (吉田英治)	同意					
	12.14	12.14	議 151	京都市土地利用審査会委員の任命について (百合口賢次)	同意					
	12.14	12.14	諮 18	人権擁護委員の推薦について (濱田茂彦)	可と 認める					
	12.14	12.14	諮 19	人権擁護委員の推薦について (大河原壽貴)	可と 認める					
	12.14	12.14	諮 20	人権擁護委員の推薦について (早川久仁子)	可と 認める					
	11.16	12.14	報 10	控訴の提起について	承認					
	11.16	12.14	報 11	平成 18 年度京都市一般会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.16	12.14	報 12	平成 18 年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.16	12.14	報 13	平成 18 年度京都市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.16	12.14	報 14	平成 18 年度京都市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.16	12.14	報 15	平成 18 年度京都市老人保健特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.16	12.14	報 16	平成 18 年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計歳入歳出決算	認定					
11.16	12.14	報 17	平成 18 年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計歳入歳出決算	認定						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	無
第 4 回 市 会 (定例会)	11.16	12.14	報 18	平成 18 年度京都市農業集落排水 事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.16	12.14	報 19	平成 18 年度京都市土地区画整理 事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.16	12.14	報 20	平成 18 年度京都市駐車場事業特 別会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.16	12.14	報 21	平成 18 年度京都市市街地再開発 事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.16	12.14	報 22	平成 18 年度京都市土地取得特別 会計歳入歳出決算	認定					
	11.16	12.14	報 23	平成 18 年度京都市基金特別会計 歳入歳出決算	認定					
	11.16	12.14	報 24	平成 18 年度京都市市公債特別会 計歳入歳出決算	認定					

(注 1) 自民 = 自由民主党京都市会議員団
 共産 = 日本共産党京都市会議員団
 民主 = 民主・都みらい京都市会議員団
 公明 = 公明党京都市会議員団
 無 = 無所属議員

(注 2) × は議案に対する各会派等の態度 = 賛成, × = 反対

第 5 平成19年 月別・

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
00 総 記						1		
10 哲 学							1	
20 歴史・地理	1				1			
3 社 会 科 学	0 総 記							
	1 政 治	3	1	6		1	4	
	(18)地方自治	2	9	4	8	10	5	7
	2 法 律	2	2	1			1	1
	3 経 済		5	5	1	1	2	2
	4 財 政	1	6	2	1	1	1	
	5 統 計			1	1		1	
	6 社 会	1	3	2	1	3		5
	7 教 育	2	1		1	1		
	8 風俗・習慣							
9 国防・軍事				1				
小 計	11	27	21	14	17	14	15	8
40 自然科学		4	1	1				
50 工 学	2	1	2	2	2		3	2
60 産 業	1	3		1	1	2		
70 芸 術	1				1			
80 語 学								
90 文 学								1
*別置図書	5	6	13	8	5	9	19	13
合 計	21	41	37	26	27	26	38	24
除 籍 冊 数	1			10		8		4

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位 : 冊)

9月	10月	11月	12月	受入数 合 計	除 籍 合 計	差 引 増加数	18年末 蔵書数	19年末 蔵書数
			1	2		2	868	870
				1		1	728	729
			2	4	8	4	2,287	2,283
		1		1		1	457	458
4	2	3	1	25	2	23	1,778	1,801
2	4	5	3	60	11	49	2,655	2,704
1	3		1	12	2	10	3,085	3,095
				17	3	14	1,567	1,581
3	3	2	1	24	3	21	1,544	1,565
1			2	6		6	290	296
2	1	1	2	24	9	15	2,180	2,195
				5	2	3	675	678
			1	1		1	228	229
				1		1	66	67
13	13	12	11	183	40	143	18,408	18,551
			1	7	2	5	386	391
1	4	5	1	25	11	14	920	934
2	3		2	15	8	7	751	758
				2	9	7	445	438
			1	1		1	230	231
			1	2	1	1	438	439
12	11	7	10	118	19	99	1,962	2,061
28	31	24	30	353				
		67			90	263	23,540	23,803

第6 平成19年 月別・分類別

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	
00 総 記							3	
10 哲 学								
20 歴史・地理	1	2	3	1	3	2	1	
3 社 会 科 学	0 総 記							
	1 政 治					7	2	
	(18)地方自治	4	7	2		4	9	5
	2 法 律	3	2	4	1	1	9	4
	3 経 済	2	6	6		1	3	2
	4 財 政	1		2	2		1	
	5 統 計		2					
	6 社 会	5				1	3	5
	7 教 育		2	3	1		1	1
	8 風俗・習慣							
9 国防・軍事								
小 計	15	19	17	4	14	28	17	
40 自然科学		2	1					
50 工 学	7		4	1	7	2	4	
60 産 業								
70 芸 術		3			1			
80 語 学					1			
90 文 学								
* そ の 他	15	4	11	1	6	8	10	
合 計	38	30	36	7	32	40	35	

(*その他：雑誌，白書，その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覽

(単位：冊)

8月	9月	10月	11月	12月	19年 合計	18年 合計	増減
					3	3	0
					0	1	1
3		8	4	7	35	20	15
					0	4	4
		3	4	1	17	13	4
10	6	10	3	4	64	35	29
7	3	4	10	2	50	66	16
					20	19	1
4	4	2	2	3	21	18	3
					2	4	2
	3	2		1	20	12	8
					8	4	4
1		2	1		4	5	1
					0	0	0
22	16	23	20	11	206	180	26
1	1				5	0	5
	4	4	2	6	41	18	23
1	1	2	1	2	7	8	1
					4	5	1
				1	2	7	5
					0	0	0
13	4	16	10	12	110	62	48
40	26	53	37	39	413	304	109

第 7 平 成 1 9 年

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
1	9	財政総務委員会, 文教委員会
1	12	交通水道委員会
1	22	財政総務委員会
1	23	文教委員会, 文教委員会実地視察
1	24	厚生委員会
1	25	建設消防委員会
1	26	交通水道委員会

年 表

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			1	1	ブルガリアとルーマニアがEUに加盟, 加盟国は27箇国に
1	10	3事業者・8市民団体・レジ袋有料化推進懇談会と全国初の「マイバック等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定」を締結	1	9	防衛庁が防衛省に昇格
			1	11	消費期限切れの牛乳でシュークリームを製造・出荷していたことが判明し, 不二家が洋菓子販売を休止
1	19	京都まなびの街生き方探求館を元滋野中学校舎内に開設	1	21	宮崎知事選で東国原英夫氏が当選
1	24	今出川通においてLRT交通社会実験を実施			
1	30	源氏物語千年紀委員会を設立	1	30	ウィンドウズヴィスタ日本語版一般・個人向け発売
1	31	京・食育推進プランを策定			

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
2	5	財政総務委員会
2	6	文教委員会
2	7	厚生委員会
2	8	建設消防委員会
"	"	市会運営委員会理事会
2	9	交通水道委員会
2	13	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会
"	"	市会運営委員会
2	15	市会運営委員会理事会
2	19	市会運営委員会
2	20	第1回市会(定例会)開会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
2	21	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
2	23	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
2	26	第1回市会(定例会)続会
2	27	第1回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会
2	28	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
2	5	子どもを共に育む京都市民憲章を制定	2	1	国連の「気候変動に関する政府間パネル」第1作業部会の報告書で21世紀末までに約1.8～4度の気温上昇は不可避と予測
2	14	地方自治法施行令の改正を受け軽自動車税のコンビニエンスストアでの納税を開始			
2	16	気候変動に関する世界市長・首長協議会（～18日）			
			2	21	首長選でのマニフェスト配布を解禁した改正公職選挙法が成立
			2	27	日興コーディアルグループが不正利益で水増しされた2004年9月中間期～2006年9月中間期決算の訂正報告書を関東財務局に提出
			〃	〃	三洋電機が損失処理を少なくした疑いで証券取引等監視委員会調査を受け、2001年3月期～2004年3月期の単体決算を訂正すると発表

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
3	1	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	2	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	5	公営企業等予算特別委員会
3	6	厚生委員会, 交通水道委員会
3	7	財政総務委員会, 文教委員会, 建設消防委員会
3	8	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
3	12	市会運営委員会理事会
3	13	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会, 交通水道委員会
"	"	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
"	"	第1回市会(定例会)閉会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
3	7	新・京都市南部創造まちづくり推進プランを策定	3	6	夕張市の財政再建計画に総務大臣が同意し、財政再建団体となる
〃	〃	中央卸売市場第一市場マスタープランを策定			
			3	12	木津, 加茂, 山城, の3町が合併し, 木津川市が誕生
3	15	修学旅行生用ホームページ「きょうと修学旅行ナビ」を開設			
			3	16	ライブドアの粉飾決算事件で東京地裁が堀江元社長に懲役2年6ヶ月の判決
			3	20	厚生労働省がインフルエンザ治療薬「タミフル」の10代の使用を制限
3	23	新景観政策の関連6条例を制定・改正			
			3	25	能登半島で最大震度6強の地震発生
3	30	伏見ルネッサンスプランを策定			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
4	8	京都市議会議員一般選挙(下京区は無投票当選)
4	30	新市会の各党派結成(自民, 共産, 民主, 公明)

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
4	1	伏見桃山城運動公園供用開始			
"	"	市営地下鉄全線でICカードシステムを導入			
"	"	地域図書館全20館での夜間開館を開始			
"	"	市立中学校3年生の全学級で30人学級を導入			
"	"	別所・八桝・堰源小学校及び花背第一・花背第二・堰源中学校を統合した、構造改革特区の小中一貫教育校である花背小中学校が開校			
"	"	郁文、成徳、尚徳、皆山、梅逕中学校を統合し、下京中学校が開校			
"	"	郁文中学校の二部学級を継承し、不登校の生徒も学ぶことができる洛友中学校が開校			
			4	3	厚生年金と国民年金の保険料で該当者不明の記録が約5000万件あることが社会保険庁の調査で発覚
			4	8	石原慎太郎氏が都知事3選
4	12	左京区総合庁舎整備事業に係る基本計画を策定			
			4	17	伊藤一長長崎市長が射殺される
4	18	外国人向け観光ホームページを開設			
4	19	区役所・支所の一部業務の取扱時間を午後7時までに延長(毎月第1・3木曜日<祝日を除く>)			
			4	23	平成20年夏に日本で開かれる主要国首脳会議(サミット)の開催地が洞爺湖町に決定
			4	24	文部科学省が全国学力調査を実施
			4	27	シティグループが日興コーディアルグループの株式公開買い付け(TOB)の成立を発表

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
5	2	各派世話人会
5	8	各派世話人会
5	14	各派世話人会
5	15	第2回市会(定例会)開会
5	16	代表世話人会
"	"	各派世話人会
5	17	第2回市会(定例会)続会 内海貴夫議員が市会議長に、宮本徹議員が市会副議長に就任
"	"	常任委員会・市会運営委員会合同委員会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会第1・第2合同分科会
"	"	市会運営委員会
5	18	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
5	21	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会
5	22	建設消防委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
5	25	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
5	28	第2回市会(定例会)続会(代表質問のインターネットによる録画放映開始)
"	"	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
5	29	第2回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
5	2	こどものためのホームページ「きょうとこども情報館」を開設			
			5	5	吹田市のエキスポランドでジェットコースターが脱線し、乗客1人が死亡、19人が負傷
			5	6	サルコジ氏が仏大統領に当選
			5	10	熊本市の慈恵病院が全国で初めて赤ちゃんポスト(こうのとりのゆりかご)の運用を開始
5	11	サミット(主要国首脳会議)の外相会合が、京都で開催されることが決定	5	11	京都商工会議所会頭に立石義雄オムロン会長が就任
5	14	地下鉄全29駅にAED(自動体外式除細動器)を設置	5	14	国民投票法(日本国憲法の改正手続に関する法律)が成立
			5	20	男子ゴルフツアーで石川遼選手が15歳8ヶ月で史上最年少優勝
			5	28	松岡農林水産大臣が自殺

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
6	4	市会運営委員会理事会
6	5	文教委員会
6	6	厚生委員会
6	7	建設消防委員会
6	8	交通水道委員会
6	18	財政総務委員会
6	19	文教委員会
6	20	厚生委員会
6	21	建設消防委員会
6	22	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
6	1	「行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例」を施行			
〃	〃	「路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行			
6	3	毛利信二副市長が退任			
6	4	山崎一樹副市長が就任			
6	6	「2008サミット外相会合京都支援推進協議会」を設立	6	6	厚生労働省が、(株)コムスンに対し介護保険事業所8箇所での不正申請があったことを理由に、2011年12月まで指定の許可や更新を認めないという決定を下す
6	11	市内11箇所のまち美化事務所に「ごみ減量アドバイザー」を配置	6	13	中途解約時の違反行為等により、経済産業省が英会話教室大手の(株)NOVAIに対して、一部業務停止命令を出す
			6	22	農林水産省が、コロツケの原材料表示に関してミートホープ(株)の立入検査を実施、異種肉の混入、賞味期限の改ざん等が判明した
			6	27	英国新首相にブラウン氏が就任
			6	28	石見銀山が世界文化遺産登録

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
7	4	厚生委員会
7	9	財政総務委員会
7	10	文教委員会
7	12	建設消防委員会
7	13	交通水道委員会 実地視察
7	24	文教委員会 実地視察

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
7	1	国道162号周山道路のバイパス供用を開始			
			7	3	久間防衛大臣が辞任
7	6	平成18年の入洛観光客数が4,800万人を突破(6年連続で過去最高)したことを発表			
			7	10	米大リーグのオールスター戦でイチローが日本選手初のMVPを受賞
7	13	広告事業の全庁展開を開始			
			7	16	新潟県中越地方で最大震度6強の地震発生
			7	19	ニッポン放送株をめぐる証券取引法違反に問われた村上ファンドの村上世彰前代表に東京地裁が懲役2年, 罰金300万円の判決
7	25	建築物耐震改修促進計画を策定			
			7	29	参議院議員通常選挙
7	31	京都市債について, ムーディーズ・インベスターズ・サービスからAa2の格付けを取得			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
8	6	財政総務委員会
8	7	文教委員会
8	8	厚生委員会
8	9	建設消防委員会
8	10	交通水道委員会
8	21	財政総務委員会他都市調査(～23日)
"	"	文教委員会他都市調査(～23日)
8	22	厚生委員会他都市調査(～24日)
8	23	建設消防委員会実地視察
8	24	交通水道委員会
8	27	交通水道委員会他都市調査(～29日)
8	30	市会運営委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
8	2	京都市債について、スタンダード・アンド・プアーズからA+の格付けを取得し、全国の自治体で初めて複数の格付けを取得	8	1	赤城農林水産大臣が辞任
			8	3	労働者派遣法違反で㈱フルキャストに事業停止命令が出された
8	8	学校問題解決支援チームを設置			
			8	14	石屋製菓(株)が主力商品「白い恋人」の賞味期限改ざんを発表
8	20	不法投棄監視カメラ等貸与制度を創設	8	20	那覇空港に着陸した中華航空機が駐機場で爆発、炎上した
8	25	少年合唱団創立50周年記念演奏会を開催(25・26日)			
			8	27	安倍改造内閣発足

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
9	5	市会運営委員会
〃	〃	市会改革検討小委員会
9	6	第3回市会(定例会)開会
9	7	市会運営委員会
9	10	第3回市会(定例会)続会
〃	〃	普通予算特別委員会・普通予算特別委員会小委員会
〃	〃	公営企業等決算特別委員会
9	11	第3回市会(定例会)続会
9	12	公営企業等決算特別委員会
9	13	公営企業等決算特別委員会
9	14	公営企業等決算特別委員会
9	18	公営企業等決算特別委員会
9	19	公営企業等決算特別委員会
9	20	公営企業等決算特別委員会
9	21	公営企業等決算特別委員会
9	25	公営企業等決算特別委員会
9	26	公営企業等決算特別委員会
9	27	普通予算特別委員会小委員会
9	28	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
9	1	新景観政策を開始			
"	"	子ども医療費支給制度を開始			
"	"	都心部放置自転車等対策アクションプログラムによる都心部での放置自転車撤去の強化を開始			
9	3	使用済みてんぷら油回収事業助成金制度を新たに創設し、申込み受付を開始	9	3	遠藤農林水産大臣が辞任
			"	"	社会保険庁と自治体の職員による年金横領が3億円を超すと社会保険庁が発表(9月21日時点で4億1321万円に達する)
			9	12	安倍首相が辞意を表明
9	20	富小路六角自転車駐車場(生祥小学校プール跡地自転車駐車場(仮称))の供用開始			
"	"	同和地区の学生の奨学金返済に対する援助金支給に係る損害賠償請求訴訟で、最高裁が京都市の上告不受理を決定			
9	25	家庭ごみ有料指定袋20ℓ袋の販売開始	9	25	安倍内閣総辞職
			"	"	大相撲の力士が急死した問題で、時津風親方らによる暴行が判明
			9	26	第91代内閣総理大臣に福田康夫氏が就任
			9	27	ミャンマーの反政府デモ取材していた日本人ジャーナリストが射殺される

		京 都 市 会 関 係	
月	日	事 項	
10	1	建設消防委員会, 交通水道委員会	
"	"	市会運営委員会理事会	
10	4	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会	
"	"	普通予算特別委員会	
"	"	公営企業等決算特別委員会	
"	"	市会運営委員会	
10	5	第3回市会(定例会)閉会	
"	"	市会運営委員会理事会	
"	"	市会改革検討小委員会	
10	9	財政総務委員会, 文教委員会	
10	10	厚生委員会, 厚生委員会実地視察	
10	11	建設消防委員会	
10	12	交通水道委員会実地視察	
"	"	子ども議場見学	
10	18	市会改革検討小委員会	
10	22	財政総務委員会	
"	"	建設消防委員会他都市調査(~24日)	
10	23	文教委員会	
10	24	厚生委員会	
10	26	交通水道委員会	
10	29	市会改革検討小委員会	

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
10	1	「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」施行	10	1	郵政事業が民営化され、JP日本郵政グループが発足
〃	〃	公益通報窓口を市の外部に設置	〃	〃	緊急地震速報の一般への提供を開始
〃	〃	市内全世帯でのプラスチック製容器包装、スプレー缶・カセットボンベの分別収集を開始	〃	〃	(株)阪急百貨店と(株)阪神百貨店が経営統合し、エイチ・ツー・オー(H2O)リテイリング(株)が誕生
〃	〃	高齢者や障害のある方等に対する住宅用火災警報器の取付事業を開始			
10	2	電話による外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業を開始	10	3	平壤で7年ぶり2度目の南北首脳会談実施
10	5	都心部で「歩いて楽しいまちなか戦略」社会実験を実施(～14日)			
〃	〃	京都市図書館コンピューターシステムがリニューアル			
			10	12	赤福餅の製造年月日等の不適正表示について、農林水産省が、(株)赤福に対しJAS法に基づき改善を指示
			〃	〃	ゴア前米副大統領と国連の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」のノーベル平和賞授賞決定
10	15	茂山七五三(四世茂山千作)氏及び瀬戸内寂聴氏に名誉市民の称号を贈呈			
10	18	市バス・地下鉄経路検索サービス「洛ナビ」を開始			
10	26	京都市産業技術研究所基本計画を策定			
10	31	市内のセブン-イレブン及びスターバックス全店(132箇所)に「京都まちなか観光案内所」を開設			

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
11	3	財政総務委員会会議出席(全国和装産地市町村協議会平成19年度全体会議, ~4日)
"	"	親子ふれあい議場見学会を開催
11	5	財政総務委員会実地視察
11	6	文教委員会実地視察
"	"	財政総務委員会要望(税財政関係特別委員会党派別要望 6, 7日)
11	7	厚生委員会
11	8	建設消防委員会
11	9	市会運営委員会
11	15	市会運営委員会
"	"	市会改革検討小委員会
11	16	第4回市会(定例会)開会
11	19	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
11	20	第4回市会(定例会)続会
"	"	普通予算・決算特別委員会合同委員会, 普通予算・決算特別委員会(第1・第2)合同分科会
"	"	公営企業等予算特別委員会
11	21	第4回市会(定例会)続会
11	22	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	26	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	27	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	28	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	29	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	30	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
11	1	「路上喫煙等の禁止等に関する条例」に基づき、河原町・烏丸通の御池～四条間など10路線を禁止区域に指定	11	2	福田首相との会談後に党役員会で大連立を提案し、拒絶された小沢民主党代表が辞意を表明(7日に撤回)
11	8	ホームページ「京都市情報館」を全面リニューアル			
"	"	ニューツーリズム創出事業で5件の事業を認定			
11	9	「学校物品有効活用システム」・「みやこ学校エコマイレージ」を開始	11	9	牛肉製品等の不適正表示及び期限表示の改正について、(株)船場吉兆に対し、農林水産省がJAS法に基づく改善を指示(大阪市保健所及び福岡市保健所も改善を指導)
11	12	京の環境みらい創生事業の募集開始			
11	13	「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」を開始			
11	19	「みやこ杣木」認証制度の運用開始			
			11	21	人の皮膚から様々な組織のもとになる万能細胞を作ること京都大学の山中伸弥教授らが成功
11	28	「合併記念の森全体構想」を策定	11	28	(株)山田洋行の元専務からゴルフ接待を受けた収賄容疑で守屋前防衛事務次官を逮捕
			"	"	改正最低賃金法と労働契約法が成立

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
12	3	普通決算特別委員会
12	5	普通決算特別委員会
12	6	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
12	7	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会
12	10	建設消防委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
12	13	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	普通予算特別委員会, 普通決算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
12	14	第4回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会
"	"	市会改革検討小委員会
12	26	市会改革検討小委員会
12	28	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
12	3	「多重債務相談ダイヤル」を開設	12	3	太田大阪府知事が3選出馬断念を発表
			12	7	サッカー日本代表のオシム監督の後任に岡田武史氏の就任が決定
			12	8	法務省が死刑執行の事実とともに、死刑囚の氏名、犯罪事実及び執行場所を初公表
			12	8	京都サンガがサンフレッチェ広島との入れ替え戦で引き分け、J1復帰が決定
			12	19	韓国大統領選で李明博氏が当選
12	21	「京の水ビジョン」及び「上下水道事業中期経営プラン(2008-2012)」を策定			